

資 料

洞 爺 湖 町 議 会 令 和 3 年 9 月 会 議
議 案 説 明 資 料

洞爺湖町表彰条例に基づく被表彰者名簿

(順不同・敬称略)

《功労表彰》

氏 名	年齢	功 績 等 の 概 要	備 考
吉 田 聡	69歳	平成10年から令和3年まで23年の永きにわたり商工会役員として地域経済の向上と発展に寄与され、その間、商工部会長、経営改善普及事業推進委員長などを歴任し、特に各種事業においては、会員の意見集約を図り、各部会の連携や調整役として奔走されるとともに、地域活性化事業に積極的取り組まれるなど、地域経済の向上と発展に多大なる貢献をされた。	【対象公職等】 虻田町商工会理事 平 10.5～平 19.5 洞爺湖町商工会理事 平 19.5～令 3.5 民生委員児童委員 平 13.12～平 28.11 国民健康保険運営協議会委員 平 18.7～ 洞爺湖町教育委員会委員 平 26.5～ 【表彰歴】 平 10 貢献賞（自治会） 平 23 貢献賞（国保運営協議会） 平 29 貢献賞（学校薬剤師、民生委員）
岩 原 義 美	72歳	平成9年から令和3年まで23年余の永きにわたり教育委員会委員として学校教育の充実や、町民の生涯学習の推進及び芸術文化の振興に尽力され、特に、学校の統廃合では、地域の声に耳を傾け意見集約と円滑な統廃合の実施に注力され、また、縄文遺跡の世界遺産登録に取り組まれるなど、教育行政の振興発展に多大なる貢献をされた。	【対象公職等】 洞爺村教育委員会委員 平 9.10～平 18.3 洞爺湖町教育委員会委員 平 18.3～平 26.5 洞爺湖町教育委員会委員長 平 26.5～平 28.5 洞爺湖町教育委員会委員（教育長職務代理者） 平 28.5～令 3.5 洞爺村社会教育委員 昭 48.4～昭 50.3 洞爺村体育指導委員 昭 50.4～昭 58.3 洞爺村固定資産評価審査委員会委員 平 7.4～平 13.3
京 谷 常 美	72歳	平成元年から令和3年までの32年の永きにわたり洞爺消防団及び洞爺湖消防団員として幾多の災害に対し、常に第一線に立ち奮闘し、各種の災害から住民の生命、身体、財産等の保護に大きく貢献され、その功績は顕著である。 また、昭和62年から現在まで34年余の永きにわたり農業委員会委員として、適正な事務の執行に尽力されるとともに、平成22年からは会長として、組織の円滑な運営に努められ、地域農業の向上と発展に多大なる貢献をされている。	【対象公職等】 西胆振消防組合洞爺消防団団員 平 1.4～平 19.9 西胆振消防組合洞爺湖消防団団員 平 19.10～平 29.5 西胆振行政事務組合洞爺湖消防団団員 平 29.6～令 3.3 農業委員会委員 昭 62.7～平 22.3 農業委員会会長 平 22.3～ 公害対策審議委員 平 18.8～平 20.7 国民健康保険運営協議会委員 平 21.10～

氏 名	年齢	功 績 等 の 概 要	備 考
小 山 忠	60歳	平成2年から令和2年までの30年余の永きにわたり、洞爺消防団及び洞爺湖消防団員として幾多の災害に対し、常に第一線に立ち奮闘し、各種の災害から住民の生命、身体、財産等の保護に大きく貢献され、その功績は顕著である。	【対象公職等】 西胆振消防組合洞爺消防団団員 平2.10～平19.9 西胆振消防組合洞爺湖消防団団員 平19.10～平29.5 西胆振行政事務組合洞爺湖消防団団員 平29.6～令2.12

洞爺湖町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例新旧対照表（第1条関係）

改 正 案	現 行
目次 第1章～第9章 略 <u>第10章 委任（第203条）</u> <u>第11章 雑則（第204条）</u> 附則 （指定地域密着型サービスの事業の一般原則） 第3条 略 2及び3 略 <u>4 指定地域密着型サービス事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。</u> <u>5 指定地域密着型サービス事業者は、指定地域密着型サービスを提供するに当たっては、法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。</u> （指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護） 第5条 前条に規定する援助等を行うため、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護においては、次の各号に掲げるサービスを提供するものとする。 (1) 訪問介護員等（指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供に当たる介護福祉士又は法第8条第2項に規定する政令で定める者）<u>介護保険</u>	目次 第1章～第9章 略 <u>第10章 委任（第203条）</u> 附則 （指定地域密着型サービスの事業の一般原則） 第3条 略 2及び3 略 （指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護） 第5条 前条に規定する援助等を行うため、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護においては、次の各号に掲げるサービスを提供するものとする。 (1) 訪問介護員等（指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供に当たる介護福祉士又は法第8条第2項に規定する政令で定める者をいう。以

<u>法施行規則（平成１１年厚生省令第３６号。以下「施行規則」という。）第２２条の２第１項に規定する介護職員初任者研修課程を修了した者に限る。）</u>をいう。以下この章において同じ。）が、定期的に利用者の居宅を巡回して行う日常生活上の世話（以下この章において「定期巡回サービス」という。） (2)～(4) 略 （定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者の員数） 第６条 略 ２ オペレーターは、看護師、介護福祉士その他<u>指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成１８年厚生労働省令第３４号。以下「指定地域密着型サービス基準」という。）</u>第３条の４第２項に規定する厚生労働大臣が定める者（以下この章において「看護師、介護福祉士等」という。）をもって充てなければならない。ただし、利用者の処遇に支障がない場合であって、提供時間帯を通じて、看護師、介護福祉士等又は<u>第１項第４号アの看護職員との連携を確保しているときは</u>、サービス提供責任者（指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成１１年厚生省令第３７号。以下「指定居宅サービス等基準」という。）第５条第２項のサービス提供責任者をいう。以下同じ。）の<u>業務に１年以上（指定地域密着型サービス基準第３条の４第２項ただし書に規定する特に業務に従事した経験が必要な者として厚生労働大臣が定めるもの</u>にあつては、<u>３年以上</u>従事した経験を有する者をもって充てることができる。 ３及び４ 略 ５ 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の同一敷地内に次の各号	下この章において同じ。）が、定期的に利用者の居宅を巡回して行う日常生活上の世話（以下この章において「定期巡回サービス」という。） (2)～(4) 略 （定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者の員数） 第６条 略 ２ オペレーターは、看護師、介護福祉士その他厚生労働大臣が定める者（以下この章において「看護師、介護福祉士等」という。）をもって充てなければならない。ただし、利用者の処遇に支障がない場合であって、提供時間帯を通じて、看護師、介護福祉士等又は看護職員との連携を確保しているときは、サービス提供責任者（指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成１１年厚生省令第３７号。以下「指定居宅サービス等基準」という。）第５条第２項のサービス提供責任者をいう。以下同じ。）の<u>業務に３年以上</u>従事した経験を有する者をもって充てることができる。 ３及び４ 略 ５ 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の同一敷地内に次の各号
---	---

に掲げるいずれかの施設等がある場合において、当該施設等の入所者等の処遇に支障がない場合は、前項本文の規定にかかわらず、午後６時から午前８時までの間において、当該施設等の職員をオペレーターとして充てることができる。 (1) 指定短期入所生活介護事業所（指定居宅サービス等基準第１２１条第１項に規定する指定短期入所生活介護事業所をいう。<u>第４７条第４項第１号及び第１５１条第１２項において同じ。</u>） (2) 指定短期入所療養介護事業所（指定居宅サービス等基準第１４２条第１項に規定する指定短期入所療養介護事業所をいう。<u>第４７条第４項第２号において同じ。</u>） (3) 指定特定施設（指定居宅サービス等基準第１７４条第１項に規定する指定特定施設をいう。<u>第４７条第４項第３号において同じ。</u>） (4) 指定小規模多機能型居宅介護事業所（第８２条第１項に規定する指定小規模多機能型居宅介護事業所をいう。<u>第４７条第４項第４号において同じ。</u>） (5) 指定認知症対応型共同生活介護事業所（第１１０条第１項に規定する指定認知症対応型共同生活介護事業所をいう。<u>第４７条第４項第５号、第６４条第１項、第６５条、第８２条第６項、第８３条第３項及び第８４条において同じ。</u>） (6) 指定地域密着型特定施設（第１２９条第１項に規定する指定地域密着型特定施設をいう。<u>第４７条第４項第６号、第６４条第１項、第６５条第１項及び第８２条第６項において同じ。</u>） (7) 指定地域密着型介護老人福祉施設（第１５０条第１項に規定する指定地域密着型介護老人福祉施設をいう。<u>第４７条第４項第７号、第６４条第１項、第６５条第１項及び第８２条第６項において同じ。</u>）	に掲げるいずれかの施設等がある場合において、当該施設等の入所者等の処遇に支障がない場合は、前項本文の規定にかかわらず、午後６時から午前８時までの間において、当該施設等の職員をオペレーターとして充てることができる。 (1) 指定短期入所生活介護事業所（指定居宅サービス等基準第１２１条第１項に規定する指定短期入所生活介護事業所をいう。第１５１条第１２項において同じ。） (2) 指定短期入所療養介護事業所（指定居宅サービス等基準第１４２条第１項に規定する指定短期入所療養介護事業所をいう。） (3) 指定特定施設（指定居宅サービス等基準第１７４条第１項に規定する指定特定施設をいう。） (4) 指定小規模多機能型居宅介護事業所（第８２条第１項に規定する指定小規模多機能型居宅介護事業所をいう。） (5) 指定認知症対応型共同生活介護事業所（第１１０条第１項に規定する指定認知症対応型共同生活介護事業所をいう。第６４条第１項、第６５条、第８２条第６項、第８３条第３項及び第８４条において同じ。） (6) 指定地域密着型特定施設（第１２９条第１項に規定する指定地域密着型特定施設をいう。第６４条第１項、第６５条第１項及び第８２条第６項において同じ。） (7) 指定地域密着型介護老人福祉施設（第１５０条第１項に規定する指定地域密着型介護老人福祉施設をいう。第６４条第１項、第６５条第１項及び第８２条第６項において同じ。）
--	---

(8) 指定看護小規模多機能型居宅介護事業所(第191条第1項に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護事業所をいう。<u>第47条第4項第8号及び第5章から第8章まで</u>において同じ。) (9)～(12) 略 6～11 略 12 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者が指定訪問看護事業者(指定居宅サービス等基準第60条第1項に規定する指定訪問看護事業者をいう。以下同じ。)の指定を併せて受け、かつ、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の事業と指定訪問看護(指定居宅サービス等基準第59条に規定する指定訪問看護をいう。以下同じ。)の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合に、指定居宅サービス等基準第60条第1項第1号イに規定する人員に関する基準を満たすとき(同条第5項の規定により同条第1項第1号イ及び第2号に規定する基準を満たしているものとみなされているとき及び<u>第191条第14項</u>の規定により同条第4項に規定する基準を満たしているものとみなされているときを除く。)は、当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、第1項第4号アに規定する基準を満たしているものとみなすことができる。 (設備及び備品等) 第8条 略 2及び3 略 4 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者が指定夜間対応型訪問介護事業者(<u>第47条第1項</u>に規定する指定夜間対応型訪問介護事業者をいう。)の指定を併せて受け、かつ、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の事業と指定夜間対応型訪問介護(第45条に規定する指定夜間対応型	(8) 指定看護小規模多機能型居宅介護事業所(第191条第1項に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護事業所をいう。第5章から第8章までにおいて同じ。) (9)～(12) 略 6～11 略 12 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者が指定訪問看護事業者(指定居宅サービス等基準第60条第1項に規定する指定訪問看護事業者をいう。以下同じ。)の指定を併せて受け、かつ、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の事業と指定訪問看護(指定居宅サービス等基準第59条に規定する指定訪問看護をいう。以下同じ。)の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合に、指定居宅サービス等基準第60条第1項第1号イに規定する人員に関する基準を満たすとき(同条第5項の規定により同条第1項第1号イ及び第2号に規定する基準を満たしているものとみなされているとき及び<u>第191条第10項</u>の規定により同条第4項に規定する基準を満たしているものとみなされているときを除く。)は、当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、第1項第4号アに規定する基準を満たしているものとみなすことができる。 (設備及び備品等) 第8条 略 2及び3 略 4 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者が指定夜間対応型訪問介護事業者(<u>第7条第1項</u>に規定する指定夜間対応型訪問介護事業者をいう。)の指定を併せて受け、かつ、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の事業と指定夜間対応型訪問介護(第45条に規定する指定夜間対応型
---	---

訪問介護をいう。)の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、第49条に規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前3項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(心身の状況等の把握)

第14条 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供に当たっては、計画作成責任者による利用者の面接によるほか、利用者に係る指定居宅介護支援事業者が開催するサービス担当者会議(洞爺湖町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準等に関する条例(平成30年洞爺湖町条例第2号。以下「指定居宅介護支援等基準条例」という。))第16条第9号に規定するサービス担当者会議をいう。以下この章、第59条の6、第59条の28及び第59条の29において同じ。)等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。

(主治の医師との関係)

第25条 略

2 略

3 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、主治の医師に次条第1項に規定する定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画(訪問看護サービスの利用者に係るものに限る。)及び同条第10項に規定する訪問看護報告書を提出し、訪問看護サービスの提供に当たって主治の医師との密接な連携を図らなければならない。

訪問介護をいう。)の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、第49条に規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前3項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(心身の状況等の把握)

第14条 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供に当たっては、計画作成責任者による利用者の面接によるほか、利用者に係る指定居宅介護支援事業者が開催するサービス担当者会議(指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準(平成11年厚生省令第38号。以下「指定居宅介護支援等基準」という。))第13条第9号に規定するサービス担当者会議をいう。以下この章、第59条の6、第59条の28及び第59条の29において同じ。)等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。

(主治の医師との関係)

第25条 略

2 略

3 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、主治の医師に次条第1項に規定する定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画(訪問看護サービスの利用者に係るものに限る。)及び同条第11項に規定する訪問看護報告書を提出し、訪問看護サービスの提供に当たって主治の医師との密接な連携を図らなければならない。

4 医療機関が当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所を運営する場合にあっては、前2項の規定にかかわらず、第2項の主治の医師の文書による指示並びに前項の定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画及び次条第10項に規定する訪問看護報告書の提出は、診療録その他の診療に関する記録（以下「診療記録」という。）への記載をもって代えることができる。 （利用者に関する町への通知） 第28条 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護を受けている利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を<u>町</u>に通知しなければならない。 (1)及び(2) 略 （運営規程） 第31条 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程（以下この章において「運営規程」という。）を定めておかなければならない。 (1)～(7) 略 <u>(8) 虐待の防止のための措置に関する事項</u> <u>(9)</u> 略 （勤務体制の確保等） 第32条 略	4 医療機関が当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所を運営する場合にあっては、前2項の規定にかかわらず、第2項の主治の医師の文書による指示並びに前項の定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画及び次条第11項に規定する訪問看護報告書の提出は、診療録その他の診療に関する記録（以下「診療記録」という。）への記載をもって代えることができる。 （利用者に関する町への通知） 第28条 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護を受けている利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を<u>町長</u>に通知しなければならない。 (1)及び(2) 略 （運営規程） 第31条 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程（以下この章において「運営規程」という。）を定めておかなければならない。 (1)～(7) 略 <u>(8)</u> 略 （勤務体制の確保等） 第32条 略
---	--

2 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所ごとに、当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者によって指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護を提供しなければならない。ただし、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所が、適切に指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護を利用者に提供する体制を構築しており、他の指定訪問介護事業所、指定夜間対応型訪問介護事業所又は指定訪問看護事業所（以下この条において「指定訪問介護事業所等」という。）との密接な連携を図ることにより当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の効果的な運営を期待することができる場合であって、利用者の処遇に支障がないときは、町長が地域の実情を勘案し適切と認める範囲内において、<u>定期巡回・随時対応型訪問介護看護の事業の一部を、当該他の指定訪問介護事業所等との契約に基づき、当該指定訪問介護事業所等の従業者に行わせることができる。</u> 3 及び 4 略 5 <u>指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、適切な指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。</u> <u>（業務継続計画の策定等）</u> 第32条の2 <u>指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定定期巡回・随時対応型訪</u>	2 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所ごとに、当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者によって指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護を提供しなければならない。ただし、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所が、適切に指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護を利用者に提供する体制を構築しており、他の指定訪問介護事業所、指定夜間対応型訪問介護事業所又は指定訪問看護事業所（以下この条において「指定訪問介護事業所等」という。）との密接な連携を図ることにより当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の効果的な運営を期待することができる場合であって、利用者の処遇に支障がないときは、町長が地域の実情を勘案し適切と認める範囲内において、<u>指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の事業の一部を、当該他の指定訪問介護事業所等との契約に基づき、当該指定訪問介護事業所等の従業者に行わせることができる。</u> 3 及び 4 略
--	---

間介護看護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しなければならない。

3 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

（衛生管理等）

第33条 略

2 略

3 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者に周知徹底を図ること。

(2) 当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

(3) 当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所において、定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者に対し、感染症の予防及びまん延の

（衛生管理等）

第33条 略

2 略

防止のための研修及び訓練を定期的を実施すること。

(掲示)

第34条 略

2 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、前項に規定する重要事項を記載した書面を当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

(地域との連携等)

第39条 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供に当たっては、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、地域の医療関係者、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所が所在する町の職員又は当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所が所在する区域を管轄する法第115条の46第1項に規定する地域包括支援センターの職員、定期巡回・随時対応型訪問介護看護について知見を有する者等により構成される協議会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、利用者又はその家族(以下この項、第59条の17第1項及び第87条において「利用者等」という。)が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得なければならない。)(以下この項において「介護・医療連携推進会議」という。)を設置し、おおむね6月に1回以上、介護・医療連携推進会議に対して指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供状況等を報告し、介護・医療連携推進会議による評価を受けるとともに、介護・医療連携推進会議から必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければ

(掲示)

第34条 略

(地域との連携等)

第39条 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供に当たっては、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、地域の医療関係者、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所が所在する町の職員又は当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所が所在する区域を管轄する法第115条の46第1項に規定する地域包括支援センターの職員、定期巡回・随時対応型訪問介護看護について知見を有する者等により構成される協議会(以下この項において「介護・医療連携推進会議」という。)を設置し、おおむね3月に1回以上、介護・医療連携推進会議に対して指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供状況等を報告し、介護・医療連携推進会議による評価を受けるとともに、介護・医療連携推進会議から必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。

ばならない。

2～3 略

4 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護を提供する場合には、正当な理由がある場合を除き、当該建物に居住する利用者以外の者に対しても、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供を行うよう努めなければならない。

(虐待の防止)

第40条の2 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的に開催するとともに、その結果について、定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者に周知徹底を図ること。

(2) 当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。

(3) 当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所において、定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施すること。

(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

2～3 略

4 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護を提供する場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対しても、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供を行うよう努めなければならない。

(記録の整備) 第42条 略 2 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、利用者に対する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から<u>5年間</u>保存しなければならない。 (1)～(3) 略 (4) <u>第26条第10項</u>に規定する訪問看護報告書 (5)～(7) 略 (指定夜間対応型訪問介護) 第46条 前条に規定する援助を行うため、指定夜間対応型訪問介護においては、定期的に利用者の居宅を巡回して行う夜間対応型訪問介護（以下この章において「定期巡回サービス」という。）、あらかじめ利用者の心身の状況、その置かれている環境等を把握した上で、随時、利用者からの通報を受け、通報内容等を基に訪問介護員等（指定夜間対応型訪問介護の提供に当たる介護福祉士又は法第8条第2項に規定する政令で定める者<u>（施行規則第22条の23第1項に規定する介護職員初任者研修課程を修了した者に限る。）</u>）をいう。以下この章において同じ。）の訪問の可否等を判断するサービス（以下「オペレーションセンターサービス」という。）及びオペレーションセンター（オペレーションセンターサービスを行うための次条第1項第1号に規定するオペレーションセンター従業者を置いている事務所をいう。以下同じ。）等からの随時の連絡に対応して行う夜間対応型訪問介護（以下この章において「随時訪問サービス」という。）を提供するものとする。 2 略	(記録の整備) 第42条 略 2 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、利用者に対する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から<u>2年間</u>保存しなければならない。 (1)～(3) 略 (4) <u>第25条第10項</u>に規定する訪問看護報告書 (5)～(7) 略 (指定夜間対応型訪問介護) 第46条 前条に規定する援助を行うため、指定夜間対応型訪問介護においては、定期的に利用者の居宅を巡回して行う夜間対応型訪問介護（以下この章において「定期巡回サービス」という。）、あらかじめ利用者の心身の状況、その置かれている環境等を把握した上で、随時、利用者からの通報を受け、通報内容等を基に訪問介護員等（指定夜間対応型訪問介護の提供に当たる介護福祉士又は法第8条第2項に規定する政令で定める者をいう。以下この章において同じ。）の訪問の可否等を判断するサービス（以下「オペレーションセンターサービス」という。）及びオペレーションセンター（オペレーションセンターサービスを行うための次条第1項第1号に規定するオペレーションセンター従業者を置いている事務所をいう。以下同じ。）等からの随時の連絡に対応して行う夜間対応型訪問介護（以下この章において「随時訪問サービス」という。）を提供するものとする。 2 略
--	--

(訪問介護員等の員数) 第47条 略 (1) オペレーションセンター従業者 オペレーター(指定夜間対応型訪問介護を提供する時間帯を通じて利用者からの通報を受け付ける業務に当たる従業者をいう。以下この章において同じ。)として1以上及び利用者の面接その他の業務を行う者として1以上確保されるために必要な数以上 (2) 定期巡回サービスを行う訪問介護員等 定期巡回サービスを行う訪問介護員等の員数は、交通事情、訪問頻度等を勘案し、利用者に適切に定期巡回サービスを提供するために必要な数以上 (3) 随時訪問サービスを行う訪問介護員等 随時訪問サービスを行う訪問介護員等の員数は、指定夜間対応型訪問介護を提供する時間帯を通じて随時訪問サービスの提供に当たる訪問介護員等が1以上確保されるために必要な数以上 2 オペレーターは、看護師、介護福祉士その他<u>指定地域密着型サービス基準第6条第2項に規定する</u>厚生労働大臣が定める者をもって充てなければならない。ただし、利用者の処遇に支障がない場合であって、指定夜間	(訪問介護員等の員数) 第47条 略 (1) オペレーションセンター従業者 オペレーター(指定夜間対応型訪問介護を提供する時間帯を通じて<u>専ら</u>利用者からの通報を受け付ける業務に当たる従業者をいう。以下この章において同じ。)として1以上及び利用者の面接その他の業務を行う者として1以上確保されるために必要な数以上とする。<u>ただし、利用者の処遇に支障がない場合は、オペレーターは、当該夜間対応型訪問介護事業所の定期巡回サービス、同一敷地内の指定訪問介護事業所若しくは指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の職務又は利用者以外の者からの通報を受け付ける業務に従事することができる。</u> (2) 定期巡回サービスを行う訪問介護員等 定期巡回サービスを行う訪問介護員等の員数は、交通事情、訪問頻度等を勘案し、利用者に適切に定期巡回サービスを提供するために必要な数以上とする。 (3) 随時訪問サービスを行う訪問介護員等 随時訪問サービスを行う訪問介護員等の員数は、指定夜間対応型訪問介護を提供する時間帯を通じて<u>専ら</u>随時訪問サービスの提供に当たる訪問介護員等が1以上確保されるために必要な数以上とする。<u>ただし、利用者の処遇に支障がない場合は、当該夜間対応型訪問介護事業所の定期巡回サービス又は同一敷地内にある指定訪問介護事業所若しくは指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の職務に従事することができる。</u> 2 オペレーターは、看護師、介護福祉士その他厚生労働大臣が定める者をもって充てなければならない。ただし、利用者の処遇に支障がない場合であって、指定夜間対応型訪問介護を提供する時間帯を通じて、これらの者
---	--

対応型訪問介護を提供する時間帯を通じて、これらの者との連携を確保しているときは、<u>1年以上（特に業務に従事した経験が必要な者として指定地域密着型サービス基準第6条第2項に規定する厚生労働大臣が定めるものにあつては、3年以上）サービス提供責任者の業務に従事した経験を有する者をもって充てることができる。</u> <u>3 オペレーターは、専らその職務に従事する者でなければならない。ただし、利用者の処遇に支障がない場合は、当該指定夜間対応型訪問介護事業所の定期巡回サービス、同一敷地内の指定訪問介護事業所若しくは指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の職務又は利用者以外の者からの通報を受け付ける業務に従事することができる。</u> <u>4 指定夜間対応型訪問介護事業所の同一敷地内に次に掲げるいずれかの施設等がある場合において、当該施設等の入所者等の処遇に支障がない場合は、前項本文の規定にかかわらず、当該施設等の職員をオペレーターとして充てることができる。</u> <u>(1) 指定短期入所生活介護事業所</u> <u>(2) 指定短期入所療養介護事業所</u> <u>(3) 指定特定施設</u> <u>(4) 指定小規模多機能型居宅介護事業所</u> <u>(5) 指定認知症対応型共同生活介護事業所</u> <u>(6) 指定地域密着型特定施設</u> <u>(7) 指定地域密着型介護老人福祉施設</u> <u>(8) 指定看護小規模多機能型居宅介護事業所</u> <u>(9) 指定介護老人福祉施設</u> <u>(10) 介護老人保健施設</u> <u>(11) 指定介護療養型医療施設</u>	との連携を確保しているときは、<u>3年以上</u>サービス提供責任者の業務に従事した経験を有する者をもって充てることができる。
--	---

<u>(12) 介護医療院</u> <u>5 随時訪問サービスを行う訪問介護員等は、専ら当該随時訪問サービスの提供に当たる者でなければならない。ただし、利用者の処遇に支障がない場合は、当該指定夜間対応型訪問介護事業所の定期巡回サービス又は同一敷地内にある指定訪問介護事業所若しくは指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の職務に従事することができる。</u> <u>6 当該指定夜間対応型訪問介護事業所の利用者に対するオペレーションセンターサービスの提供に支障がない場合は、第3項本文及び前項本文の規定にかかわらず、オペレーターは、随時訪問サービスに従事することができる。</u> <u>7 前項の規定によりオペレーターが随時訪問サービスに従事している場合において、当該指定夜間対応型訪問介護事業所の利用者に対する随時訪問サービスの提供に支障がないときは、第1項の規定にかかわらず、随時訪問サービスを行う訪問介護員等を置かないことができる。</u> (運営規程) 第55条 指定夜間対応型訪問介護事業者は、指定夜間対応型訪問介護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程（以下この章において「運営規程」という。）を定めておかなければならない。 (1)～(7) 略 <u>(8) 虐待の防止のための措置に関する事項</u> <u>(9) 略</u> (勤務体制の確保等) 第56条 略	(運営規程) 第55条 指定夜間対応型訪問介護事業者は、指定夜間対応型訪問介護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程（以下この章において「運営規程」という。）を定めておかなければならない。 (1)～(7) 略 <u>(8) 略</u> (勤務体制の確保等) 第56条 略
--	--

2 指定夜間対応型訪問介護事業者は、指定夜間対応型訪問介護事業所ごとに、当該指定夜間対応型訪問介護事業所の訪問介護員等によって定期巡回サービス及び随時訪問サービスを提供しなければならない。ただし、<u>指定夜間対応型訪問介護事業所が、適切に指定夜間対応型訪問介護を利用者に提供する体制を構築しており、他の指定訪問介護事業所又は指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所（以下この項において「指定訪問介護事業所等」という。）との密接な連携を図ることにより当該指定夜間対応型訪問介護事業所の効果的な運営を期待することができる場合であって、利用者の処遇に支障がないときは、町長が地域の実情を勘案し適切と認める範囲内において、指定夜間対応型訪問介護の事業の一部を、当該他の指定訪問介護事業所等の従業者に行わせることができる。</u> 3 <u>前項本文の規定にかかわらず、オペレーションセンターサービスについては、町長が地域の実情を勘案し適切と認める範囲内において、複数の指定夜間対応型訪問介護事業所の間の契約に基づき、当該複数の指定夜間対応型訪問介護事業所が密接な連携を図ることにより、一体的に利用者又はその家族等からの通報を受けることができる。</u> 4 略 5 <u>指定夜間対応型訪問介護事業者は、適切な指定夜間対応型訪問介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものに</u>	2 指定夜間対応型訪問介護事業者は、指定夜間対応型訪問介護事業所ごとに、当該指定夜間対応型訪問介護事業所の訪問介護員等によって定期巡回サービス及び随時訪問サービスを提供しなければならない。ただし、<u>随時訪問サービスについては、他の指定訪問介護事業所との連携を図ることにより当該指定夜間対応型訪問介護事業所の効果的な運営を期待することができる場合であって、利用者の処遇に支障がないときは、当該他の指定訪問介護事業所の訪問介護員等に行わせることができる。</u> 3 <u>前項の規定にかかわらず、指定夜間対応型訪問介護事業者が指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定夜間対応型訪問介護の事業と指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の事業とが同一敷地内において一体的に運営されている場合（第32条第2項ただし書の規定により当該夜間対応型訪問介護事業所の従業者が当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の職務を行うことにつき町長に認められている場合に限る。）であって、利用者の処遇に支障がないときは、町長が地域の実情を勘案し適切と認める範囲内において、定期巡回サービス又は随時訪問サービスの事業の一部を他の指定訪問介護事業所又は指定夜間対応型訪問介護事業所の従業者に行わせることができる。</u> 4 略
---	--

<u>より夜間対応型訪問介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。</u> (地域との連携等) 第57条 略 <u>2 指定夜間対応型訪問介護事業者は、指定夜間対応型訪問介護事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して指定夜間対応型訪問介護を提供する場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対しても、指定夜間対応型訪問介護の提供を行うよう努めなければならない。</u> (記録の整備) 第58条 略 2 指定夜間対応型訪問介護事業者は、利用者に対する指定夜間対応型訪問介護の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から<u>5年間</u>保存しなければならない。 (1)～(5) 略 (準用) 第59条 第9条から第22条まで、第27条、第28条、<u>第32条の2から第38条まで及び第40条から第41条までの規定は、夜間対応型訪問介護の事業について準用する。この場合において、第9条第1項中「第31条に規定する運営規程」とあるのは、「第55条に規定する重要事項に関する規程（第34条第1項において同じ。）」と、同項、第19条、第32条の2第2項、第33条第1項並びに第3項第1号及び第3号、第34条第1項並びに第40条の2第1号及び第3号中「定期巡回・随時対応</u>	(地域との連携等) 第57条 略 (記録の整備) 第58条 略 2 指定夜間対応型訪問介護事業者は、利用者に対する指定夜間対応型訪問介護の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から<u>2年間</u>保存しなければならない。 (1)～(5) 略 (準用) 第59条 第9条から第22条まで、第27条、第28条、<u>第33条から第38条まで、第40条及び第41条の規定は、夜間対応型訪問介護の事業について準用する。この場合において、第9条第1項、第19条、第33条及び第14条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「夜間対応型訪問介護従業者」と、第34条中「計画作成責任者」とあるのは「オペレーションセンター従業者（オペレーションセンターを設置しない場合にあつては、訪問介護員等）」と、第27条中「定期巡回・随</u>
--	---

型訪問介護看護従業者」とあるのは「夜間対応型訪問介護従業者」と、第14条中「計画作成責任者」とあるのは「オペレーションセンター従業者（オペレーションセンターを設置しない場合にあっては、訪問介護員等）」と、第27条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「訪問介護員等」と、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護（随時対応サービスを除く。）」とあるのは「夜間対応型訪問介護」と読み替えるものとする。

（従業者の員数）

第59条の3 指定地域密着型通所介護の事業を行う者（以下「指定地域密着型通所介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定地域密着型通所介護事業所」という。）ごとに置くべき従業者（以下この節から第4節までにおいて「地域密着型通所介護従業者」という。）の員数は、次のとおりとする。

(1)及び(2) 略

(3) 介護職員 指定地域密着型通所介護の単位ごとに、当該指定地域密着型通所介護を提供している時間帯に介護職員（専ら当該指定地域密着型通所介護の提供に当たる者に限る。）が勤務している時間数の合計数を当該指定地域密着型通所介護を提供している時間数（次項において「提供単位時間数」という。）で除して得た数が利用者（当該指定地域密着型通所介護事業者が法第115条の45第1項第1号ロの第1号通所事業（地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成26年法律第83号）第5条による改正前の法第8条の2第7項に規定する介護予防通所介護に相当するものとして町長が定めるものに限る。）に係る指定事業者の指定を併せて

時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「訪問介護員等」と、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護（随時対応サービスを除く。）」とあるのは「夜間対応型訪問介護」と読み替えるものとする。

（従業者の員数）

第59条の3 指定地域密着型通所介護の事業を行う者（以下「指定地域密着型通所介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定地域密着型通所介護事業所」という。）ごとに置くべき従業者（以下この節から第4節までにおいて「地域密着型通所介護従業者」という。）の員数は、次のとおりとする。

(1)及び(2) 略

(3) 介護職員 指定地域密着型通所介護の単位ごとに、当該指定地域密着型通所介護を提供している時間帯に介護職員（専ら当該指定地域密着型通所介護の提供に当たる者に限る。）が勤務している時間数の合計数を当該指定地域密着型通所介護を提供している時間数（次項において「提供単位時間数」という。）で除して得た数が利用者（当該指定地域密着型通所介護事業者が法第115条の45第1項第1号ロの第1号通所事業（地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成26年法律第83号）第5条による改正前の法第8条の2第7項の介護予防通所介護に相当するものとして町長が定めるものに限る。）に係る指定事業者の指定を併せて受け、か

受け、かつ、指定地域密着型通所介護の事業と当該第1号通所事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあっては、当該事業所における指定地域密着型通所介護又は当該第1号通所事業の利用者。以下この節及び次節において同じ。)の数が15人以下の場合にあっては1以上、15人を超える場合にあっては15人を超える部分の数を5で除して得た数に1を加えた数以上確保されるために必要と認められる数 (4) 略 2～6 略 7 <u>第1項</u>の生活相談員又は介護職員のうち1人以上は、常勤でなければならない。 8 指定地域密着型通所介護事業者が<u>第1項第3号に規定する</u>第1号通所事業に係る指定事業者の指定を併せて受け、かつ、指定地域密着型通所介護の事業と当該第1号通所事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、<u>町</u>が定める当該第1号通所事業の人員に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。 (設備、備品等) 第59条の5 略 2～4 略 5 指定地域密着型通所介護事業者が<u>第59条の3第1項第3号に規定する</u>第1号通所事業に係る指定事業者の指定を併せて受け、かつ、指定地域密着型通所介護の事業と当該第1号通所事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、町が定める当該第1号通所事業	つ、指定地域密着型通所介護の事業と当該第1号通所事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあっては、当該事業所における指定地域密着型通所介護又は当該第1号通所事業の利用者。以下この節及び次節において同じ。)の数が15人以下の場合にあっては1以上、15人を超える場合にあっては15人を超える部分の数を5で除して得た数に1を加えた数以上確保されるために必要と認められる数 (4) 略 2～6 略 7 <u>第1項第1号</u>の生活相談員又は介護職員のうち1人以上は、常勤でなければならない。 8 指定地域密着型通所介護事業者が<u>第1項第3号の</u>第1号通所事業に係る指定事業者の指定を併せて受け、かつ、指定地域密着型通所介護の事業と当該第1号通所事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、<u>町長</u>が定める当該第1号通所事業の人員に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。 (設備、備品等) 第59条の5 略 2～4 略 5 指定地域密着型通所介護事業者が<u>第59条の3第1項第3号の</u>第1号通所事業に係る指定事業者の指定を併せて受け、かつ、指定地域密着型通所介護の事業と当該第1号通所事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、町が定める当該第1号通所事業の設備に
--	--

の設備に関する基準を満たすことをもって、第1項から第3項までに規定する基準を満たしているものとみなすことができる。 (利用料等の受領) 第59条の7 略 2及び3 略 4 前項第3号に掲げる費用については、<u>指定地域密着型サービス基準第24条第4項に規定する厚生労働大臣が定めるところによるものとする。</u> 5 指定地域密着型通所介護事業者は、<u>第3項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。</u> (指定地域密着型通所介護の具体的取扱方針) 第59条の9 指定地域密着型通所介護の方針は、次に掲げる<u>ところによるものとする。</u> (1) 指定地域密着型通所介護は、利用者が住み慣れた地域での生活を継続することができるよう、地域住民との交流や地域活動への参加を図りつつ、利用者の心身の状況を踏まえ、<u>妥当適切</u>に行うものとする。 (2) 指定地域密着型通所介護は、利用者<u>1人1人</u>の人格を尊重し、利用者がそれぞれの役割を持って日常生活を送ることができるよう配慮して行うものとする。 (3) 指定地域密着型通所介護の提供に当たっては、次条第1項の地域密着型通所介護計画に基づき、漫然かつ画一的にならないように、<u>利用者の機能訓練及びその者が日常生活を営むことができるよう必要な援助を</u>	関する基準を満たすことをもって、第1項から第3項までに規定する基準を満たしているものとみなすことができる。 (利用料等の受領) 第59条の7 略。 2及び3 略 4 前項第3号に掲げる費用については、<u>別に厚生労働大臣が定めるところによるものとする。</u> 5 指定地域密着型通所介護事業者は、<u>第3項に規定する費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ利用者又はその家族に対し当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。</u> (指定地域密着型通所介護の具体的取扱方針) 第59条の9 指定地域密着型通所介護の方針は、次に掲げるものとする。 (1) 指定地域密着型通所介護は、利用者が住み慣れた地域での生活を継続することができるよう、地域住民との交流や地域活動への参加を図りつつ、利用者の心身の状況を踏まえ、<u>適切</u>に行うものとする。 (2) 指定地域密着型通所介護は、利用者<u>一人一人</u>の人格を尊重し、利用者がそれぞれの役割を持って日常生活を送ることができるよう配慮して行うものとする。 (3) 指定地域密着型通所介護の提供に当たっては、次条第1項の地域密着型通所介護計画に基づき、漫然かつ画一的にならないように<u>利用者の機能訓練及びその者が日常生活を営むことができるよう必要な援助を行</u>
--	---

行うものとする。 (4) 地域密着型通所介護従業者は、指定地域密着型通所介護の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、<u>サービスの提供方法等</u>について、理解しやすいように説明を行うものとする。 (5) 略 (6) 指定地域密着型通所介護事業者は、常に利用者の心身の状況を的確に把握しつつ、相談援助等の生活指導、機能訓練その他必要なサービスを利用者の希望に添って適切に提供するものとする。特に、<u>認知症</u>（法第5条の2第1項の認知症をいう。以下同じ。）である要介護者に対しては、必要に応じ、その特性に対応したサービスの提供ができる体制を整えるものとする。 （地域密着型通所介護計画の作成） 第59条の10 指定地域密着型通所介護事業所の管理者は、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえ、機能訓練等の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した地域密着型通所介護計画を作成しなければならない。 2～4 略 5 地域密着型通所介護従業者は、それぞれの利用者について、<u>地域密着型通所介護計画</u>に従ったサービスの実施状況及び目標の達成状況の記録を行う。 （運営規程）	うものとする。 (4) 地域密着型通所介護従業者は、指定地域密着型通所介護の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し<u>サービスの提供方法等</u>について、理解しやすいように説明を行うものとする。 (5) 略 (6) 指定地域密着型通所介護事業者は、常に利用者の心身の状況を的確に把握しつつ、相談援助等の生活指導、機能訓練その他必要なサービスを利用者の希望に添って適切に提供するものとする。特に<u>認知症</u>（法第5条の2第1項の認知症をいう。以下同じ。）である要介護者に対しては、必要に応じ、その特性に対応したサービスの提供ができる体制を整えるものとする。 （地域密着型通所介護計画の作成） 第59条の10 指定地域密着型通所介護事業所の管理者は、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえ、機能訓練等の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した地域密着型通所介護計画（以下「<u>地域密着型通所介護計画</u>」という。）を作成しなければならない。 2～4 略 5 地域密着型通所介護従業者は、それぞれの利用者について<u>地域密着型通所介護計画</u>に従ったサービスの実施状況及び目標の達成状況の記録を行わなければならない。 （運営規程）
--	--

第５９条の１２ 指定地域密着型通所介護事業者は、指定地域密着型通所介護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。 (1)～(9) 略 <u>(10) 虐待の防止のための措置に関する事項</u> <u>(11) 略</u> (勤務体制の確保等) 第５９条の１３ 略 ２ 略 ３ 指定地域密着型通所介護事業者は、地域密着型通所介護従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。<u>その際、指定地域密着型通所介護事業者は、全ての地域密着型通所介護従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第８条第２項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。</u> <u>４ 指定地域密着型通所介護事業者は、適切な指定地域密着型通所介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより地域密着型通所介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。</u> (非常災害対策) 第５９条の１５ 略	第５９条の１２ 指定地域密着型通所介護事業者は、指定地域密着型通所介護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。 (1)～(9) 略 <u>(10) 略</u> (勤務体制の確保等) 第５９条の１３ 略 ２ 略 ３ 指定地域密着型通所介護事業者は、地域密着型通所介護従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。 (非常災害対策) 第５９条の１５ 略
--	---

<u>2 指定地域密着型通所介護事業者は、前項に規定する訓練の実施に当たっては、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。</u> <u>3 指定地域密着型通所介護事業者は、第1項の規定により非常災害に係る対策を講ずるに当たっては、地域の特性等を考慮して、地震災害、津波災害、風水害その他の自然災害に係る対策を含むものとしなければならない。</u> (衛生管理等) 第59条の16 略 2 指定地域密着型通所介護事業者は、当該指定地域密着型通所介護事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、<u>次に掲げる措置を講じなければならない。</u> (1) <u>当該指定地域密着型通所介護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、地域密着型通所介護従業者に周知徹底を図ること。</u> (2) <u>当該指定地域密着型通所介護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。</u> (3) <u>当該指定地域密着型通所介護事業所において、地域密着型通所介護従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施すること。</u> (地域との連携等) 第59条の17 指定地域密着型通所介護事業者は、指定地域密着型通所介	(衛生管理等) 第59条の16 略 2 指定地域密着型通所介護事業者は、当該指定地域密着型通所介護事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように<u>必要な措置を講ずるよう努めなければならない。</u> (地域との連携等) 第59条の17 指定地域密着型通所介護事業者は、指定地域密着型通所介
---	--

護の提供に当たっては、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、町の職員又は<u>当該指定地域密着型通所介護事業所が所在する区域を管轄する法第115条の4第1項に規定する地域包括支援センターの職員、地域密着型通所介護について知見を有する者等により構成される協議会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、利用者等が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得なければならない。）</u>（以下この項において「運営推進会議」という。）を設置し、おおむね6月に1回以上、運営推進会議に対し活動状況を報告し、運営推進会議による評価を受けるとともに、運営推進会議から必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。 2 指定地域密着型通所介護事業者は、<u>前項の報告、評価、要望、助言等</u>についての記録を作成するとともに、当該記録を公表しなければならない。 3 指定地域密着型通所介護事業者は、その事業の運営に当たっては、<u>地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力</u>を行う等の地域との交流を図らなければならない。 4 略 5 指定地域密着型通所介護事業者は、指定地域密着型通所介護事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して指定地域密着型通所介護を提供する場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対しても、<u>指定地域密着型通所介護の提供</u>を行うよう努めなければならない。 （準用） 第59条の20 第9条から第13条まで、第15条から第18条まで、第20条、第22条、第28条、<u>第32条の2</u>、第34条から第38条まで、	護の提供に当たっては、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、町の職員又は<u>指定地域密着型通所介護事業所が所在する区域を管轄する法第115条の4第1項の地域包括支援センターの職員、地域密着型通所介護について知見を有する者等により構成される協議会</u>（以下この項において「運営推進会議」という。）を設置し、おおむね6月に1回以上、運営推進会議に対し活動状況を報告し、運営推進会議による評価を受けるとともに、運営推進会議から必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。 2 指定地域密着型通所介護事業者は、<u>前項に規定する報告、評価、要望、助言等</u>についての記録を作成するとともに、当該記録を公表しなければならない。 3 指定地域密着型通所介護事業者は、その事業の運営に当たっては、<u>地域住民との連携、協力</u>を行う等の地域との交流を図らなければならない。 4 略 5 指定地域密着型通所介護事業者は、指定地域密着型通所介護事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して指定地域密着型通所介護を提供する場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対しても<u>指定地域密着型通所介護の提供</u>を行うよう努めなければならない。 （準用） 第59条の20 第9条から第13条まで、第15条から第18条まで、第20条、第22条、第28条、第34条から第38条まで、第41条及び
--	--

第40条の2、第41条及び第53条の規定は、指定地域密着型通所介護の事業について準用する。この場合において、第9条第1項中「第31条に規定する運営規程」とあるのは「第59条の12に規定する重要事項に関する規程（第34条第1項において同じ。）」と、同項、第32条の2第2項、第34条第1項並びに第40条の2第1号及び第3号中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「地域密着型通所介護従業者」と読み替えるものとする。

（準用）

第59条の20の3 第9条から第13条まで、第15条から第18条まで、第20条、第22条、第28条、第32条の2、第34条から第38条まで、第40条の2、第41条、第53条、第59条の2、第59条の4及び第59条の5第4項並びに前節（第59条の20を除く。）の規定は、共生型地域密着型通所介護の事業について準用する。この場合において、第9条第1項中「第31条に規定する運営規程」とあるのは「第59条の12の重要事項に関する規程（第34条第1項において同じ。）」と、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「共生型地域密着型通所介護の提供に当たる従業者（以下「共生型地域密着型通所介護従業者」という。）」と、第32条の2第2項、第34条第1項並びに第40条の2第1号及び第3号中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「共生型地域密着型通所介護従業者」と、第59条の5第4項中「前項ただし書の場合（指定地域密着型通所介護事業者が第1項に掲げる設備を利用し、夜間及び深夜に指定地域密着型通所介護以外のサービスを提供する場合に限る。）」とあるのは「共生型地域密着型通所介護事業者が共生型地域密着型通所介護事業所の設備を利用し、夜間及び深夜に共

第53条の規定は、指定地域密着型通所介護の事業について準用する。この場合において、第9条第1項中「第31条の運営規程」とあるのは「第59条の12の重要事項に関する規程」と、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「地域密着型通所介護従業者」と、第34条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「地域密着型通所介護従業者」と読み替えるものとする。

（準用）

第59条の20の3 第9条から第13条まで、第15条から第18条まで、第20条、第22条、第28条、第34条から第38条まで、第41条、第53条、第59条の2、第59条の4及び第59条の5第4項並びに前節（第59条の20を除く。）の規定は、共生型地域密着型通所介護の事業について準用する。この場合において、第9条第1項中「第31条に規定する運営規程」とあるのは「運営規程（第59条の12に規定する運営規程をいう。第34条において同じ。）」と、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「共生型地域密着型通所介護の提供に当たる従業者（以下「共生型地域密着型通所介護従業者」という。）」と、第34条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「共生型地域密着型通所介護従業者」と、第59条の5第4項中「前項ただし書の場合（指定地域密着型通所介護事業者が第1項に掲げる設備を利用し、夜間及び深夜に指定地域密着型通所介護以外のサービスを提供する場合に限る。）」とあるのは「共生型地域密着型通所介護事業者が共生型地域密着型通所介護事業所の設備を利用し、夜間及び深夜に共生型地域密着型通所介護以外のサービスを提供する場合」と、第59条の9第4号及び

生型地域密着型通所介護以外のサービスを提供する場合」と、第59条の9第4号、第59条の10第5項、第59条の13第3項及び第4項並びに第59条の16第2項第1号及び第3号中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「共生型地域密着型通所介護従業者」と、第59条の19第2項第2号中「次条において準用する第20条第2項」とあるのは「第20条第2項」と、同項第3号中「次条において準用する第28条」とあるのは「第28条」と、同項第4号中「次条において準用する第38条第2項」とあるのは「第38条第2項」と読み替えるものとする。

(趣旨)

第59条の21 第1節から第4節までの規定にかかわらず、指定療養通所介護（指定地域密着型通所介護であって、難病等を有する重度要介護者又はがん末期の者であって、サービスの提供に当たり常時看護師による観察が必要なものを対象者とし、第59条の31に規定する療養通所介護計画に基づき、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うものをいう。以下同じ。）の事業の基本方針並びに人員、設備及び運営に関する基準については、この節に定めるところによる。

(基本方針)

第59条の22 略

2 指定療養通所介護の事業を行う者（以下「指定療養通所介護事業者」という。）は、指定療養通所介護の提供に当たっては、利用者の主治の医師及び当該利用者の利用している訪問看護事業者（指定訪問看護事業者又は健康保険法（大正11年法律第70号）第88条第1項に規定する指定訪問看護事業者をいう。以下この節において同じ。）等との密接な連携に努

第59条の10第5項中「地域密着型通所介護従業者」とあり、並びに第59条の13第3項中「指定地域密着型通所介護従業者」とあるのは「共生型地域密着型通所介護従業者」と、第59条の19第2項第2号中「次条において準用する第20条第2項」とあるのは「第20条第2項」と、同項第3号中「次条において準用する第28条」とあるのは「第28条」と、同項第4号中「次条において準用する第38条第2項」とあるのは「第38条第2項」と読み替えるものとする。

(趣旨)

第59条の21 第1節から第4節までの規定にかかわらず、指定療養通所介護（指定地域密着型通所介護であって、難病等を有する重度要介護者又はがん末期の者であって、サービスの提供に当たり常時看護師による観察が必要なものを対象者とし、第59条の31第1項の療養通所介護計画に基づき、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うものをいう。以下同じ。）の事業の基本方針並びに人員、設備及び運営に関する基準については、この節に定めるところによる。

(基本方針)

第59条の22 略

2 指定療養通所介護の事業を行う者（以下「指定療養通所介護事業者」という。）は、指定療養通所介護の提供に当たっては、利用者の主治の医師及び当該利用者が利用する訪問看護事業者（指定訪問看護事業者又は健康保険法（大正11年法律第70号）第88条第1項の指定訪問看護事業者をいう。以下この節において同じ。）等との密接な連携に努めなければな

めなければならない。 (内容及び手続の説明並びに同意) 第59条の27 指定療養通所介護事業者は、指定療養通所介護の提供の開始に際し、あらかじめ、<u>利用申込者又はその家族に対し、第59条の34に規定する重要事項に関する規程の概要、療養通所介護従業者の勤務の体制、第59条の32第1項に規定する利用者ごとに定めた緊急時等の対応策、主治の医師及び第59条の35第1項に規定する緊急時対応医療機関との連絡体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。</u> 2 略 (心身の状況等の把握) 第59条の28 指定療養通所介護事業者は、指定療養通所介護の提供に当たっては、利用者に係る指定居宅介護支援事業者が開催するサービス担当者会議等を通じて、<u>利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。</u> 2 指定療養通所介護事業者は、<u>体調</u>の変化等に応じた適切なサービスを提供できるよう、<u>特に利用者の主治の医師及び当該利用者が利用する訪問看護事業者等との密接な連携を図り、利用者の心身の状況等の把握に努めなければならない。</u> (指定居宅介護支援事業者等との連携)	らない。 (内容及び手続の説明並びに同意) 第59条の27 指定療養通所介護事業者は、指定療養通所介護の提供の開始に際し、あらかじめ<u>利用申込者又はその家族に対し第59条の34に規定する運営規程の概要、療養通所介護従業者の勤務の体制、第59条の32第1項に規定する利用者ごとに定めた緊急時等の対応策、主治の医師及び第59条の35第1項の緊急時対応医療機関との連絡体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。</u> 2 略 (心身の状況等の把握) 第59条の28 指定療養通所介護事業者は、指定療養通所介護の提供に当たっては、利用者に係る指定居宅介護支援事業者が開催するサービス担当者会議等を通じて<u>利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。</u> 2 指定療養通所介護事業者は、<u>利用者の体調</u>の変化等に応じた適切なサービスを提供できるよう、<u>利用者の主治の医師及び当該利用者が利用する訪問看護事業者等との密接な連携を図り、利用者の心身の状況等の把握に努めなければならない。</u> (指定居宅介護支援事業者等との連携)
---	--

第59条の29 略 2 指定療養通所介護事業者は、利用者に対する指定療養通所介護の提供の適否について、<u>主治の医師</u>を含めたサービス担当者会議において検討するため、当該利用者に係る指定居宅介護支援事業者に対して必要な情報を提供するように努めなければならない。 3 指定療養通所介護事業者は、利用者に係る指定居宅介護支援事業者に対して、<u>居宅サービス計画</u>の作成、変更等に必要な情報を提供するように努めなければならない。 4 略 (指定療養通所介護の具体的取扱方針) 第59条の30 指定療養通所介護の方針は、次に掲げる<u>ところによるもの</u>とする。 (1) 指定療養通所介護の提供に当たっては、<u>次条第1項に規定する療養通所介護計画</u>に基づき、利用者の機能訓練及びその者が日常生活を営むことができるよう必要な援助を行うものとする。 (2) 療養通所介護従業者は、指定療養通所介護の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、<u>サービスの提供方法等</u>について、理解しやすいように説明を行うものとする。 (3) 略 (4) 指定療養通所介護事業者は、利用者の体調の変化等に応じた適切なサービスを提供できるよう、利用者の主治の医師<u>や当該利用者</u>が利用する訪問看護事業者等との密接な連携を図り、サービスの提供方法<u>及び手順等</u>についての情報の共有を十分に行うものとする。 (5) 略	第59条の29 略 2 指定療養通所介護事業者は、利用者に対する指定療養通所介護の提供の適否について<u>主治の医師</u>を含めたサービス担当者会議において検討するため、当該利用者に係る指定居宅介護支援事業者に対して必要な情報を提供するように努めなければならない。 3 指定療養通所介護事業者は、利用者に係る指定居宅介護支援事業者に対して<u>居宅サービス計画</u>の作成、変更等に必要な情報を提供するように努めなければならない。 4 略 (指定療養通所介護の具体的取扱方針) 第59条の30 指定療養通所介護の方針は、次に掲げるものとする。 (1) 指定療養通所介護の提供に当たっては、<u>次条第1項の療養通所介護計画</u>に基づき、利用者の機能訓練及びその者が日常生活を営むことができるよう必要な援助を行うものとする。 (2) 療養通所介護従業者は、指定療養通所介護の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し<u>サービスの提供方法等</u>について、理解しやすいように説明を行うものとする。 (3) 略 (4) 指定療養通所介護事業者は、利用者の体調の変化等に応じた適切なサービスを提供できるよう、利用者の主治の医師<u>及び当該利用者</u>が利用する訪問看護事業者等との密接な連携を図り、サービスの提供方法、<u>手順等</u>についての情報の共有を十分に行うものとする。 (5) 略
---	---

(療養通所介護計画の作成) 第59条の31 指定療養通所介護事業所の管理者は、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえ、機能訓練等の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した療養通所介護計画を作成しなければならない。 2～5 略 6 療養通所介護従業者は、それぞれの利用者について、<u>療養通所介護計画</u>に従ったサービスの実施状況及び目標の達成状況の記録を行わなければならない。 (緊急時等の対応) 第59条の32 指定療養通所介護事業者は、現に指定療養通所介護の提供を行っているときに利用者の病状の急変が生じた場合等に備えるため、主治の医師とともに、その場合の対応策（<u>以下この節</u>において「緊急時等の対応策」という。）について利用者ごとに検討し、あらかじめ緊急時等の対応策を定めておかなければならない。 2 指定療養通所介護事業者は、緊急時等の対応策について、<u>利用者及びその家族</u>に対し説明し、利用者及びその家族が安心してサービスを利用できるよう配慮しなければならない。 3 略 4 指定療養通所介護事業者は、利用者の主治の医師と密接な連携を図りながら、<u>利用者の様態</u>の変化に応じて緊急時等の対応策の変更を行うものとする。 5 略	(療養通所介護計画の作成) 第59条の31 指定療養通所介護事業所の管理者は、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえ、機能訓練等の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した療養通所介護計画（<u>以下「療養通所介護計画」という。</u>）を作成しなければならない。 2～5 略 6 療養通所介護従業者は、それぞれの利用者について<u>療養通所介護計画</u>に従ったサービスの実施状況及び目標の達成状況の記録を行わなければならない。 (緊急時等の対応) 第59条の32 指定療養通所介護事業者は、現に指定療養通所介護の提供を行っているときに利用者の病状の急変が生じた場合等に備えるため、主治の医師とともに、その場合の対応策（<u>以下この条</u>において「緊急時等の対応策」という。）について利用者ごとに検討し、あらかじめ緊急時等の対応策を定めておかなければならない。 2 指定療養通所介護事業者は、緊急時等の対応策について<u>利用者及びその家族</u>に対し説明し、利用者及びその家族が安心してサービスを利用できるよう配慮しなければならない。 3 略 4 指定療養通所介護事業者は、利用者の主治の医師と密接な連携を図りながら<u>利用者の様態</u>の変化に応じて緊急時等の対応策の変更を行うものとする。 5 略
---	---

(運営規程) 第59条の34 指定療養通所介護事業者は、指定療養通所介護事業所ごとに、<u>次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。</u> (1)～(8) 略 <u>(9) 虐待の防止のための措置に関する事項</u> <u>(10) 略</u> (緊急時対応医療機関) 第59条の35 指定療養通所介護事業者は、利用者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、<u>緊急時対応医療機関</u>を定めておかなければならない。 2 緊急時対応医療機関は、指定療養通所介護事業所と同一の敷地内に存し、<u>又は隣接し</u>、若しくは近接していなければならない。 3 略 (安全・サービス提供管理委員会の設置) 第59条の36 指定療養通所介護事業者は、安全かつ適切なサービスの提供を確保するため、地域の医療関係団体に属する者、地域の保健、医療又は福祉の分野を専門とする者その他指定療養通所介護の安全かつ適切なサービスの提供を確保するために必要と認められる者から構成される安全・サービス提供管理委員会<u>(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)</u>(次項において「委員会」という。)を設置しなければならない。 2 指定療養通所介護事業者は、おおむね6月に1回以上委員会を開催する	(運営規程) 第59条の34 指定療養通所介護事業者は、指定療養通所介護事業所ごとに、<u>次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。</u> (1)～(8) 略 <u>(9) 略</u> (緊急時対応医療機関) 第59条の35 指定療養通所介護事業者は、利用者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ<u>緊急時対応医療機関</u>を定めておかなければならない。 2 <u>前項の緊急時対応医療機関は</u>、指定療養通所介護事業所と同一の敷地内に存し<u>又は隣接し</u>若しくは近接していなければならない。 3 略 (安全・サービス提供管理委員会の設置) 第59条の36 指定療養通所介護事業者は、安全かつ適切なサービスの提供を確保するため、地域の医療関係団体に属する者、地域の保健、医療又は福祉の分野を専門とする者その他指定療養通所介護の安全かつ適切なサービスの提供を確保するために必要と認められる者から構成される安全・サービス提供管理委員会(次項において「委員会」という。)を設置しなければならない。 2 指定療養通所介護事業者は、おおむね6月に1回以上委員会を開催する
--	--

こととし、事故の事例等、<u>安全管理</u>に必要なデータの収集を行うとともに、当該データ等を踏まえ、指定療養通所介護事業所における安全かつ適切なサービスの提供を確保するための方策について検討を行い、当該検討の結果についての記録を作成しなければならない。 3 略 (準用) 第59条の38 第10条から第13条まで、第16条から第18条まで、第20条、第22条、第28条、<u>第32条の2</u>、第34条から第38条まで、<u>第40条の2</u>、第41条、第59条の7（第3項第2号を除く。）、第59条の8及び第59条の13から第59条の18までの規定は、指定療養通所介護の事業について準用する。この場合において、<u>第32条の2第2項、第34条第1項並びに第40条の2第1号及び第3号中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「療養通所介護従業者」と、第34条第1項中「運営規程」とあるのは「第59条の34に規定する重要事項に関する規程」と、第59条の13第3項及び第4項並びに第59条の16第2項第1号及び第3号中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「療養通所介護従業者」と、第59条の17第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「療養通所介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「12月」と、同条第3項中「当たっては」とあるのは「当たっては、利用者の状態に応じて」と、第59条の18第4項中「第59条の5第4項」とあるのは「第59条の26第4項」と読み替えるものとする。</u> (従業者の員数)	こととし、事故の事例等<u>安全管理</u>に必要なデータの収集を行うとともに、当該データ等を踏まえ、指定療養通所介護事業所における安全かつ適切なサービスの提供を確保するための方策について検討を行い、当該検討の結果についての記録を作成しなければならない。 3 略 (準用) 第59条の38 第10条から第13条まで、第16条から第18条まで、第20条、第22条、第28条、第34条から第38条まで、第41条、第59条の7（第3項第2号を除く。）、第59条の8及び第59条の13から第59条の18までの規定は、指定療養通所介護の事業について準用する。この場合において、<u>第34条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「療養通所介護従業者」と、第59条の13第3項中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「療養通所介護従業者」と、第59条の17第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「療養通所介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「12月」と、同条第3項中「当たっては」とあるのは「当たっては、利用者の状態に応じて」と、第59条の18第4項中「第59条の5第4項」とあるのは「第59条の26第4項」と読み替えるものとする。</u> (従業者の員数)
---	---

第 6 1 条 略 2 及び 3 略 4 <u>前 3 項</u>の単独型・併設型指定認知症対応型通所介護の単位は、単独型・併設型指定認知症対応型通所介護であってその提供が同時に 1 又は複数の利用者（当該単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業者が単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者（洞爺湖町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関する条例（平成 2 5 年洞爺湖町条例第 1 0 号。以下「指定地域密着型介護予防サービス条例」という。）第 5 条第 1 項に規定する単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者をいう。以下同じ。）の指定を併せて受け、かつ、単独型・併設型指定認知症対応型通所介護の事業と単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護（同項第 1 号に規定する単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護をいう。以下同じ。）の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、当該事業所における単独型・併設型指定認知症対応型通所介護又は単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護の利用者。以下この条において同じ。）に対して一体的に行われるものをいい、その利用定員（当該単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所において同時に単独型・併設型指定認知症対応型通所介護の提供を受けることができる利用者の数の上限をいう。第 6 3 条第 2 項第 1 号アにおいて同じ。）を 1 2 人以下とする。 5 ～ 7 略 (管理者)	第 6 1 条 略 2 及び 3 略 4 <u>前各項</u>の単独型・併設型指定認知症対応型通所介護の単位は、単独型・併設型指定認知症対応型通所介護であってその提供が同時に 1 又は複数の利用者（当該単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業者が単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者（洞爺湖町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関する条例（平成 2 5 年洞爺湖町条例第 1 0 号。以下「指定地域密着型介護予防サービス条例」という。）第 5 条第 1 項に規定する単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者をいう。以下同じ。）の指定を併せて受け、かつ、単独型・併設型指定認知症対応型通所介護の事業と単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護（同項第 1 号に規定する単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護をいう。以下同じ。）の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、当該事業所における単独型・併設型指定認知症対応型通所介護又は単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護の利用者。以下この条において同じ。）に対して一体的に行われるものをいい、その利用定員（当該単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所において同時に単独型・併設型指定認知症対応型通所介護の提供を受けることができる利用者の数の上限をいう。第 6 3 条第 2 項第 1 号アにおいて同じ。）を 1 2 人以下とする。 5 ～ 7 略 (管理者)
--	--

第 6 2 条 略 2 単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所の管理者は、適切な単独型・併設型指定認知症対応型通所介護を提供するために必要な知識及び経験を有する者であって、<u>指定地域密着型サービス基準第 4 3 条第 2 項に規定する</u>厚生労働大臣が定める研修を修了しているものでなければならない。 (設備及び備品等) 第 6 3 条 略 2 前項に掲げる設備の基準は、次のとおりとする。 (1) 略 (2) 相談室 <u>遮蔽物</u>の設置等により相談の内容が漏えいしないよう配慮されていること。 3～5 略 (従業者の員数) 第 6 4 条 指定認知症対応型共同生活介護事業所若しくは指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所(指定地域密着型介護予防サービス条例<u>第 7 1 条第 1 項</u>に規定する指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所をいう。次条において同じ。)の居間若しくは食堂又は指定地域密着型特定施設若しくは指定地域密着型介護老人福祉施設の食堂若しくは共同生活室において、これらの事業所又は施設(<u>第 6 6 条第 1 項において「本体事業所等」という。</u>)の利用者、入居者又は入所者とともに行う指定認知症対応型通所介護(以下「共用型指定認知症対応型通所介護」という。)の事業を行う者(以下「共用型指定認知症対応型通所介護事業者」という。)	第 6 2 条 略 2 単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所の管理者は、適切な単独型・併設型指定認知症対応型通所介護を提供するために必要な知識及び経験を有する者であって、<u>別に</u>厚生労働大臣が定める研修を修了しているものでなければならない。 (設備及び備品等) 第 6 3 条 略 2 前項に掲げる設備の基準は、次のとおりとする。 (1) 略 (2) 相談室 <u>遮へい物</u>の設置等により相談の内容が漏えいしないよう配慮されていること。 3～5 略 (従業者の員数) 第 6 4 条 指定認知症対応型共同生活介護事業所若しくは指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所(指定地域密着型介護予防サービス条例<u>第 7 0 条第 1 項</u>に規定する指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所をいう。次条において同じ。)の居間若しくは食堂又は指定地域密着型特定施設若しくは指定地域密着型介護老人福祉施設の食堂若しくは共同生活室において、これらの事業所又は施設の利用者、入居者又は入所者とともに行う指定認知症対応型通所介護(以下「共用型指定認知症対応型通所介護」という。)の事業を行う者(以下「共用型指定認知症対応型通所介護事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下「共用型指定認知症
--	---

が当該事業を行う事業所（以下「共用型指定認知症対応型通所介護事業所」という。）に置くべき従業者の員数は、当該利用者、当該入居者又は当該入所者の数と当該共用型指定認知症対応型通所介護の利用者（当該共用型指定認知症対応型通所介護事業者が共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者（指定地域密着型介護予防サービス条例第 8 条第 1 項に規定する共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者をいう。以下同じ。）の指定を併せて受け、かつ、共用型指定認知症対応型通所介護の事業と共用型指定介護予防認知症対応型通所介護（同項に規定する共用型指定介護予防認知症対応型通所介護をいう。以下同じ。）の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあっては、当該事業所における共用型指定認知症対応型通所介護又は共用型指定介護予防認知症対応型通所介護の利用者。次条において同じ。）の数を合計した数について、第 1 1 0 条、第 1 3 0 条若しくは第 1 5 1 条又は指定地域密着型介護予防サービス条例第 7 1 条に規定する従業者の員数を満たすために必要な数以上とする。 2 略 （利用定員等） 第 6 5 条 略 2 共用型指定認知症対応型通所介護事業者は、指定居宅サービス（法第 4 1 条第 1 項に規定する指定居宅サービスをいう。以下同じ。）、指定地域密着型サービス、指定居宅介護支援（法第 4 6 条第 1 項に規定する指定居宅介護支援をいう。）、指定介護予防サービス（法第 5 3 条第 1 項に規定する指定介護予防サービスをいう。以下同じ。）、指定地域密着型介護予防サービス（法第 5 4 条の 2 第 1 項に規定する指定地域密着型介護予防サ	対応型通所介護事業所」という。）に置くべき従業者の員数は、当該利用者、当該入居者又は当該入所者の数と当該共用型指定認知症対応型通所介護の利用者（当該共用型指定認知症対応型通所介護事業者が共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者（指定地域密着型介護予防サービス条例第 8 条第 1 項に規定する共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者をいう。以下同じ。）の指定を併せて受け、かつ、共用型指定認知症対応型通所介護の事業と共用型指定介護予防認知症対応型通所介護（同項に規定する共用型指定介護予防認知症対応型通所介護をいう。以下同じ。）の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあっては、当該事業所における共用型指定認知症対応型通所介護又は共用型指定介護予防認知症対応型通所介護の利用者。次条において同じ。）の数を合計した数について、第 1 1 0 条、第 1 3 0 条若しくは第 1 5 1 条又は指定地域密着型介護予防サービス条例第 6 4 条に規定する従業者の員数を満たすために必要な数以上とする。 2 略 （利用定員等） 第 6 5 条 略 2 共用型指定認知症対応型通所介護事業者は、指定居宅サービス（法第 4 1 条第 1 項に規定する指定居宅サービスをいう。以下同じ。）、指定地域密着型サービス、指定居宅介護支援（法第 4 6 条第 1 項に規定する指定居宅介護支援をいう。）、指定介護予防サービス（法第 5 3 条第 1 項に規定する指定介護予防サービスをいう。以下同じ。）、指定地域密着型介護予防サービス（法第 5 4 条の 2 第 1 項に規定する指定地域密着型介護予防サ
---	--

ービスをいう。以下同じ。)若しくは指定介護予防支援(法第58条第1項に規定する指定介護予防支援をいう。)の事業又は介護保険施設(法第8条第25項に規定する介護保険施設をいう。以下同じ。)若しくは指定介護療養型医療施設の運営(第82条第7項、第110条第9項及び第191条第8項において「指定居宅サービス事業等」という。)について3年以上の経験を有する者でなければならない。

(管理者)

第66条 共用型指定認知症対応型通所介護事業者は、共用型指定認知症対応型通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、共用型指定認知症対応型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該共用型指定認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。なお、共用型指定認知症対応型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該共用型指定認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事し、かつ、同一敷地内にある他の本体事業所等の職務に従事することとしても差し支えない。

2 共用型指定認知症対応型通所介護事業所の管理者は、適切な共用型指定認知症対応型通所介護を提供するために必要な知識及び経験を有する者であって、指定地域密着型サービス基準第43条第2項に規定する厚生労働大臣が定める研修を修了しているものでなければならない。

(運営規程)

第73条 指定認知症対応型通所介護事業者は、指定認知症対応型通所介護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を

ービスをいう。以下同じ。)若しくは指定介護予防支援(法第58条第1項に規定する指定介護予防支援をいう。)の事業又は介護保険施設(法第8条第25項の介護保険施設をいう。以下同じ。)若しくは指定介護療養型医療施設の運営(第82条第7項及び第191条第8項において「指定居宅サービス事業等」という。)について3年以上の経験を有する者でなければならない。

(管理者)

第66条 共用型指定認知症対応型通所介護事業者は、共用型指定認知症対応型通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、共用型指定認知症対応型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該共用型指定認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

2 共用型指定認知症対応型通所介護事業所の管理者は、適切な共用型指定認知症対応型通所介護を提供するために必要な知識及び経験を有する者であって、第62条第2項に規定する厚生労働大臣が定める研修を修了しているものでなければならない。

(運営規程)

第73条 指定認知症対応型通所介護事業者は、指定認知症対応型通所介護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を

定めておかなければならない。 (1)～(9) 略 <u>(10) 虐待の防止のための措置に関する事項</u> <u>(11) 略</u> (記録の整備) 第79条 略 2 指定認知症対応型通所介護事業者は、利用者に対する指定認知症対応型通所介護の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から<u>5年間</u>保存しなければならない。 (1)～(6) 略 (準用) 第80条 第9条から第13条まで、第15条から第18条まで、第20条、第22条、第28条、<u>第32条の2</u>、第34条から第38条まで、<u>第40条の2</u>、第41条、第53条、第59条の6、第59条の7、第59条の11及び第59条の13から第59条の18までの規定は、指定認知症対応型通所介護の事業について準用する。この場合において、第9条第1項中「第31条に規定する運営規程」とあるのは「第73条に規定する<u>重要事項に関する規程（第34条第1項において同じ。）</u>」と、同項、第32条の2第2項、第34条第1項並びに第40条の2第1号及び第3号中「<u>定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者</u>」とあり、並びに第59条の13第3項及び第4項並びに第59条の16第2項第1号及び第3号中「<u>地域密着型通所介護従業者</u>」とあるのは「<u>認知症対応型通所介護従業者</u>」と、第59条の17第1項「<u>地域密着型通所介護について知見を有する者</u>」	定めておかなければならない。 (1)～(9) 略 <u>(10) 略</u> (記録の整備) 第79条 略 2 指定認知症対応型通所介護事業者は、利用者に対する指定認知症対応型通所介護の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から<u>2年間</u>保存しなければならない。 (1)～(6) 略 (準用) 第80条 第9条から第13条まで、第15条から第18条まで、第20条、第22条、第28条、第34条から第38条まで、第41条、第53条、第59条の6、第59条の7、第59条の11及び第59条の13から第59条の18までの規定は、指定認知症対応型通所介護の事業について準用する。この場合において、第9条第1項中「第31条に規定する運営規程」とあるのは「第73条に規定する<u>重要事項に関する規程</u>」と、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「<u>認知症対応型通所介護従業者</u>」と、第34条中「<u>定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者</u>」とあるのは「<u>認知症対応型通所介護従業者</u>」と、第59条の17第1項「<u>地域密着型通所介護について知見を有する者</u>」とあるのは「<u>認知症対応型通所介護について知見を有する者</u>」と、第59条の18第4項中「第59条の5第4項」とあるのは「第63条第4項」と読み替えるものとする。
---	---

とあるのは「認知症対応型通所介護について知見を有する者」と、第５９条の１８第４項中「第５９条の５第４項」とあるのは「第６３条第４項」と読み替えるものとする。

（従業者の員数等）

第８２条 指定小規模多機能型居宅介護の事業を行う者（以下「指定小規模多機能型居宅介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定小規模多機能型居宅介護事業所」という。）ごとに置くべき指定小規模多機能型居宅介護の提供に当たる従業者（以下「小規模多機能型居宅介護従業者」という。）の員数は、夜間及び深夜の時間帯以外の時間帯に指定小規模多機能型居宅介護の提供に当たる小規模多機能型居宅介護従業者については、常勤換算方法で、通いサービス（登録者（指定小規模多機能型居宅介護を利用するために指定小規模多機能型居宅介護事業所に登録を受けた者をいう。以下この章において同じ。）を指定小規模多機能型居宅介護事業所に通わせて行う小規模多機能型居宅介護をいう。以下この章において同じ。）の提供に当たる者をその利用者（当該指定小規模多機能型居宅介護事業者が指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者（指定地域密着型介護予防サービス条例第４４条第１項に規定する指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者をいう。以下この章において同じ。）の指定を併せて受け、かつ、指定小規模多機能型居宅介護の事業と指定介護予防小規模多機能型居宅介護（指定地域密着型介護予防サービス条例第４３条に規定する指定介護予防小規模多機能型居宅介護をいう。以下この章において同じ。）の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあっては、当該事業所における指定小規模多機能型居宅介護又は指定介護予防小規模多機能型居宅介護の利用者。以下この節及び次節におい

（従業者の員数等）

第８２条 指定小規模多機能型居宅介護の事業を行う者（以下「指定小規模多機能型居宅介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定小規模多機能型居宅介護事業所」という。）ごとに置くべき指定小規模多機能型居宅介護の提供に当たる従業者（以下「小規模多機能型居宅介護従業者」という。）の員数は、夜間及び深夜の時間帯以外の時間帯に指定小規模多機能型居宅介護の提供に当たる小規模多機能型居宅介護従業者については、常勤換算方法で、通いサービス（登録者（指定小規模多機能型居宅介護を利用するために指定小規模多機能型居宅介護事業所に登録を受けた者をいう。以下この章において同じ。）を指定小規模多機能型居宅介護事業所に通わせて行う小規模多機能型居宅介護をいう。以下この章において同じ。）の提供に当たる者をその利用者（当該指定小規模多機能型居宅介護事業者が指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者（指定地域密着型介護予防サービス条例第４４条第１項に規定する指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者をいう。以下この章において同じ。）の指定を併せて受け、かつ、指定小規模多機能型居宅介護の事業と指定介護予防小規模多機能型居宅介護（指定地域密着型介護予防サービス条例第４３条に規定する指定介護予防小規模多機能型居宅介護をいう。以下この章において同じ。）の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあっては、当該事業所における指定小規模多機能型居宅介護又は指定介護予防小規模多機能型居宅介護の利用者。以下この節及び次節におい

て同じ。)の数が3又はその端数を増すごとに1以上及び訪問サービス(小規模多機能型居宅介護従業者が登録者の居宅を訪問し、当該居宅において行う小規模多機能型居宅介護(第7項に規定する本体事業所である指定小規模多機能型居宅介護事業所にあつては当該本体事業所に係る同項に規定するサテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所の登録者の居宅において行う指定小規模多機能型居宅介護を、同項に規定するサテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所にあつては当該サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所に係る同項に規定する本体事業所及び当該本体事業所に係る他の同項に規定するサテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所及び第191条第8項に規定するサテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の登録者の居宅において行う指定小規模多機能型居宅介護を含む。)をいう。以下この章において同じ。)の提供に当たる者を1以上とし、夜間及び深夜の時間帯を通じて指定小規模多機能型居宅介護の提供に当たる小規模多機能型居宅介護従業者については、夜間及び深夜の勤務(夜間及び深夜の時間帯に行われる勤務(宿直勤務を除く。))をいう。第5項において同じ。)に当たる者を1以上及び宿直勤務に当たる者を当該宿直勤務に必要な数以上とする。

2～5 略

6 次の表の左欄に掲げる場合において、前各項に定める人員に関する基準を満たす小規模多機能型居宅介護従業者を置くほか、同表の中欄に掲げる施設等の人員に関する基準を満たす従業者を置いているときは、同表の右欄に掲げる当該小規模多機能型居宅介護従業者は、同表の中欄に掲げる施設等の職務に従事することができる。

当該指定小規模多機能型居宅介護事	指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定地域密着型特定施設、指定地	介護職員
------------------	-----------------------------------	------

て同じ。)の数が3又はその端数を増すごとに1以上及び訪問サービス(小規模多機能型居宅介護従業者が登録者の居宅を訪問し、当該居宅において行う小規模多機能型居宅介護(第7項に規定する本体事業所である指定小規模多機能型居宅介護事業所にあつては当該本体事業所に係る同項に規定するサテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所の登録者の居宅において行う指定小規模多機能型居宅介護を、同項に規定するサテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所にあつては当該サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所に係る同項に規定する本体事業所及び当該本体事業所に係る他の同項に規定するサテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所の登録者の居宅において行う指定小規模多機能型居宅介護を含む。)をいう。以下この章において同じ。)の提供に当たる者を1以上とし、夜間及び深夜の時間帯を通じて指定小規模多機能型居宅介護の提供に当たる小規模多機能型居宅介護従業者については、夜間及び深夜の勤務(夜間及び深夜の時間帯に行われる勤務(宿直勤務を除く。))をいう。第5項において同じ。)に当たる者を1以上及び宿直勤務に当たる者を当該宿直勤務に必要な数以上とする。

2～5 略

6 次の表の左欄に掲げる場合において、前各項に定める人員に関する基準を満たす小規模多機能型居宅介護従業者を置くほか、同表の中欄に掲げる施設等の人員に関する基準を満たす従業者を置いているときは、同表の右欄に掲げる当該小規模多機能型居宅介護従業者は、同表の中欄に掲げる施設等の職務に従事することができる。

当該指定小規模多機能型居宅介護事	指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定地域密着型特定施設、指定地	介護職員
------------------	-----------------------------------	------

業所に中欄に掲げる施設等のいずれかが併設されている場合	域密着型介護老人福祉施設、 <u>指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設、指定介護療養型医療施設</u> （医療法（昭和23年法律第205号）第7条第2項第4号に規定する療養病床を有する診療所であるものに限る。）又は介護医療院	
当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の同一敷地内に中欄に掲げる施設等のいずれがある場合	前項の中欄に掲げる施設等、指定居宅サービスの事業を行う事業所、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所、 <u>指定地域密着型通所介護事業所又は指定認知症対応型通所介護事業所</u>	看護師又は准看護師
業所に中欄に掲げる施設等のいずれかが併設されている場合	域密着型介護老人福祉施設又は <u>指定介護療養型医療施設</u> （医療法（昭和23年法律第205号）第7条第2項第4号に規定する療養病床を有する診療所であるものに限る。）又は介護医療院	
当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の同一敷地内に中欄に掲げる施設等のいずれがある場合	前項の中欄に掲げる施設等、指定居宅サービスの事業を行う事業所、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所、 <u>指定認知症対応型通所介護事業所、指定介護老人福祉施設又は介護老人保健施設</u>	看護師又は准看護師

7 第1項の規定にかかわらず、サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所（指定小規模多機能型居宅介護事業所であって、指定居宅サービス事業等その他の保健医療又は福祉に関する事業について3年以上の経験を有する指定小規模多機能型居宅介護事業者又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業者により設置される当該指定小規模多機能型居宅介護事業所以外の指定小規模多機能型居宅介護事業所又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業所であって当該指定小規模多機能型居宅介護事業所に対して指定小規模多機能型居宅介護の提供に係る支援を行うもの（以下この章において「本体事業所」という。）との密接な連携の下に運営されるものをいう。以下同じ。）に置くべき訪問サービスの提供に当たる小規模多機能型居宅介護従業者については、本体事業所の職員により当該サテラ

7 第1項の規定にかかわらず、サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所（指定小規模多機能型居宅介護事業所であって、指定居宅サービス事業等その他の保健医療又は福祉に関する事業について3年以上の経験を有する指定小規模多機能型居宅介護事業者又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業者により設置される当該指定小規模多機能型居宅介護事業所以外の指定小規模多機能型居宅介護事業所又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業所であって当該指定小規模多機能型居宅介護事業所に対して指定小規模多機能型居宅介護の提供に係る支援を行うもの（以下「本体事業所」という。）との密接な連携の下に運営されるものをいう。以下同じ。）に置くべき訪問サービスの提供に当たる小規模多機能型居宅介護従業者については、本体事業所の職員により当該サテライト型指定小

イト型指定小規模多機能型居宅介護事業所の登録者の処遇が適切に行われると認められるときは、1人以上とすることができる。 8～10 略 1 1 前項の介護支援専門員は、<u>指定地域密着型サービス基準第63条第11項に規定する</u>厚生労働大臣が定める研修を修了している者でなければならない。 1 2 第10項の規定にかかわらず、サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所については、本体事業所の介護支援専門員により当該サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所の登録者に対して居宅サービス計画の作成が適切に行われるときは、介護支援専門員に代えて、小規模多機能型居宅介護計画の作成に専ら従事する前項の研修を修了している者（<u>第96条第1項</u>において「研修修了者」という。）を置くことができる。 1 3 略 （管理者） 第83条 略 2 略 3 前2項の管理者は、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター（老人福祉法第20条の2の2に規定する老人デイサービスセンターをいう。以下同じ。）、介護老人保健施設、介護医療院、指定小規模多機能型居宅介護事業所、指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定複合型サービス事業所（<u>第193条</u>に規定する指定複合型サービス事業所をいう。次条において同じ。）等の従業者又は訪問介護員等（介護福祉士又は法第8条第2項に規定する政令で定める者をいう。次条、<u>第111条第3項</u>、第11	規模多機能型居宅介護事業所の登録者の処遇が適切に行われると認められるときは、1人以上とすることができる。 8～10 略 1 1 前項の介護支援専門員は、<u>別に</u>厚生労働大臣が定める研修を修了している者でなければならない。 1 2 第10項の規定にかかわらず、サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所については、本体事業所の介護支援専門員により当該サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所の登録者に対して居宅サービス計画の作成が適切に行われるときは、介護支援専門員に代えて、小規模多機能型居宅介護計画の作成に専ら従事する前項の<u>別に厚生労働大臣が定める</u>研修を修了している者（<u>第96条</u>において「研修修了者」という。）を置くことができる。 1 3 略 （管理者） 第83条 略 2 略 3 前2項の管理者は、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター（老人福祉法第20条の2の2に規定する老人デイサービスセンターをいう。以下同じ。）、介護老人保健施設、介護医療院、指定小規模多機能型居宅介護事業所、指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定複合型サービス事業所（<u>第192条第2項</u>に規定する指定複合型サービス事業所をいう。次条において同じ。）等の従業者又は訪問介護員等（介護福祉士又は法第8条第2項に規定する政令で定める者をいう。次条、<u>第111条第2項</u>、
--	--

2条及び第193条において同じ。)として3年以上認知症である者の介護に従事した経験を有する者であって、<u>指定地域密着型サービス基準第64条第3項に規定する</u>厚生労働大臣が定める研修を修了しているものでなければならない。 (指定小規模多機能型居宅介護事業者の代表者) 第84条 指定小規模多機能型居宅介護事業者の代表者は、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター、介護老人保健施設、介護医療院、指定小規模多機能型居宅介護事業所、指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定複合型サービス事業所等の従業者、訪問介護員等として認知症である者の介護に従事した経験を有する者又は保健医療サービス若しくは福祉サービスの経営に携わった経験を有する者であって、<u>指定地域密着型サービス基準第65条に規定する</u>厚生労働大臣が定める研修を修了しているものでなければならない。 (登録定員及び利用定員) 第85条 指定小規模多機能型居宅介護事業所は、その登録定員(登録者の数(当該指定小規模多機能型居宅介護事業者が指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定小規模多機能型居宅介護の事業と指定介護予防小規模多機能型居宅介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあっては、登録者の数及び指定地域密着型介護予防サービス条例<u>第44条第1項</u>に規定する登録者の数の合計数)の上限をいう。以下この章において同じ。)を29人(サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、18人)以下とする。	第112条、<u>第192条第2項</u>及び第193条において同じ。)として3年以上認知症である者の介護に従事した経験を有する者であって、<u>別に</u>厚生労働大臣が定める研修を修了しているものでなければならない。 (指定小規模多機能型居宅介護事業者の代表者) 第84条 指定小規模多機能型居宅介護事業者の代表者は、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター、介護老人保健施設、介護医療院、指定小規模多機能型居宅介護事業所、指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定複合型サービス事業所等の従業者、訪問介護員等として認知症である者の介護に従事した経験を有する者又は保健医療サービス若しくは福祉サービスの経営に携わった経験を有する者であって、<u>別に</u>厚生労働大臣が定める研修を修了しているものでなければならない。 (登録定員及び利用定員) 第85条 指定小規模多機能型居宅介護事業所は、その登録定員(登録者の数(当該指定小規模多機能型居宅介護事業者が指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定小規模多機能型居宅介護の事業と指定介護予防小規模多機能型居宅介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあっては、登録者の数及び指定地域密着型介護予防サービス条例<u>第47条第1項</u>に規定する登録者の数の合計数)の上限をいう。以下この章において同じ。)を29人(サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、18人)以下とする。
--	--

2 略 (心身の状況等の把握) 第87条 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、指定小規模多機能型居宅介護の提供に当たっては、介護支援専門員（第82条第12項の規定により介護支援専門員を配置していないサテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、本体事業所の介護支援専門員。以下この条及び第93条において同じ。）が開催するサービス担当者会議（介護支援専門員が居宅サービス計画の作成のために居宅サービス計画の原案に位置付けた指定居宅サービス等（法第8条第24項に規定する指定居宅サービス等をいう。以下同じ。）の担当者を招集して行う会議（<u>テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、利用者等が参加する場合にあつては、テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得なければならない。</u>）をいう。）等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。 (利用料等の受領) 第90条 略 2及び3 略 4 前項第3号及び第4号に掲げる費用については、<u>指定地域密着型サービス基準第71条第4項に規定する</u>厚生労働大臣が定めるところによるものとする。 5 略	2 略 (心身の状況等の把握) 第87条 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、指定小規模多機能型居宅介護の提供に当たっては、介護支援専門員（第82条第12項の規定により介護支援専門員を配置していないサテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、本体事業所の介護支援専門員。以下この条及び第93条において同じ。）が開催するサービス担当者会議（介護支援専門員が居宅サービス計画の作成のために居宅サービス計画の原案に位置付けた指定居宅サービス等（法第8条第24項に規定する指定居宅サービス等をいう。以下同じ。）の担当者を招集して行う会議をいう。）等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。 (利用料等の受領) 第90条 略 2及び3 略 4 前項第3号及び第4号に掲げる費用については、<u>別に</u>厚生労働大臣が定めるところによるものとする。 5 略
--	---

(指定小規模多機能型居宅介護の具体的取扱方針) 第92条 指定小規模多機能型居宅介護の方針は、次に掲げるところによるものとする。 (1)～(5) 略 (6) 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、<u>前号</u>の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。 (7)～(8) 略 (居宅サービス計画の作成) 第93条 略 2 介護支援専門員は、前項に規定する居宅サービス計画の作成に当たっては、指定居宅介護支援等基準<u>第16条各号</u>に掲げる具体的取組方針に沿って行うものとする。 (小規模多機能型居宅介護計画の作成) 第96条 略 2 略 3 介護支援専門員は、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、他の小規模多機能型居宅介護従業者と協議の上、援助の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した小規模多機能型居宅介護計画を作成するとともに、これを基本としつつ、利用者の日々の様態、希望等を勘案し、随時適切に通いサービス、訪問サービス及び宿泊サービスを組み合わせた介護を<u>行わなければならない</u>。 4～7 略	(指定小規模多機能型居宅介護の具体的取扱方針) 第92条 指定小規模多機能型居宅介護の方針は、次に掲げるところによるものとする。 (1)～(5) 略 (6) 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、<u>前項</u>の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。 (7)～(8) 略 (居宅サービス計画の作成) 第93条 略 2 介護支援専門員は、前項に規定する居宅サービス計画の作成に当たっては、指定居宅介護支援等基準<u>第13条各号</u>に掲げる具体的取組方針に沿って行うものとする。 (小規模多機能型居宅介護計画の作成) 第96条 略 2 略 3 介護支援専門員は、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、他の小規模多機能型居宅介護従業者と協議の上、援助の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した小規模多機能型居宅介護計画を作成するとともに、これを基本としつつ、利用者の日々の様態、希望等を勘案し、随時適切に通いサービス、訪問サービス及び宿泊サービスを組み合わせた介護を<u>行わなくてはならない</u>。 4～7 略
---	---

(運営規程) 第100条 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、指定小規模多機能型居宅介護事業所ごとに、<u>次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。</u> (1)～(9) 略 <u>(10) 虐待の防止のための措置に関する事項</u> <u>(11) 略</u> (定員の遵守) 第101条 略 <u>2 前項本文の規定にかかわらず、過疎地域その他これに類する地域において、地域の実情により当該地域における指定小規模多機能型居宅介護の効率的運営に必要であると町が認めた場合は、指定小規模多機能型居宅介護事業者は、町が認めた日から介護保険事業計画（法第117条第1項に規定する市町村介護保険事業計画であって、町が定めるものをいう。以下この項において同じ。）の終期まで（町が次期の介護保険事業計画を作成するに当たって、新規に代替サービスを整備するよりも既存の指定小規模多機能型居宅介護事業所を活用することがより効率的であると認めた場合にあっては、次期の介護保険事業計画の終期まで）に限り、登録定員並びに通いサービス及び宿泊サービスの利用定員を超えて指定小規模多機能型居宅介護の提供を行うことができる。</u> (協力医療機関等) 第103条 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、主治の医師との連携を	(運営規程) 第100条 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、指定小規模多機能型居宅介護事業所ごとに<u>次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。</u> (1)～(9) 略 <u>(10) 略</u> (定員の遵守) 第101条 略 (協力医療機関等) 第103条 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、主治の医師との連携を
--	--

基本としつつ、利用者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、協力医療機関を定めて<u>おかなければならない</u>。 2 略 (記録の整備) 第107条 略 2 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、利用者に対する指定小規模多機能型居宅介護の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から<u>5年間</u>保存しなければならない。 (1)～(8) 略 (準用) 第108条 第9条から第13条まで、第20条、第22条、第28条、<u>第32条の2</u>、第34条から第38条まで、第40条から<u>第41条まで</u>、第59条の11、第59条の13、第59条の16及び第59条の17の規定は、指定小規模多機能型居宅介護の事業について準用する。この場合において、第9条第1項中「第31条に規定する運営規程」とあるのは「<u>第100条に規定する重要事項に関する規程（第34条第1項において同じ。）</u>」と、同項、第32条の2第2項、第34条第1項並びに第40条の2第1号及び第3号中「<u>定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者</u>」とあるのは「<u>小規模多機能型居宅介護従業者</u>」と、第59条の11第2項中「この節」とあるのは「<u>第5章第4節</u>」と、<u>第59条の13第3項及び第4項並びに第59条の16第2項第1号及び第3号中</u>「<u>地域密着型通所介護従業者</u>」とあるのは「<u>小規模多機能型居宅介護従業者</u>」と、第59条の17第1項中「<u>地域密着型通所介護について知見を有する者</u>」とあるのは	基本としつつ、利用者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、協力医療機関を定めて<u>おかねばならない</u>。 2 略 (記録の整備) 第107条 略 2 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、利用者に対する指定小規模多機能型居宅介護の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から<u>2年間</u>保存しなければならない。 (1)～(8) 略 (準用) 第108条 第9条から第13条まで、第20条、第22条、第28条、第34条から第38条まで、第40条、<u>第41条</u>、第59条の11、第59条の13、第59条の16及び第59条の17の規定は、指定小規模多機能型居宅介護の事業について準用する。この場合において、第9条第1項中「第31条に規定する運営規程」とあるのは「<u>第100条に規定する重要事項に関する規程</u>」と、「<u>定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者</u>」とあるのは「<u>小規模多機能型居宅介護従業者</u>」と、第34条中「<u>定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者</u>」とあるのは「<u>小規模多機能型居宅介護従業者</u>」と、第59条の11第2項中「この節」とあるのは「<u>第5章第4節</u>」と、<u>第59条の13第3項中</u>「<u>地域密着型通所介護従業者</u>」とあるのは「<u>小規模多機能型居宅介護従業者</u>」と、第59条の17第1項中「<u>地域密着型通所介護について知見を有する者</u>」とあるのは「<u>小規模多機能型居宅介護について知見を有する者</u>」と、「6月」とあるのは「2月」と、「活動状
--	--

「小規模多機能型居宅介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」と、「活動状況」とあるのは「通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況」と読み替えるものとする。

第2節 人員に関する基準

(従業者の員数)

第110条 指定認知症対応型共同生活介護の事業を行う者（以下「指定認知症対応型共同生活介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定認知症対応型共同生活介護事業所」という。）ごとに置くべき指定認知症対応型共同生活介護の提供に当たる従業者（以下「介護従業者」という。）の員数は、当該事業所を構成する共同生活住居ごとに、夜間及び深夜の時間帯以外の時間帯に指定認知症対応型共同生活介護の提供に当たる介護従業者を、常勤換算方法で、当該共同生活住居の利用者（当該指定認知症対応型共同生活介護事業者が指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者（指定地域密着型介護予防サービス条例第71条第1項に規定する指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者をいう。以下同じ。）の指定を併せて受け、かつ、指定認知症対応型共同生活介護の事業と指定介護予防認知症対応型共同生活介護（指定地域密着型介護予防サービス条例第70条に規定する指定介護予防認知症対応型共同生活介護をいう。以下同じ。）の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあっては、当該事業所における指定認知症対応型共同生活介護又は指定介護予防認知症対応型共同生活介護の利用者。以下この条及び第113条において同じ。）の数が3又はその端数を増すごとに1以上とするほか、夜間及び深夜の時間帯を通じて1以上の介護従業者に夜間及び深夜の勤務（夜間及び深夜の時間帯に行われる勤務（宿直勤務を除く。）を

況」とあるのは「通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況」と読み替えるものとする。

第2節 人員に関する基準

(従業者の員数)

第110条 指定認知症対応型共同生活介護の事業を行う者（以下「指定認知症対応型共同生活介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定認知症対応型共同生活介護事業所」という。）ごとに置くべき指定認知症対応型共同生活介護の提供に当たる従業者（以下「介護従業者」という。）の員数は、当該事業所を構成する共同生活住居ごとに、夜間及び深夜の時間帯以外の時間帯に指定認知症対応型共同生活介護の提供に当たる介護従業者を、常勤換算方法で、当該共同生活住居の利用者（当該指定認知症対応型共同生活介護事業者が指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者（指定地域密着型介護予防サービス条例第70条第1項に規定する指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者をいう。以下同じ。）の指定を併せて受け、かつ、指定認知症対応型共同生活介護の事業と指定介護予防認知症対応型共同生活介護（指定地域密着型介護予防サービス条例第69条に規定する指定介護予防認知症対応型共同生活介護をいう。以下同じ。）の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあっては、当該事業所における指定認知症対応型共同生活介護又は指定介護予防認知症対応型共同生活介護の利用者。以下この条及び第113条において同じ。）の数が3又はその端数を増すごとに1以上とするほか、夜間及び深夜の時間帯を通じて1以上の介護従業者に夜間及び深夜の勤務（夜間及び深夜の時間帯に行われる勤務（宿直勤務を除く。）を

いう。以下この項において同じ。)を行わせるために必要な数以上とする。
ただし、当該指定認知症対応型共同生活介護事業所の有する共同生活住居の数が3である場合であり、かつ、当該共同生活住居が全て同一の階において隣接し、介護従業者が円滑な利用者の状況把握及び速やかな対応を行うことが可能な構造である場合であって、当該指定認知症対応型共同生活介護事業者による安全対策が講じられ、利用者の安全性が確保されていると認められるときは、夜間及び深夜の時間帯に指定認知症対応型共同生活介護事業所ごとに置くべき介護従業者の員数は、夜間及び深夜の時間帯を通じて2以上の介護従業者に夜間及び深夜の勤務を行わせるために必要な数以上とすることができる。

2～4 略

5 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、指定認知症対応型共同生活介護事業所ごとに、保健医療サービス又は福祉サービスの利用に係る計画の作成に関し知識及び経験を有する者であって認知症対応型共同生活介護計画の作成を担当させるのに適当と認められるものを専らその職務に従事する計画作成担当者としなければならない。ただし、利用者の処遇に支障がない場合は、当該指定認知症対応型共同生活介護事業所における他の職務に従事することができるものとする。

6 前項の計画作成担当者は、指定地域密着型サービス基準第90条第6項に規定する厚生労働大臣が定める研修を修了している者でなければならない。

7及び8 略

9 第7項本文の規定にかかわらず、サテライト型指定認知症対応型共同生活介護事業所（指定認知症対応型共同生活介護事業所であって、指定居宅サービス事業等その他の保健医療又は福祉に関する事業について3年以

いう。)を行わせるために必要な数以上とする。

2～4 略

5 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、共同生活住居ごとに、保健医療サービス又は福祉サービスの利用に係る計画の作成に関し知識及び経験を有する者であって認知症対応型共同生活介護計画の作成を担当させるのに適当と認められるものを専らその職務に従事する計画作成担当者としなければならない。ただし、利用者の処遇に支障がない場合は、当該共同生活住居における他の職務に従事することができるものとする。

6 前項の計画作成担当者は、別に厚生労働大臣が定める研修を修了している者でなければならない。

7及び8 略

上の経験を有する指定認知症対応型共同生活介護事業者により設置される当該指定認知症対応型共同生活介護事業所以外の指定認知症対応型共同生活介護事業所であって当該指定認知症対応型共同生活介護事業所に対して指定認知症対応型共同生活介護の提供に係る支援を行うもの（以下この章において「本体事業所」という。）との密接な連携の下に運営されるものをいう。以下同じ。）については、介護支援専門員である計画作成担当者に代えて、指定地域密着型サービス基準第90条第6項に規定する厚生労働大臣が定める研修を修了している者を置くことができる。

10 略

11 指定認知症対応型共同生活介護事業者が指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定認知症対応型共同生活介護の事業と指定介護予防認知症対応型共同生活介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定地域密着型介護予防サービス条例第71条第1項から第10項までに規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

（管理者）

第111条 略

2 前項本文の規定にかかわらず、共同生活住居の管理上支障がない場合は、サテライト型指定認知症対応型共同生活介護事業所における共同生活住居の管理者は、本体事業所における共同生活住居の管理者をもって充てることができる。

3 共同生活住居の管理者は、適切な指定認知症対応型共同生活介護を提供するために必要な知識及び経験を有し、特別養護老人ホーム、老人デイサ

9 略

10 指定認知症対応型共同生活介護事業者が指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定認知症対応型共同生活介護の事業と指定介護予防認知症対応型共同生活介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定地域密着型介護予防サービス条例第70条第1項から第10項までに規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

（管理者）

第111条 略

2 共同生活住居の管理者は、適切な指定認知症対応型共同生活介護を提供するために必要な知識及び経験を有し、特別養護老人ホーム、老人デイサ

ービスセンター、介護老人保健施設、介護医療院、指定認知症対応型共同生活介護事業所等の従業者又は訪問介護員等として、3年以上認知症である者の介護に従事した経験を有する者であって、<u>指定地域密着型サービス基準第9 1 条第3 項に規定する</u>厚生労働大臣が定める研修を修了しているものでなければならない。 (指定認知症対応型共同生活介護事業者の代表者) 第1 1 2 条 指定認知症対応型共同生活介護事業者の代表者は、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター、介護老人保健施設、介護医療院、指定認知症対応型共同生活介護事業所等の従業者若しくは訪問介護員等として、認知症である者の介護に従事した経験を有する者又は保健医療サービス若しくは福祉サービスの提供を行う事業の経営に携わった経験を有する者であって、<u>指定地域密着型サービス基準第9 2 条に規定する</u>厚生労働大臣が定める研修を修了しているものでなければならない。 第3 節 設備に関する基準 第1 1 3 条 指定認知症対応型共同生活介護事業所は、共同生活住居を有するものとし、その数は<u>1 以上3 以下（サテライト型指定認知症対応型共同生活介護事業所にあつては、1 又は2）</u>とする。 2～7 略 (指定認知症対応型共同生活介護の取扱方針)	ービスセンター、介護老人保健施設、介護医療院、指定認知症対応型共同生活介護事業所等の従業者又は訪問介護員等として、3年以上認知症である者の介護に従事した経験を有する者であって、<u>別に</u>厚生労働大臣が定める研修を修了しているものでなければならない。 (指定認知症対応型共同生活介護事業者の代表者) 第1 1 2 条 指定認知症対応型共同生活介護事業者の代表者は、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター、介護老人保健施設、介護医療院、指定認知症対応型共同生活介護事業所等の従業者若しくは訪問介護員等として、認知症である者の介護に従事した経験を有する者又は保健医療サービス若しくは福祉サービスの提供を行う事業の経営に携わった経験を有する者であって、<u>別に</u>厚生労働大臣が定める研修を修了しているものでなければならない。 第3 節 設備に関する基準 第1 1 3 条 指定認知症対応型共同生活介護事業所は、共同生活住居を有するものとし、その数は<u>1 又は2</u>とする。<u>ただし、指定認知症対応型共同生活介護事業所に係る用地の確保が困難であることその他地域の実情により指定認知症対応型共同生活介護事業所の効率的な運営に必要と認められる場合は、一の事業所における共同生活住居の数を3 とすることができる。</u> 2～7 略 (指定認知症対応型共同生活介護の取扱方針)
---	--

第 1 1 7 条 略 2 ～ 6 略 7 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。 (1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（<u>テレビ電話装置等</u>を活用して行うことができるものとする。）を 3 月に 1 回以上開催するとともに、その結果について、介護従業者その他の従業者に周知徹底を図ること。 (2)～(3) 略 8 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、自らその提供する指定認知症対応型共同生活介護の質の評価を行うとともに、定期的に<u>次に掲げるいずれかの</u>評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図らなければならない。 (1) 外部の者による評価 (2) 第 1 2 8 条において準用する第 5 9 条の 1 7 第 1 項に規定する運営推進会議における評価 (認知症対応型共同生活介護計画の作成) 第 1 1 8 条 共同生活住居の管理者は、計画作成担当者（<u>第 1 1 0 条第 5 項</u>の計画作成担当者をいう。以下この条において同じ。）に認知症対応型共同生活介護計画の作成に関する業務を担当させるものとする。 2 ～ 7 略 (管理者による管理) 第 1 2 1 条 共同生活住居の管理者は、同時に介護保険施設、指定居宅サー	第 1 1 7 条 略 2 ～ 6 略 7 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。 (1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を 3 月に 1 回以上開催するとともに、その結果について、介護従業者その他の従業者に周知徹底を図ること。 (2)～(3) 略 8 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、自らその提供する指定認知症対応型共同生活介護の質の評価を行うとともに、定期的に<u>外部の者による</u>評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図らなければならない。 (認知症対応型共同生活介護計画の作成) 第 1 1 8 条 共同生活住居の管理者は、計画作成担当者（<u>第 1 1 0 条第 7 項</u>の計画作成担当者をいう。以下この条において同じ。）に認知症対応型共同生活介護計画の作成に関する業務を担当させるものとする。 2 ～ 7 略 (管理者による管理) 第 1 2 1 条 共同生活住居の管理者は、同時に介護保険施設、指定居宅サー
---	---

ビス、指定地域密着型サービス（<u>サテライト型指定認知症対応型共同生活介護事業所</u>の場合は、<u>本体事業所が提供する指定認知症対応型共同生活介護を除く。</u>）、指定介護予防サービス若しくは地域密着型介護予防サービスの事業を行う事業所、病院、診療所又は社会福祉施設を管理する者であってはならない。ただし、これらの事業所、施設等が同一敷地内にあること等により当該共同生活住居の管理上支障がない場合は、この限りでない。 （運営規程） 第122条 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、共同生活住居ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。 (1) 略 (2) 従業者の職種、員数及び<u>職務の内容</u> (3)～(6) 略 <u>(7) 虐待の防止のための措置に関する事項</u> <u>(8) 略</u> （勤務体制の確保等） 第123条 略 2 前項の<u>従業者</u>の勤務の体制を定めるに当たっては、利用者が安心して日常生活を送ることができるよう、継続性を重視したサービスの提供に配慮しなければならない。 3 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、介護従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。<u>その際、当該指定認知</u>	ビス、指定地域密着型サービス、指定介護予防サービス若しくは地域密着型介護予防サービスの事業を行う事業所、病院、診療所又は社会福祉施設を管理する者であってはならない。ただし、これらの事業所、施設等が同一敷地内にあること等により当該共同生活住居の管理上支障がない場合は、この限りでない。 （運営規程） 第122条 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、共同生活住居ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。 (1) 略 (2) 従業者の職種、員数及び<u>職務内容</u> (3)～(6) 略 <u>(7) 略</u> （勤務体制の確保等） 第123条 略 2 前項の<u>介護従業者</u>の勤務の体制を定めるに当たっては、利用者が安心して日常生活を送ることができるよう、継続性を重視したサービスの提供に配慮しなければならない。 3 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、介護従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。
---	---

症対応型共同生活介護事業者は、全ての介護従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

4 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、適切な指定認知症対応型共同生活介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

（記録の整備）

第127条 略

2 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、利用者に対する指定認知症対応型共同生活介護の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

(1)～(7) 略

（準用）

第128条 第9条、第10条、第12条、第13条、第22条、第28条、第32条の2、第34条から第36条まで、第38条、第40条から第41条まで、第59条の11、第59条の16、第59条の17第1項から第4項まで、第99条、第102条及び第104条の規定は、指定認知症対応型共同生活介護の事業について準用する。この場合において、第9条第1項中「第31条に規定する運営規程」とあるのは「第122条に規定

（記録の整備）

第127条 略

2 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、利用者に対する指定認知症対応型共同生活介護の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間保存しなければならない。

(1)～(7) 略

（準用）

第128条 第9条、第10条、第12条、第13条、第22条、第28条、第34条から第36条まで、第38条、第40条、第41条、第59条の11、第59条の16、第59条の17第1項から第4項まで、第99条、第102条及び第104条の規定は、指定認知症対応型共同生活介護の事業について準用する。この場合において、第9条第1項中「第31条に規定する運営規程」とあるのは「第122条に規定する重要事項に関する規

する重要事項に関する規程（第34条第1項において同じ。）」と、同項、第32条の2第2項、第34条第1項並びに第40条の2第1号及び第3号中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「介護従業者」と、第59条の11第2項中「この節」とあるのは「第6章第4節」と、第59条の16第2項第1号及び第3号中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「介護従業者」と、第59条の17第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「認知症対応型共同生活介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」と、第99条中「小規模多機能型居宅介護従業者」とあるのは「介護従業者」と、第102条中「指定小規模多機能型居宅介護事業者」とあるのは「指定認知症対応型共同生活介護事業者」と読み替えるものとする。

第1節 基本方針

第129条 指定地域密着型サービスに該当する地域密着型特定施設入居者生活介護（以下「指定地域密着型特定施設入居者生活介護」という。）の事業は、地域密着型特定施設サービス計画（法第8条第21項に規定する計画をいう。以下同じ。）に基づき、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話、機能訓練及び療養上の世話を行うことにより、当該指定地域密着型特定施設入居者生活介護の提供を受ける入居者（以下この章において「利用者」という。）が指定地域密着型特定施設（同項に規定する地域密着型特定施設であって、当該指定地域密着型特定施設入居者生活介護の事業が行われるものをいう。以下同じ。）においてその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにするものでなければならない。

2 略

程」と、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「介護従業者」と、第34条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「介護従業者」と、第59条の11第2項中「この節」とあるのは「第6章第4節」と、第59条の17第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「認知症対応型共同生活介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」と、第99条中「小規模多機能型居宅介護従業者」とあるのは「介護従業者」と、第102条中「指定小規模多機能型居宅介護事業者」とあるのは「指定認知症対応型共同生活介護事業者」と読み替えるものとする。

第1節 基本方針

第129条 指定地域密着型サービスに該当する地域密着型特定施設入居者生活介護（以下「指定地域密着型特定施設入居者生活介護」という。）の事業は、地域密着型特定施設サービス計画（法第8条第20項に規定する計画をいう。以下同じ。）に基づき、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話、機能訓練及び療養上の世話を行うことにより、当該指定地域密着型特定施設入居者生活介護の提供を受ける入居者（以下この章において「利用者」という。）が指定地域密着型特定施設（同項に規定する地域密着型特定施設であって、当該指定地域密着型特定施設入居者生活介護の事業が行われるものをいう。以下同じ。）においてその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにするものでなければならない。

2 略

(指定地域密着型特定施設入居者生活介護の取扱方針) 第138条 略 2～5 略 6 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。 (1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。 (2)及び(3) 略 7 略 (地域密着型特定施設サービス計画の作成) 第139条 略 2 略 3 計画作成担当者は、利用者又はその家族の希望及び利用者について把握された解決すべき課題に基づき、他の地域密着型特定施設従業者と協議の上、サービスの目標及びその達成時期、サービスの内容、サービスを提供する上での留意点等を盛り込んだ地域密着型特定施設サービス計画の原案を作成しなければならない。 4 及び 5 略 6 計画作成担当者は、<u>地域密着型特定施設サービス計画の作成後</u>においても、他の地域密着型特定施設従業者との連絡を継続的に行うことにより、地域密着型特定施設サービス計画の実施状況の把握を行うとともに、利用	(指定地域密着型特定施設入居者生活介護の取扱方針) 第138条 略 2～5 略 6 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。 (1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。 (2)及び(3) 略 7 略 (地域密着型特定施設サービス計画の作成) 第139条 略 2 略 3 計画作成担当者は、利用者又はその家族の希望、利用者について把握された解決すべき課題に基づき、他の地域密着型特定施設従業者と協議の上、サービスの目標及びその達成時期、サービスの内容、サービスを提供する上での留意点等を盛り込んだ地域密着型特定施設サービス計画の原案を作成しなければならない。 4 及び 5 略 6 計画作成担当者は、<u>地域密着型特定施設サービス計画作成後</u>においても、他の地域密着型特定施設従業者との連絡を継続的に行うことにより、地域密着型特定施設サービス計画の実施状況の把握を行うとともに、利用
---	--

者についての解決すべき課題の把握を行い、必要に応じて地域密着型特定施設サービス計画の変更を行うものとする。 7 略 (運営規程) 第145条 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、指定地域密着型特定施設ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。 (1) 略 (2) 地域密着型特定施設従業者の職種、員数及び<u>職務の内容</u> (3)～(8) 略 (9) <u>虐待の防止のための措置に関する事項</u> (10) 略 (勤務体制の確保等) 第146条 略 2及び3 略 4 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、地域密着型特定施設従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。<u>その際、指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、全ての地域密着型特定施設従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。</u> 5 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、適切な指定地域密着	者についての解決すべき課題の把握を行い、必要に応じて地域密着型特定施設サービス計画の変更を行うものとする。 7 略 (運営規程) 第145条 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、指定地域密着型特定施設ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。 (1) 略 (2) 地域密着型特定施設従業者の職種、員数及び<u>職務内容</u> (3)～(8) 略 (9) 略 (勤務体制の確保等) 第146条 略 2及び3 略 4 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、地域密着型特定施設従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。
--	--

型特定施設入居者生活介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより地域密着型特定施設従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

(記録の整備)

第148条 略

2 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、利用者に対する指定地域密着型特定施設入居者生活介護の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

(1)～(8) 略

(準用)

第149条 第12条、第13条、第22条、第28条、第32条の2、第34条から第38条まで、第40条から第41条まで、第59条の11、第59条の15、第59条の16、第59条の17第1項から第4項まで及び第99条の規定は、指定地域密着型特定施設入居者生活介護の事業について準用する。この場合において、第32条の2第2項、第34条第1項並びに第40条の2第1号及び第3号中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「地域密着型特定施設従業者」と、第34条第1項中「運営規程」とあるのは「第145条に規定する重要事項に関する規程」と、第59条の11第2項中「この節」とあるのは「第7章第4節」と、第59条の16第2項第1号及び第3号中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「地域密着型特定施設従業者」と、第59条の17第1項

(記録の整備)

第148条 略

2 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、利用者に対する指定地域密着型特定施設入居者生活介護の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間保存しなければならない。

(1)～(8) 略

(準用)

第149条 第12条、第13条、第22条、第28条、第34条から第38条まで、第40条、第41条、第59条の11、第59条の15、第59条の16、第59条の17第1項から第4項まで及び第99条の規定は、指定地域密着型特定施設入居者生活介護の事業について準用する。この場合において、第34条中「定期巡回・随時対応型介護看護従業者」とあるのは「地域密着型特定施設従業者」と、第59条の11第2項中「この節」とあるのは「第7章第4節」と、第59条の17第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「地域密着型特定施設入居者生活介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」と読み替えるものとする。

中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「地域密着型特定施設入居者生活介護について知見を有する者」と、「６月」とあるのは「２月」と、<u>第９９条中「小規模多機能型居宅介護従事者」とあるのは「地域密着型特定施設従業者」と読み替えるものとする。</u> (従業者の員数) 第１５１条 指定地域密着型介護老人福祉施設に置くべき従業者の員数は、次のとおりとする。<u>ただし、他の社会福祉施設等の栄養士又は管理栄養士との連携を図ることにより当該指定地域密着型介護老人福祉施設の効果的な運営を期待することができる場合であって、入所者の処遇に支障がないときは、第４号の栄養士又は管理栄養士を置かないことができる。</u> (1)～(3) 略 (4) <u>栄養士又は管理栄養士</u> １以上 (5)～(6) 略 ２ 略 ３ 指定地域密着型介護老人福祉施設の従業者は、専ら当該指定地域密着型介護老人福祉施設の職務に従事する者でなければならない。<u>ただし、入所者の処遇に支障がない場合は、この限りでない。</u>	(従業者の員数) 第１５１条 指定地域密着型介護老人福祉施設に置くべき従業者の員数は、次のとおりとする。 (1)～(3) 略 (4) <u>栄養士</u> １以上 (5)～(6) 略 ２ 略 ３ 指定地域密着型介護老人福祉施設の従業者は、専ら当該指定地域密着型介護老人福祉施設の職務に従事する者でなければならない。<u>ただし、指定地域密着型介護老人福祉施設（ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設をいう。以下この項において同じ。）を除く。以下この条において同じ。）及びユニット型指定介護老人福祉施設（指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成１１年厚生労働省令第３９号）第３８条に規定するユニット型指定介護老人福祉施設をいう。）を併設する場合又は指定地域密着型介護老人福祉施設及びユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設を併設する場合の介護職員及び看護職員（第１８７条第２項の</u>
--	---

4～7 略 8 第1項第2号及び第4号から第6号までの規定にかかわらず、サテライト型居住施設の生活相談員、<u>栄養士若しくは管理栄養士</u>、機能訓練指導員又は介護支援専門員については、次に掲げる本体施設の場合には、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める職員により当該サテライト型居住施設の入所者の処遇が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。 (1) 指定介護老人福祉施設又は指定地域密着型介護老人福祉施設 <u>生活相談員、栄養士若しくは管理栄養士</u>、機能訓練指導員又は介護支援専門員 (2) 介護老人保健施設 支援相談員、<u>栄養士若しくは管理栄養士</u>、理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士又は介護支援専門員 (3) 病院 <u>栄養士若しくは管理栄養士</u>（病床数100以上の病院の場合に限る。）又は介護支援専門員（指定介護療養型医療施設の場合に限る。） (4) 介護医療院 <u>栄養士若しくは管理栄養士</u>又は介護支援専門員 9～12 略 13 指定地域密着型介護老人福祉施設に指定通所介護事業所（指定居宅サービス等基準第93条第1項に規定する指定通所介護事業所をいう。）、指定短期入所生活介護事業所等、指定地域密着型通所介護事業所又は併設型指定認知症対応型通所介護の事業を行う事業所若しくは指定地域密着型介護予防サービス条例第5条第1項に規定する併設型指定介護予防認知症対応型通所介護の事業を行う事業所が併設される場合においては、当該併設される事業所の生活相談員、<u>栄養士</u>又は機能訓練指導員について	<u>規定に基づき配置される看護職員に限る。）を除き、入所者の処遇に支障がない場合は、この限りでない。</u> 4～7 略 8 第1項第2号及び第4号から第6号までの規定にかかわらず、サテライト型居住施設の生活相談員、<u>栄養士</u>、機能訓練指導員又は介護支援専門員については、次に掲げる本体施設の場合には、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める職員により当該サテライト型居住施設の入所者の処遇が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。 (1) 指定介護老人福祉施設又は指定地域密着型介護老人福祉施設 <u>栄養士</u>、機能訓練指導員又は介護支援専門員 (2) 介護老人保健施設 支援相談員、<u>栄養士</u>、理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士又は介護支援専門員 (3) 病院 <u>栄養士</u>（病床数100以上の病院の場合に限る。）又は介護支援専門員（指定介護療養型医療施設の場合に限る。） (4) 介護医療院 <u>栄養士</u>又は介護支援専門員 9～12 略 13 指定地域密着型介護老人福祉施設に指定通所介護事業所（指定居宅サービス等基準第93条第1項に規定する指定通所介護事業所をいう。）、指定短期入所生活介護事業所等、指定地域密着型通所介護事業所又は併設型指定認知症対応型通所介護の事業を行う事業所若しくは指定地域密着型介護予防サービス条例第5条第1項に規定する併設型指定介護予防認知症対応型通所介護の事業を行う事業所が併設される場合においては、当該併設される事業所の生活相談員、<u>栄養士</u>又は機能訓練指導員について
---	---

は、当該指定地域密着型介護老人福祉施設の生活相談員、栄養士<u>若しくは管理栄養士又は機能訓練指導員により当該事業所の利用者の処遇が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。</u> 1 4 及び 1 5 略 1 6 指定地域密着型介護老人福祉施設に指定小規模多機能型居宅介護事業所、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所又は指定地域密着型介護予防サービス条例第 4 4 条第 1 項に規定する指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所（以下「指定小規模多機能型居宅介護事業所等」という。）が併設される場合においては、当該指定地域密着型介護老人福祉施設が前各項に定める人員に関する基準を満たす従業者を置くほか、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等に第 8 2 条若しくは第 1 9 1 条又は<u>指定地域密着型介護予防サービス条例第 4 4 条に定める人員に関する基準</u>を満たす従業者が置かれているときは、当該指定地域密着型介護老人福祉施設の従業者は、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の職務に従事することができる。 1 7 <u>第 1 項第 1 号の医師及び同項第 6 号の介護支援専門員の数は、サテライト型居住施設の本体施設である指定地域密着型介護老人福祉施設であって、当該サテライト型居住施設に医師又は介護支援専門員を置かない場合にあっては、指定地域密着型介護老人福祉施設の入所者の数及び当該サテライト型居住施設の入所者の数の合計数を基礎として算出しなければならない。この場合において、介護支援専門員の数は、同号の規定にかかわらず、1 以上（入所者の数が 1 0 0 又はその端数を増すごとに 1 を基準とする。）とする。</u> （設備）	は、当該指定地域密着型介護老人福祉施設の生活相談員、栄養士又は機能訓練指導員により当該事業所の利用者の処遇が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。 1 4 及び 1 5 略 1 6 指定地域密着型介護老人福祉施設に指定小規模多機能型居宅介護事業所、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所又は指定地域密着型介護予防サービス条例第 4 4 条第 1 項に規定する指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所（以下「指定小規模多機能型居宅介護事業所等」という。）が併設される場合においては、当該指定地域密着型介護老人福祉施設が前各項に定める人員に関する基準を満たす従業者を置くほか、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等に第 8 2 条若しくは第 1 9 1 条又は<u>指定地域密着型介護予防サービス基準第 4 4 条に定める人員に関する条例</u>を満たす従業者が置かれているときは、当該指定地域密着型介護老人福祉施設の従業者は、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の職務に従事することができる。 1 7 <u>第 4 項又は第 8 項の規定によりサテライト型居住施設に医師又は介護支援専門員を置かない場合における当該サテライト型居住施設の本体施設である指定地域密着型介護老人福祉施設に置くべき第 1 項第 1 号の医師又は同項第 6 号の介護支援専門員の数は、当該指定地域密着型介護老人福祉施設の入所者の数及び当該サテライト型居住施設の入所者の数の合計数を基礎として算出するものとする。この場合において、介護支援専門員の数は、同項第 6 号の規定にかかわらず、入所者の数の合計数が 1 0 0 又はその端数を増すごとに 1 以上とする。</u> （設備）
--	--

第152条 指定地域密着型介護老人福祉施設の設備の基準は、次のとおりとする。 (1) 略 (2) 略 ア 略 イ 入所者<u>1人</u>当たりの床面積は、10.65平方メートル以上とすること。 ウ 略 (3)～(10) 略 2 略 (利用料等の受領) 第156条 略 2 略 3 指定地域密着型介護老人福祉施設は、前2項の支払を受ける額のほか、次に掲げる費用の額の支払を受けることができる。 (1)及び(2) 略 (3) <u>指定地域密着型サービス基準第136条第3項第3号に規定する厚生労働大臣の定める基準に基づき入所者が選定する特別な居室の提供を行ったことに伴い必要となる費用</u> (4) <u>指定地域密着型サービス基準第136条第3項第4号に規定する厚生労働大臣の定める基準に基づき入所者が選定する特別な食事の提供を行ったことに伴い必要となる費用</u> (5)及び(6) 略 4 前項第1号から第4号までに掲げる費用については、<u>指定地域密着型サ</u>	第152条 指定地域密着型介護老人福祉施設の設備の基準は、次のとおりとする。 (1) 略 (2) 略 ア 略 イ 入所者<u>一人</u>当たりの床面積は、10.65平方メートル以上とすること。 ウ 略 (3)～(10) 略 2 略 (利用料等の受領) 第156条 略 2 略 3 指定地域密着型介護老人福祉施設は、前2項の支払を受ける額のほか、次に掲げる費用の額の支払を受けることができる。 (1)及び(2) 略 (3) <u>厚生労働大臣の定める基準に基づき入所者が選定する特別な居室の提供を行ったことに伴い必要となる費用</u> (4) <u>厚生労働大臣の定める基準に基づき入所者が選定する特別な食事の提供を行ったことに伴い必要となる費用</u> (5)及び(6) 略 4 前項第1号から第4号までに掲げる費用については、<u>別に厚生労働大臣</u>
---	---

<u>サービス基準第136条第4項に規定する厚生労働大臣が定めるところによるものとする。</u> 5 略 (指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の取扱方針) 第157条 略 2～5 略 6 指定地域密着型介護老人福祉施設は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。 (1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会(<u>テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。</u>)を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。 (2)及び(3) 略 7 略 (地域密着型施設サービス計画の作成) 第158条 略 2～5 略 6 計画担当介護支援専門員は、サービス担当者会議(入所者に対する指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供に当たる他の担当者(以下この条において「担当者」という。))を招集して行う会議(<u>テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、入所者又はその家族(以下この項において「入所者等」という。))が参加する場合にあつては、テレビ電話装置等の活用について当該入所者等の同意を得な</u>	が定めるところによるものとする。 5 略 (指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の取扱方針) 第157条 略 2～5 略 6 指定地域密着型介護老人福祉施設は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。 (1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。 (2)及び(3) 略 7 略 (地域密着型施設サービス計画の作成) 第158条 略 2～5 略 6 計画担当介護支援専門員は、サービス担当者会議(入所者に対する指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供に当たる他の担当者(以下この条において「担当者」という。))を招集して行う会議をいう。以下この章において同じ。)の開催、担当者に対する照会等により、当該地域密着型施設サービス計画の原案の内容について、担当者から、専門的な見地からの意見を求めるものとする。
--	--

<u>なければならない。)</u>をいう。以下この章において同じ。)の開催、担当者に対する照会等により、当該地域密着型施設サービス計画の原案の内容について、担当者から、専門的な見地からの意見を求めるものとする。 7～12 略 <u>(栄養管理)</u> <u>第163条の2 指定地域密着型介護老人福祉施設は、入所者の栄養状態の維持及び改善を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、各入所者の状態に応じた栄養管理を計画的に行わなければならない。</u> <u>(口腔衛生の管理)</u> <u>第163条の3 指定地域密着型介護老人福祉施設は、入所者の口腔の健康の保持を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、口腔衛生の管理体制を整備し、各入所者の状態に応じた口腔衛生の管理を計画的に行わなければならない。</u> (運営規程) 第168条 指定地域密着型介護老人福祉施設は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。 (1)～(7) 略 <u>(8) 虐待の防止のための措置に関する事項</u> <u>(9) 略</u> (勤務体制の確保等) 第169条 略	7～12 略 (運営規程) 第168条 指定地域密着型介護老人福祉施設は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。 (1)～(7) 略 <u>(8) 略</u> (勤務体制の確保等) 第169条 略
--	--

2 略 3 指定地域密着型介護老人福祉施設は、従業者に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。<u>その際、指定地域密着型介護老人福祉施設は、全ての従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。</u> 4 <u>指定地域密着型介護老人福祉施設は、適切な指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。</u> （衛生管理等） 第171条 略 2 指定地域密着型介護老人福祉施設は、当該指定地域密着型介護老人福祉施設において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。 (1) 当該指定地域密着型介護老人福祉施設における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（<u>テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。</u>）をおおむね3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。 (2) 略 (3) 当該指定地域密着型介護老人福祉施設において、介護職員その他の従	2 略 3 指定地域密着型介護老人福祉施設は、従業者に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。 （衛生管理等） 第171条 略 2 指定地域密着型介護老人福祉施設は、当該指定地域密着型介護老人福祉施設において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。 (1) 当該指定地域密着型介護老人福祉施設における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。 (2) 略 (3) 当該指定地域密着型介護老人福祉施設において、介護職員その他の従
---	--

業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施すること。 (4) 前3号に掲げるもののほか、<u>指定地域密着型サービス基準第151条第2項第4号に規定する厚生労働大臣が定める感染症又は食中毒が疑われる際の対処等に関する手順に沿った対応を行うこと。</u> (事故発生の防止及び発生時の対応) 第175条 指定地域密着型介護老人福祉施設は、事故の発生又はその再発を防止するため、<u>次に掲げる措置を講じなければならない。</u> (1)及び(2) 略 (3) 事故発生の防止のための委員会<u>(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)</u>及び従業者に対する研修を定期的に行うこと。 (4) <u>前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。</u> 2～4 略 (記録の整備) 第176条 略 2 指定地域密着型介護老人福祉施設は、入所者に対する指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から<u>5年間</u>保存しなければならない。 (1)～(7) 略 (準用) 第177条 第9条、第10条、第12条、第13条、第22条、第28条、	業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修を定期的実施すること。 (4) 前3号に掲げるもののほか、<u>別に厚生労働大臣が定める感染症又は食中毒が疑われる際の対処等に関する手順に沿った対応を行うこと。</u> (事故発生の防止及び発生時の対応) 第175条 指定地域密着型介護老人福祉施設は、事故の発生又はその再発を防止するため、<u>次の各号に定める措置を講じなければならない。</u> (1)及び(2) 略 (3) 事故発生の防止のための委員会及び従業者に対する研修を定期的に行うこと。 2～4 略 (記録の整備) 第176条 略 2 指定地域密着型介護老人福祉施設は、入所者に対する指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から<u>2年間</u>保存しなければならない。 (1)～(7) 略 (準用) 第177条 第9条、第10条、第12条、第13条、第22条、第28条、
--	---

第32条の2、第34条、第36条、第38条、第40条の2、第41条、第59条の11、第59条の15及び第59条の17第1項から第4項までの規定は、指定地域密着型介護老人福祉施設について準用する。この場合において、第9条第1項中「第31条に規定する運営規程」とあるのは「第168条に規定する重要事項に関する規程（第34条第1項において同じ。）」と、同項、第32条の2第2項、第34条第1項並びに第40条の2第1号及び第3号中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「従業者」と、第13条第1項中「指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供の開始に際し、」とあるのは「入所の際に」と、同条第2項中「指定居宅介護支援が利用者に対して行われていない等の場合であって必要と認めるときは、要介護認定」とあるのは「要介護認定」と、第59条の11第2項中「この節」とあるのは「第8章第4節」と、第59条の17第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」と読み替えるものとする。

（この節の趣旨）

第178条 第1節及び前2節の規定にかかわらず、ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設（施設の全部において少数の居室及び当該居室に近接して設けられる共同生活室（当該居室の入居者が交流し、共同で日常生活を営むための場所をいう。以下同じ。）により一体的に構成される場所（以下「ユニット」という。）ごとに入居者の日常生活が営まれ、これに対する支援が行われる指定地域密着型介護老人福祉施設をいう。以下同じ。）の基本方針並びに設備及び運営に関する基準については、この節に定めるところによる。

第34条、第36条、第38条、第41条、第59条の11、第59条の15及び第59条の17第1項から第4項までの規定は、指定地域密着型介護老人福祉施設について準用する。この場合において、第9条第1項中「第31条に規定する運営規程」とあるのは「第168条に規定する重要事項に関する規程」と、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「従業者」と、第13条第1項中「指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供の開始に際し、」とあるのは「入所の際に」と、同条第2項中「指定居宅介護支援が利用者に対して行われていない等の場合であって必要と認めるときは、要介護認定」とあるのは「要介護認定」と、第34条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「従業者」と、第59条の11第2項中「この節」とあるのは「第8章第4節」と、第59条の17第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」と読み替えるものとする。

（この節の趣旨）

第178条 第1節、第3節及び前節の規定にかかわらず、ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設（施設の全部において少数の居室及び当該居室に近接して設けられる共同生活室（当該居室の入居者が交流し、共同で日常生活を営むための場所をいう。以下同じ。）により一体的に構成される場所（以下「ユニット」という。）ごとに入居者の日常生活が営まれ、これに対する支援が行われる指定地域密着型介護老人福祉施設をいう。以下同じ。）の基本方針並びに設備及び運営に関する基準については、この節に定めるところによる。

(設備) 第180条 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設の設備の基準は、次のとおりとする。 (1) 略 ア 略 (ア) 略 (イ) 居室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの共同生活室に近接して一体的に設けること。ただし、一のユニットの入居定員は、<u>原則としておおむね10人以下とし、15人を超えないものとする。</u> (ウ) <u>一の居室の床面積は、10.65平方メートル以上とすること。ただし、(ア)ただし書の場合にあっては、21.3平方メートル以上とすること。</u> a 及び b 略 (エ) 略 イ～エ 略 (2)～(5) 略 2 略 (利用料等の受領) 第181条 略 2 略 3 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、前2項の支払を受ける額のほか、次に掲げる費用の額の支払を受けることができる。	(設備) 第180条 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設の設備の基準は、次のとおりとする。 (1) 略 ア 略 (ア) 略 (イ) 居室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの共同生活室に近接して一体的に設けること。ただし、一のユニットの入居定員は、<u>おおむね10人以下としなければならない。</u> (ウ) <u>一の居室の床面積等は、次のいずれかを満たすこと。</u> a 及び b 略 (エ) 略 イ～エ 略 (2)～(5) 略 2 略 (利用料等の受領) 第181条 略 2 略 3 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、前2項の支払を受ける額のほか、次に掲げる費用の額の支払を受けることができる。
--	--

(1)及び(2) 略 (3) <u>指定地域密着型サービス基準第161条第3項第3号に規定する厚生労働大臣の定める基準に基づき入居者が選定する特別な居室の提供を行ったことに伴い必要となる費用</u> (4) <u>指定地域密着型サービス基準第161条第3項第4号に規定する厚生労働大臣の定める基準に基づき入居者が選定する特別な食事の提供を行ったことに伴い必要となる費用</u> (5)及び(6) 略 4 前項第1号から第4号までに掲げる費用については、<u>指定地域密着型サービス基準第161条第4項に規定する厚生労働大臣が定めるところによるものとする。</u> 5 略 (指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の取扱方針) 第182条 略 2～7 略 8 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。 (1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会<u>(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)</u>を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。 (2)～(3) 略 9 略	(1)及び(2) 略 (3) <u>厚生労働大臣の定める基準に基づき入居者が選定する特別な居室の提供を行ったことに伴い必要となる費用</u> (4) <u>厚生労働大臣の定める基準に基づき入居者が選定する特別な食事の提供を行ったことに伴い必要となる費用</u> (5)及び(6) 略 4 前項第1号から第4号までに掲げる費用については、<u>別に厚生労働大臣が定めるところによるものとする。</u> 5 略 (指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の取扱方針) 第182条 略 2～7 略 8 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。 (1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。 (2)～(3) 略 9 略
---	---

(運営規程) 第186条 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。 (1)～(8) 略 <u>(9) 虐待の防止のための措置に関する事項</u> <u>(10) 略</u> (勤務体制の確保等) 第187条 略 2 略 (1)～(3) 略 3 略 4 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、従業者に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。<u>その際、ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、全ての従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。</u> <u>5 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、適切な指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければなら</u>	(運営規程) 第186条 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。 (1)～(8) 略 <u>(9) 略</u> (勤務体制の確保等) 第187条 略 2 略 (1)～(3) 略 3 略 4 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、従業者に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。
---	--

ない。

(準用)

第189条 第9条、第10条、第12条、第13条、第22条、第28条、第32条の2、第34条、第36条、第38条、第40条の2、第41条、第59条の11、第59条の15、第59条の17第1項から第4項まで、第153条から第155条まで、第158条、第161条、第163条から第167条まで及び第171条から第176条までの規定は、ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設について準用する。この場合において、第9条第1項中「第31条に規定する運営規程」とあるのは「第186条に規定する重要事項に関する規程(第34条第1項において同じ。)」と、同項、第32条の2第2項、第34条第1項並びに第40条の2第1号及び第3号中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「従業者」と、第13条第1項中「指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供の開始に際し、」とあるのは「入居の際に」と、同条第2項中「指定居宅介護支援が利用者に対して行われていない等の場合であって必要と認めるときは、要介護認定」とあるのは「要介護認定」と、第59条の11第2項中「この節」とあるのは「第8章第5節」と、第59条の17第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」と、第167条中「第158条」とあるのは「第189条において準用する第158条」と、同条第5号中「第157条第5項」とあるのは「第182条第7項」と、同条第6号中「第177条」とあるのは「第189条」と、同条第7号中「第175条第3項」とあるのは「第189条において準用する第175条第3項」と、第176

(準用)

第189条 第9条、第10条、第12条、第13条、第22条、第28条、第34条、第36条、第38条、第41条、第59条の11、第59条の15、第59条の17第1項から第4項まで、第153条から第155条まで、第158条、第161条、第163条から第167条まで及び第171条から第176条までの規定は、ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設について準用する。この場合において、第9条第1項中「第31条に規定する運営規程」とあるのは「第186条に規定する重要事項に関する規程」と、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「従業者」と、第13条第1項中「指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供の開始に際し、」とあるのは「入居の際に」と、同条第2項中「指定居宅介護支援が利用者に対して行われていない等の場合であって必要と認めるときは、要介護認定」とあるのは「要介護認定」と、第34条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「従業者」と、第59条の11第2項中「この節」とあるのは「第8章第5節」と、第59条の17第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」と、第167条中「第158条」とあるのは「第189条において準用する第158条」と、同条第5号中「第157条第5項」とあるのは「第182条第7項」と、同条第6号中「第177条」とあるのは「第189条」と、同条第7号中「第175条第3項」とあるのは「第189条において準用する第175条第3項」と、第176条第2項第2号中「第155条第2項」とあるのは「第189条

条第2項第2号中「第155条第2項」とあるのは「第189条において準用する第155条第2項」と、同項第3号中「第157条第5項」とあるのは「第182条第7項」と、同項第4号、第5号及び第7号中「次条」とあるのは「第189条」と、同項第6号中「前条第3項」とあるのは「第189条において準用する前条第3項」と読み替えるものとする。

(従業者の員数等)

第191条 指定看護小規模多機能型居宅介護の事業を行う者（以下「指定看護小規模多機能型居宅介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定看護小規模多機能型居宅介護事業所」という。）ごとに置くべき指定看護小規模多機能型居宅介護の提供に当たる従業者（以下「看護小規模多機能型居宅介護従業者」という。）の員数は、夜間及び深夜の時間帯以外の時間帯に指定看護小規模多機能型居宅介護の提供に当たる看護小規模多機能型居宅介護従業者については、常勤換算方法で、通いサービス（登録者（指定看護小規模多機能型居宅介護を利用するために指定看護小規模多機能型居宅介護事業所に登録を受けた者をいう。以下同じ。）を指定看護小規模多機能型居宅介護事業所に通わせて行う指定看護小規模多機能型居宅介護をいう。以下同じ。）の提供に当たる者をその利用者の数が3又はその端数を増すごとに1以上及び訪問サービス（看護小規模多機能型居宅介護従業者が登録者の居宅を訪問し、当該居宅において行う指定看護小規模多機能型居宅介護（第82条第7項に規定する本体事業所である指定看護小規模多機能型居宅介護事業所にあっては当該本体事業所に係るサテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所及び指定地域密着型介護予防サービス条例第44条第7項に規定するサテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所（第6項において「サテライト

において準用する第155条第2項」と、同項第3号中「第157条第5項」とあるのは「第182条第7項」と、同項第4号及び第5号中「次条」とあるのは「第189条」と、同項第6号中「前条第3項」とあるのは「第189条において準用する前条第3項」と読み替えるものとする。

(従業者の員数等)

第191条 指定看護小規模多機能型居宅介護の事業を行う者（以下「指定看護小規模多機能型居宅介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定看護小規模多機能型居宅介護事業所」という。）ごとに置くべき指定看護小規模多機能型居宅介護の提供に当たる従業者（以下「看護小規模多機能型居宅介護従業者」という。）の員数は、夜間及び深夜の時間帯以外の時間帯に指定看護小規模多機能型居宅介護の提供に当たる看護小規模多機能型居宅介護従業者については、常勤換算方法で、通いサービス（登録者（指定看護小規模多機能型居宅介護を利用するために指定看護小規模多機能型居宅介護事業所に登録を受けた者をいう。以下同じ。）を指定看護小規模多機能型居宅介護事業所に通わせて行う指定看護小規模多機能型居宅介護をいう。以下同じ。）の提供に当たる者をその利用者の数が3又はその端数を増すごとに1以上及び訪問サービス（看護小規模多機能型居宅介護従業者が登録者の居宅を訪問し、当該居宅において行う指定看護小規模多機能型居宅介護（本体事業所である指定看護小規模多機能型居宅介護事業所にあっては当該本体事業所に係るサテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所又はサテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の登録者の居宅において行う指定看護小規模多機能型居宅介護を含む。）をいう。以下この章において同じ。）の提供に当

型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所」という。）の登録者、第8項に規定する本体事業所である指定看護小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、当該本体事業所に係る同項に規定するサテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の登録者並びに同項に規定するサテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、当該サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所に係る同項に規定する本体事業所、当該本体事業所に係る他の同項に規定するサテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所及び当該本体事業所に係る第82条第7項に規定するサテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所の登録者の居宅において行う指定看護小規模多機能型居宅介護を含む。）をいう。以下この章において同じ。）の提供に当たる者を2以上とし、夜間及び深夜の時間帯を通じて指定看護小規模多機能型居宅介護の提供に当たる看護小規模多機能型居宅介護従業者については、夜間及び深夜の勤務（夜間及び深夜の時間帯に行われる勤務（宿直勤務を除く。）をいう。第6項において同じ。）に当たる者を1以上及び宿直勤務に当たる者を当該宿直勤務に必要な数以上とする。

2～5 略

6 宿泊サービス（登録者を指定看護小規模多機能型居宅介護事業所に宿泊させて行う指定看護小規模多機能型居宅介護（第82条第7項に規定する本体事業所である指定看護小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、当該本体事業所に係るサテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所又はサテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の登録者の心身の状況を勘案し、その処遇に支障がない場合に、当該登録者を当該本体事業所に宿泊させて行う指定看護小規模多機能型居宅介護及び第8項に規定する本体事業所である指定看護小規模多機能型居宅介護事業所に

たる者を2以上とし、夜間及び深夜の時間帯を通じて指定看護小規模多機能型居宅介護の提供に当たる看護小規模多機能型居宅介護従業者については、夜間及び深夜の勤務（夜間及び深夜の時間帯に行われる勤務（宿直勤務を除く。）をいう。第6項において同じ。）に当たる者を1以上及び宿直勤務に当たる者を当該宿直勤務に必要な数以上とする。

2～5 略

6 宿泊サービス（登録者を指定看護小規模多機能型居宅介護事業所に宿泊させて行う指定看護小規模多機能型居宅介護（本体事業所である指定看護小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、当該本体事業所に係るサテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所又はサテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の登録者の心身の状況を勘案し、その処遇に支障がない場合に、当該登録者を当該本体事業所に宿泊させて行う指定看護小規模多機能型居宅介護を含む。）をいう。以下同じ。）の利用者がいない場合であつて、夜間及び深夜の時間帯を通じて利用者に対して訪

<u>あつては、当該本体事業所に係る同項に規定するサテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の登録者の心身の状況を勘案し、その処遇に支障がない場合に、当該登録者を当該本体事業所に宿泊させて行う指定看護小規模多機能型居宅介護を含む。）をいう。以下同じ。）の利用者がいない場合であつて、夜間及び深夜の時間帯を通じて利用者に対して訪問サービスを提供するために必要な連絡体制を整備しているときは、第1項の規定にかかわらず、夜間及び深夜の時間帯を通じて夜間及び深夜の勤務並びに宿直勤務に当たる看護小規模多機能型居宅介護従業者を置かないことができる。</u> 7 略 8 <u>第1項の規定にかかわらず、サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所（利用者又はその家族等から電話等により看護に関する意見を求められた場合に常時対応し、利用者に対し適切な看護サービスを提供できる体制にある指定看護小規模多機能型居宅介護事業所であつて、指定居宅サービス事業等その他の保健医療又は福祉に関する事業について3年以上の経験を有する指定看護小規模多機能型居宅介護事業者により設置される当該指定看護小規模多機能型居宅介護事業所以外の指定看護小規模多機能型居宅介護事業所であつて、当該指定看護小規模多機能型居宅介護事業所に対して指定看護小規模多機能型居宅介護の提供に係る支援を行うもの（以下この章において「本体事業所」という。）との密接な連携の下に運営され、利用者に対し適切な看護サービスを提供できる体制にあるものをいう。以下同じ。）に置くべき訪問サービスの提供に当たる看護小規模多機能型居宅介護従業者については、本体事業所の職員により当該サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の登録者の処遇が適切に行われると認められるときは、2人以上とすることができる。</u>	問サービスを提供するために必要な連絡体制を整備しているときは、第1項の規定にかかわらず、夜間及び深夜の時間帯を通じて夜間及び深夜の勤務並びに宿直勤務に当たる看護小規模多機能型居宅介護従業者を置かないことができる。 7 略
--	--

<u>9 第1項の規定にかかわらず、サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所については、夜間及び深夜の時間帯を通じて本体事業所において宿直勤務を行う看護小規模多機能型居宅介護従業者により当該サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の登録者の処遇が適切に行われると認められるときは、夜間及び深夜の時間帯を通じて宿直勤務を行う看護小規模多機能型居宅介護従業者を置かないことができる。</u> <u>10 第4項の規定にかかわらず、サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所については、看護職員の員数は常勤換算方法で1以上とする。</u> <u>11 指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、登録者に係る居宅サービス計画及び看護小規模多機能型居宅介護計画の作成に専ら従事する介護支援専門員を置かなければならない。ただし、当該介護支援専門員は、利用者の処遇に支障がない場合は、当該指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の他の職務に従事し、又は当該指定看護小規模多機能型居宅介護事業所に併設する第7項各号に掲げる施設等の職務に従事することができる。</u> <u>12 前項の介護支援専門員は、指定地域密着型サービス基準第171条第12項に規定する厚生労働大臣が定める研修を修了している者でなければならない。</u> <u>13 第11項の規定にかかわらず、サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所については、本体事業所の介護支援専門員により当該サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の登録者に対して居宅サービス計画の作成が適切に行われるときは、介護支援専門員に代えて、看護小規模多機能型居宅介護計画の作成に専ら従事する前項の研修を修了している者（第199条において「研修修了者」という。）を置くことができる。</u>	<u>8 指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、登録者に係る居宅サービス計画及び看護小規模多機能型居宅介護計画の作成に専ら従事する介護支援専門員を置かなければならない。ただし、当該介護支援専門員は、利用者の処遇に支障がない場合は、当該指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の他の職務に従事し、又は当該指定看護小規模多機能型居宅介護事業所に併設する前項各号に掲げる施設等の職務に従事することができる。</u> <u>9 前項の介護支援専門員は、別に厚生労働大臣が定める研修を修了している者でなければならない。</u>
--	---

<u>14</u> 指定複合型サービス事業者（指定地域密着型サービスに該当する複合型サービス（以下「指定複合型サービス」という。）の事業を行う者をいう。以下同じ。）が指定訪問看護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定看護小規模多機能型居宅介護の事業と指定訪問看護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合に、指定居宅サービス等基準第60条第1項第1号イに規定する人員に関する基準を満たすとき（同条第4項の規定により同条第1項第1号イ及び第2号に規定する基準を満たしているものとみなされているとき及び<u>第6条第12項</u>の規定により<u>同条第1項第4号ア</u>に規定する基準を満たしているものとみなされているときを除く。）は、<u>当該指定複合型サービス事業者</u>は、第4項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。 （管理者） 第192条 略 <u>2</u> <u>前項本文の規定にかかわらず、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の管理上支障がない場合は、サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の管理者は、本体事業所の管理者をもって充てることができる。</u> <u>3</u> <u>第1項</u>の管理者は、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター、介護老人保健施設、介護医療院、指定小規模多機能型居宅介護事業所、指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定複合型サービス事業所等の従業者若しくは訪問介護員等として3年以上認知症である者の介護に従事した経験を有する者であって、<u>指定地域密着型サービス基準第172条第3項に規定する厚生労働大臣が定める研修を修了しているもの、又は保健師若しくは看護師でなければならない。</u>	<u>10</u> 指定複合型サービス事業者（指定地域密着型サービスに該当する複合型サービス（以下「指定複合型サービス」という。）の事業を行う者をいう。以下同じ。）が指定訪問看護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定看護小規模多機能型居宅介護の事業と指定訪問看護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合に、指定居宅サービス等基準第60条第1項第1号イに規定する人員に関する基準を満たすとき（同条第4項の規定により同条第1項第1号イ及び第2号に規定する基準を満たしているものとみなされているとき及び<u>第3条の4第12項</u>の規定により<u>同条第1項第4号イ</u>に規定する基準を満たしているものとみなされているときを除く。）は、<u>当該指定看護小規模多機能型居宅介護事業者</u>は、第4項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。 （管理者） 第192条 略 <u>2</u> <u>前項</u>の管理者は、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター、介護老人保健施設、介護医療院、指定小規模多機能型居宅介護事業所、指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定複合型サービス事業所（<u>指定複合型サービスの事業を行う事業所をいう。以下同じ。</u>）等の従業者若しくは訪問介護員等として3年以上認知症である者の介護に従事した経験を有する者であって、<u>別に厚生労働大臣が定める研修を修了しているもの、又は保健師若しくは看護師でなければならない。</u>
--	---

(指定看護小規模多機能型居宅介護事業者の代表者)

第193条 指定看護小規模多機能型居宅介護事業者の代表者は、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター、介護老人保健施設、介護医療院、指定小規模多機能型居宅介護事業所、指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定複合型サービス事業所(指定複合型サービスの事業を行う事業所をいう。)等の従業者、訪問介護員等として認知症である者の介護に従事した経験を有する者若しくは保健医療サービス若しくは福祉サービスの経営に携わった経験を有する者であって、指定地域密着型サービス基準第173条に規定する厚生労働大臣が定める研修を修了しているもの、又は保健師若しくは看護師でなければならない。

(登録定員及び利用定員)

第194条 指定看護小規模多機能型居宅介護事業所は、その登録定員(登録者の数の上限をいう。以下この章において同じ。)を29人(サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、18人)以下とする。

2 略

- (1) 通いサービス 登録定員の2分の1から15人(登録定員が25人を超える指定看護小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、次の表の左欄に掲げる登録定員の区分に応じ、同表の右欄に掲げる利用定員、サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所にあつては12人)まで

登録定員	利用定員
26人又は27人	16人
28人	17人

(指定看護小規模多機能型居宅介護事業者の代表者)

第193条 指定看護小規模多機能型居宅介護事業者の代表者は、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター、介護老人保健施設、介護医療院、指定小規模多機能型居宅介護事業所、指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定複合型サービス事業所等の従業者、訪問介護員等として認知症である者の介護に従事した経験を有する者若しくは保健医療サービス若しくは福祉サービスの経営に携わった経験を有する者であつて、別に厚生労働大臣が定める研修を修了しているもの、又は保健師若しくは看護師でなければならない。

(登録定員及び利用定員)

第194条 指定看護小規模多機能型居宅介護事業所は、その登録定員(登録者の数の上限をいう。以下この章において同じ。)を29人以下とする。

2 略

- (1) 通いサービス 登録定員の2分の1から15人(登録定員が25人を超える指定看護小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、次の表の左欄に掲げる登録定員の区分に応じ、同表の右欄に掲げる利用定員)まで

登録定員	利用定員
26人又は27人	16人
28人	17人
29人	18人

29人	18人
(2) 宿泊サービス 通いサービスの利用定員の3分の1から9人(サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、6人)まで (設備及び備品等) 第195条 略 2 前項に掲げる設備の基準は、次のとおりとする。 (1) 略 (2) 略 ア及びイ 略 ウ ア及びイの基準を満たす宿泊室（以下この号において「個室」という。）以外の宿泊室を設ける場合は、個室以外の宿泊室の面積を合計した面積は、おおむね7.43平方メートルに宿泊サービスの利用定員から個室の定員数を減じた数を乗じて得た面積以上とするものとし、その構造は利用者のプライバシーが確保されたものでなければならない。 エ 略 オ <u>指定看護小規模多機能型居宅介護事業所が診療所である場合であつて、当該指定看護小規模多機能型居宅介護の利用者へのサービスの提供に支障がない場合には、当該診療所が有する病床については、宿泊室を兼用することができる。</u> 3及び4 略 (指定看護小規模多機能型居宅介護の具体的取扱方針)	(2) 宿泊サービス 通いサービスの利用定員の3分の1から9人まで (設備及び備品等) 第195条 略 2 前項に掲げる設備の基準は、次のとおりとする。 (1) 略 (2) 略 ア及びイ 略 ウ ア及びイを満たす宿泊室（以下この号において「個室」という。）以外の宿泊室を設ける場合は、個室以外の宿泊室の面積を合計した面積は、おおむね7.43平方メートルに宿泊サービスの利用定員から個室の定員数を減じた数を乗じて得た面積以上とするものとし、その構造は利用者のプライバシーが確保されたものでなければならない。 エ 略 3及び4 略 (指定看護小規模多機能型居宅介護の具体的取扱方針)

第197条 指定看護小規模多機能型居宅介護の方針は、次に掲げるところによるものとする。 (1)～(8) 略 (9) 看護サービス（指定看護小規模多機能型居宅介護のうち、保健師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士（以下この章において「看護師等」という。）が利用者に対して行う療養上の世話又は必要な診療の補助であるものをいう。以下この章において同じ。）の提供に当たっては、主治の医師との密接な連携により、及び<u>第199条第1項</u>に規定する看護小規模多機能型居宅介護計画に基づき、利用者の心身の機能の維持回復が図られるよう妥当適切に行わなければならない。 (10)及び(11) 略 （看護小規模多機能型居宅介護計画及び看護小規模多機能型居宅介護報告書の作成） 第199条 指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の管理者は、介護支援専門員（<u>第191条第13項の規定により介護支援専門員を配置していないサテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、研修修了者。以下この条において同じ。</u>）に看護小規模多機能型居宅介護計画の作成に関する業務を、看護師等（准看護師を除く。第9項において同じ。）に看護小規模多機能型居宅介護報告書の作成に関する業務を担当させるものとする。 2及び3 略 4 介護支援専門員は、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、他の看護小規模多機能型居宅介護従業者と協議の上、援助	第197条 指定看護小規模多機能型居宅介護の方針は、次に掲げるところによるものとする。 (1)～(8) 略 (9) 看護サービス（指定看護小規模多機能型居宅介護のうち、保健師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士（以下この章において「看護師等」という。）が利用者に対して行う療養上の世話又は必要な診療の補助であるものをいう。以下この章において同じ。）の提供に当たっては、主治の医師との密接な連携により、及び<u>第199条第4項</u>に規定する看護小規模多機能型居宅介護計画に基づき、利用者の心身の機能の維持回復が図られるよう妥当適切に行わなければならない。 (10)及び(11) 略 （看護小規模多機能型居宅介護計画及び看護小規模多機能型居宅介護報告書の作成） 第199条 指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の管理者は、介護支援専門員に看護小規模多機能型居宅介護計画の作成に関する業務を、看護師等（准看護師を除く。第9項において同じ。）に看護小規模多機能型居宅介護報告書の作成に関する業務を担当させるものとする。 2及び3 略 4 介護支援専門員は、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、他の看護小規模多機能型居宅介護従業者と協議の上、援助
--	---

の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した看護小規模多機能型居宅介護計画を作成するとともに、これを基本としつつ、利用者の日々の様態、希望等を勘案し、随時適切に通いサービス、訪問サービス及び宿泊サービスを組み合わせた看護及び介護を<u>行わなければならない</u>。 5～7 略 8 第2項から<u>第6項</u>までの規定は、前項に規定する看護小規模多機能型居宅介護計画の変更について準用する。 9及び10 略 (記録の整備) 第201条 略 2 指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、利用者に対する指定看護小規模多機能型居宅介護の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から<u>5年間</u>保存しなければならない。 (1)～(4) 略 (5) 第199条<u>第9項</u>に規定する看護小規模多機能型居宅介護報告書 (6)～(10) 略 (準用) 第202条 第9条から第13条まで、第20条、第22条、第28条、<u>第32条の2</u>、第34条から第38条まで、第40条<u>から第41条まで</u>、第59条の11、第59条の13、第59条の16、第59条の17、第87条から第90条まで、第93条から第95条まで、第97条、第98条、第100条から第104条まで及び第106条の規定は、指定看護小規模	の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した看護小規模多機能型居宅介護計画を作成するとともに、これを基本としつつ、利用者の日々の様態、希望等を勘案し、随時適切に通いサービス、訪問サービス及び宿泊サービスを組み合わせた看護及び介護を<u>行わなくてはならない</u>。 5～7 略 8 第2項から<u>第7項</u>までの規定は、前項に規定する看護小規模多機能型居宅介護計画の変更について準用する。 9及び10 略 (記録の整備) 第201条 略 2 指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、利用者に対する指定看護小規模多機能型居宅介護の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から<u>2年間</u>保存しなければならない。 (1)～(4) 略 (5) 第199条<u>第10項</u>に規定する看護小規模多機能型居宅介護報告書 (6)～(10) 略 (準用) 第202条 第9条から第13条まで、第20条、第22条、第28条、第34条から第38条まで、第40条、<u>第41条</u>、第59条の11、第59条の13、第59条の16、第59条の17、第87条から第90条まで、第93条から第95条まで、第97条、第98条、第100条から第104条まで及び第106条の規定は、指定看護小規模多機能型居宅介護の事
---	---

多機能型居宅介護の事業について準用する。この場合において、第9条第1項中「第31条に規定する運営規程」とあるのは「第202条において準用する第100条に規定する重要事項に関する規程(第34条第1項において同じ。)」と、同項、第32条の2第2項、第34条第1項並びに第40条の2第1号及び第3号中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護従業者」と、第59条の11第2項中「この節」とあるのは「第9章第4節」と、第59条の13第3項及び第4項並びに第59条の16第2項第1号及び第3号中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護従業者」と、第59条の17第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」と、「活動状況」とあるのは「通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況」と、第87条中「第82条第12項」とあるのは「第191条第13項」と、第89条及び第97条中「小規模多機能型居宅介護従業者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護従業者」と、第106条中「第82条第6項」とあるのは「第191条第7項各号」と読み替えるものとする。

第11章 雑則

(電磁的記録等)

第204条 指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型サービスの提供に当たる者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うこ

業について準用する。この場合において、第9条第1項中「第31条に規定する運営規程」とあるのは「第202条において準用する第100条に規定する重要事項に関する規程」と、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護従業者」と、第34条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護従業者」と、第59条の11第2項中「この節」とあるのは「第9章第4節」と、第59条の13第3項中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護従業者」と、第59条の17第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」と、「活動状況」とあるのは「通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況」と、第87条中「第82条第12項」とあるのは「第191条第13項」と、第89条及び第97条中「小規模多機能型居宅介護従業者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護従業者」と、第106条中「第82条第6項」とあるのは「第191条第7項各号」と読み替えるものとする。

<u>とが規定されている又は想定されるもの（第１２条第１項（第５９条、第５９条の２０、第５９条の２０の３、第５９条の３８、第８０条、第１０８条、第１２８条、第１４９条、第１７７条、第１８９条及び第２０２条において準用する場合を含む。）、第１１５条第１項、第１３６条第１項及び第１５５条第１項（第１８９条において準用する場合を含む。）並びに次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。</u> <u>２ 指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型サービスの提供に当たる者は、交付、説明、同意、承諾、締結その他これらに類するもの（以下この項において「交付等」という。）のうち、この条例の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によって認識することができない方法をいう。）により行うことができる。</u>	
--	--

洞爺湖町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関する条例新旧対照表（第2条関係）

改 正 案	現 行
目次 第1章～第4章 略 <u>第5章 委任（第91条）</u> <u>第6章 雑則（第92条）</u> 附則 （指定地域密着型介護予防サービスの事業の一般原則） 第3条 略 2及び3 略 <u>4 指定地域密着型介護予防サービス事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。</u> <u>5 指定地域密着型介護予防サービス事業者は、指定地域密着型介護予防サービスを提供するに当たっては、法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。</u> （従業者の員数） 第5条 単独型指定介護予防認知症対応型通所介護（特別養護老人ホーム等（特別養護老人ホーム（老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の5に規定する特別養護老人ホームをいう。以下同じ。））、同法第20条の4に規定する養護老人ホーム、病院、診療所、介護老人保健施設、介	目次 第1章～第4章 略 <u>第5章 委任（第91条）</u> 附則 （指定地域密着型介護予防サービスの事業の一般原則） 第3条 略 2及び3 略 （従業者の員数） 第5条 単独型指定介護予防認知症対応型通所介護（特別養護老人ホーム等（特別養護老人ホーム（老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の5に規定する特別養護老人ホームをいう。以下同じ。））、同法第20条の4に規定する養護老人ホーム、病院、診療所、介護老人保健施設、介

護医療院、社会福祉施設又は特定施設をいう。以下この項において同じ。）<u>に併設されていない事業所において行われる指定介護予防認知症対応型通所介護をいう。）</u>の事業を行う者及び併設型指定介護予防認知症対応型通所介護（特別養護老人ホーム等に併設されている事業所において行われる指定介護予防認知症対応型通所介護をいう。）の事業を行う者（以下「単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所」という。）ごとに置くべき従業者の員数は、次のとおりとする。 2及び3 略 4 <u>前3項</u>の単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護の単位は、単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護であってその提供が同時に1又は複数の利用者（当該単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者が単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業者（<u>洞爺湖町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例</u>（平成25年洞爺湖町条例第9号。以下「指定地域密着型サービス条例」という。）第61条第1項に規定する単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業者をいう。以下同じ。）の指定を併せて受け、かつ、単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護の事業と単独型・併設型指定認知症対応型通所介護（同項第1号に規定する単独型・併設型指定認知症対応型通所介護をいう。以下同じ。）の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、当該事業所における単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護又は単独型・併設型指定認知症対応型通所介護の利用者。以下この条において同じ。）に対して一体的に行われるものをいい、その利用定員（当該単独型・併設型指定介護予防認知	護医療院、社会福祉施設又は特定施設に併設されていない事業所において行われる指定介護予防認知症対応型通所介護をいう。以下同じ。）の事業を行う者及び併設型指定介護予防認知症対応型通所介護（特別養護老人ホーム等に併設されている事業所において行われる指定介護予防認知症対応型通所介護をいう。以下同じ。）の事業を行う者（以下「単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所」という。）ごとに置くべき従業者の員数は、次のとおりとする。 2及び3 略 4 <u>前各項</u>の単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護の単位は、単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護であってその提供が同時に1又は複数の利用者（当該単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者が単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業者（<u>洞爺湖町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例</u>（平成25年洞爺湖町条例第9号。以下「指定地域密着型サービス条例」という。）第61条第1項に規定する単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業者をいう。以下同じ。）の指定を併せて受け、かつ、単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護の事業と単独型・併設型指定認知症対応型通所介護（同項第1号に規定する単独型・併設型指定認知症対応型通所介護をいう。以下同じ。）の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、当該事業所における単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護又は単独型・併設型指定認知症対応型通所介護の利用者。以下この条において同じ。）に対して一体的に行われるものをいい、その利用定員（当該単独型・併設型指定介護予防認知症対
--	--

症対応型通所介護事業所において同時に単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護の提供を受けることができる利用者の数の上限をいう。<u>第7条第2項第1号ア</u>において同じ。)を12人以下とする。 5～7 略 (管理者) 第6条 略 2 単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の管理者は、適切な単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護を提供するために必要な知識及び経験を有する者であつて、<u>指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準</u>(平成18年厚生労働省令第36号。以下「<u>指定地域密着型介護予防サービス基準</u>」という。)第6条第2項に規定する厚生労働大臣が定める研修を修了しているものでなければならない。 (設備及び備品等) 第7条 略 2 前項に掲げる設備の基準は、次のとおりとする。 (1) 略 (2) 相談室 <u>遮蔽物</u>の設置等により相談の内容が漏えいしないよう配慮されていること。 3～5 略 (従業者の員数)	応型通所介護事業所において同時に単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護の提供を受けることができる利用者の数の上限をいう。<u>第7条第2項第1号イ</u>において同じ。)を12人以下とする。 5～7 略 (管理者) 第6条 略 2 単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の管理者は、適切な単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護を提供するために必要な知識及び経験を有する者であつて、<u>別に</u>厚生労働大臣が定める研修を修了しているものでなければならない。 (設備及び備品等) 第7条 略 2 前項に掲げる設備の基準は、次のとおりとする。 (1) 略 (2) 相談室 <u>遮へい物</u>の設置等により相談の内容が漏えいしないよう配慮されていること。 3～5 略 (従業者の員数)
--	--

第8条 指定認知症対応型共同生活介護事業所（指定地域密着型サービス条例第110条第1項に規定する指定認知症対応型共同生活介護事業所をいう。以下同じ。）若しくは指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所（第71条第1項に規定する指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所をいう。次条第1項において同じ。）の居間若しくは食堂又は指定地域密着型特定施設（指定地域密着型サービス条例第129条第1項に規定する指定地域密着型特定施設をいう。次条第1項及び第44条第6項において同じ。）若しくは指定地域密着型介護老人福祉施設（指定地域密着型サービス条例第150条第1項に規定する指定地域密着型介護老人福祉施設をいう。次条第1項及び第44条第6項において同じ。）の食堂若しくは共同生活室において、これらの事業所又は施設（第10条第1項において「本体事業所等」という。）の利用者、入居者又は入所者とともに行う指定介護予防認知症対応型通所介護（以下「共用型指定介護予防認知症対応型通所介護」という。）の事業を行う者（以下「共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所」という。）に置くべき従業者の員数は、当該利用者、当該入居者又は当該入所者の数と当該共用型指定介護予防認知症対応型通所介護の利用者（当該共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者が共用型指定認知症対応型通所介護事業者（指定地域密着型サービス条例第64条第1項に規定する共用型指定認知症対応型通所介護事業者をいう。以下同じ。）の指定を併せて受け、かつ、共用型指定介護予防認知症対応型通所介護の事業と共用型指定認知症対応型通所介護（同項に規定する共用型指定認知症対応型通所介護をいう。以下同じ。）の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあっては、当該事業所における共用型指定介護予防認知症対応型

第8条 指定認知症対応型共同生活介護事業所（指定地域密着型サービス条例第110条第1項に規定する指定認知症対応型共同生活介護事業所をいう。以下同じ。）若しくは指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所（第71条第1項に規定する指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所をいう。次条において同じ。）の居間若しくは食堂又は指定地域密着型特定施設（指定地域密着型サービス条例第129条第1項に規定する指定地域密着型特定施設をいう。次条及び第44条第6項において同じ。）若しくは指定地域密着型介護老人福祉施設（指定地域密着型サービス条例第150条第1項に規定する指定地域密着型介護老人福祉施設をいう。次条及び第44条第6項において同じ。）の食堂若しくは共同生活室において、これらの事業所又は施設の利用者、入居者又は入所者とともに行う指定介護予防認知症対応型通所介護（以下「共用型指定介護予防認知症対応型通所介護」という。）の事業を行う者（以下「共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所」という。）に置くべき従業者の員数は、当該利用者、当該入居者又は当該入所者の数と当該共用型指定介護予防認知症対応型通所介護の利用者（当該共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者が共用型指定認知症対応型通所介護事業者（指定地域密着型サービス条例第64条第1項に規定する共用型指定認知症対応型通所介護事業者をいう。以下同じ。）の指定を併せて受け、かつ、共用型指定介護予防認知症対応型通所介護の事業と共用型指定認知症対応型通所介護（同項に規定する共用型指定認知症対応型通所介護をいう。以下同じ。）の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあっては、当該事業所における共用型指定介護予防認知症対応型通所介護又は共用型指定認知症対応型通所介護の利用者。次条において同じ。）

通所介護又は共用型指定認知症対応型通所介護の利用者。<u>次条第1項</u>において同じ。）の数を合計した数について、第71条又は指定地域密着型サービス条例第110条、第130条若しくは第151条の規定を満たすために必要な数以上とする。 2 略 (利用定員等) 第9条 略 2 共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、指定居宅サービス（法第41条第1項に規定する指定居宅サービスをいう。）、指定地域密着型サービス（法第42条の2第1項に規定する指定地域密着型サービスをいう。）、指定居宅介護支援（法第46条第1項に規定する指定居宅介護支援をいう。）、指定介護予防サービス（法第53条第1項に規定する指定介護予防サービスをいう。）、指定地域密着型介護予防サービス若しくは指定介護予防支援（法第58条第1項に規定する指定介護予防支援をいう。）の事業又は介護保険施設（法第8条第25項に規定する介護保険施設をいう。）若しくは指定介護療養型医療施設（健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第26条の規定による改正前の法第48条第1項第3号に規定する指定介護療養型医療施設をいう。第44条第6項及び第71条第9項において同じ。）の運営（第44条第7項において「指定居宅サービス事業等」という。）について3年以上の経験を有する者でなければならない。 (管理者)	の数を合計した数について、第71条又は指定地域密着型サービス条例第110条、第130条若しくは第151条の規定を満たすために必要な数以上とする。 2 略 (利用定員等) 第9条 略 2 共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、指定居宅サービス（法第41条第1項に規定する指定居宅サービスをいう。）、指定地域密着型サービス（法第42条の2第1項に規定する指定地域密着型サービスをいう。）、指定居宅介護支援（法第46条第1項に規定する指定居宅介護支援をいう。）、指定介護予防サービス（法第53条第1項に規定する指定介護予防サービスをいう。）、指定地域密着型介護予防サービス若しくは指定介護予防支援（法第58条第1項に規定する指定介護予防支援をいう。）の事業又は介護保険施設（法第8条第25項に規定する介護保険施設をいう。）若しくは指定介護療養型医療施設（健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第26条の規定による改正前の法第48条第1項第3号に規定する指定介護療養型医療施設をいう。第44条第6項において同じ。）の運営（第44条第7項において「指定居宅サービス事業等」という。）について3年以上の経験を有する者でなければならない。 (管理者)
--	---

第10条 共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。<u>なお、共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事し、かつ、同一敷地内にある他の本体事業所等の職務に従事することとしても差し支えない。</u> 2 共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の管理者は、適切な共用型指定介護予防認知症対応型通所介護を提供するために必要な知識及び経験を有する者であって、<u>指定地域密着型介護予防サービス基準第6条第2項</u>に規定する厚生労働大臣が定める研修を修了しているものでなければならない。 (心身の状況等の把握) 第16条 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、指定介護予防認知症対応型通所介護の提供に当たっては、利用者に係る介護予防支援事業者が開催するサービス担当者会議（<u>洞爺湖町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（平成27年洞爺湖町条例第3号。以下「指定介護予防支援等条例」という。）第32条第9号</u>に規定するサービス担当者会議をいう。以下この章において同じ。）等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は	第10条 共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。 2 共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の管理者は、適切な共用型指定介護予防認知症対応型通所介護を提供するために必要な知識及び経験を有する者であって、<u>第6条第2項</u>に規定する厚生労働大臣が定める研修を修了しているものでなければならない。 (心身の状況等の把握) 第16条 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、指定介護予防認知症対応型通所介護の提供に当たっては、利用者に係る介護予防支援事業者が開催するサービス担当者会議（<u>指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第37号。以下「指定介護予防支援等基準」という。）第30条第9号</u>に規定するサービス担当者会議をいう。以下この章において同じ。）等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況
---	--

福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。 (地域密着型介護予防サービス費の支給を受けるための援助) 第18条 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、指定介護予防認知症対応型通所介護の提供の開始に際し、利用申込者が介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。以下「施行規則」という。）第85条の2各号のいずれにも該当しないときは、当該利用申込者又はその家族に対し、介護予防サービス計画の作成を介護予防支援事業者に依頼する旨を<u>町</u>に対して届け出ること等により、地域密着型介護予防サービス費の支給を受けることができる旨を説明すること、介護予防支援事業者に関する情報を提供することその他の地域密着型介護予防サービス費の支給を受けるために必要な援助を行わなければならない。 (介護予防サービス計画に沿ったサービスの提供) 第19条 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、介護予防サービス計画（施行規則第85条の2第1号ハに規定する計画を含む。以下同じ。）が作成されている場合は、<u>当該介護予防サービス計画</u>に沿った指定介護予防認知症対応型通所介護を提供しなければならない。 (利用料等の受領) 第22条 略 2及び3 略 4 前項第3号に掲げる費用については、<u>指定地域密着型介護予防サービス基準第22条第4項に規定する</u>厚生労働大臣が定めるところによるものとする。	等の把握に努めなければならない。 (地域密着型介護予防サービス費の支給を受けるための援助) 第18条 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、指定介護予防認知症対応型通所介護の提供の開始に際し、利用申込者が介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。以下「施行規則」という。）第85条の2各号のいずれにも該当しないときは、当該利用申込者又はその家族に対し、介護予防サービス計画の作成を介護予防支援事業者に依頼する旨を<u>市町村</u>に対して届け出ること等により、地域密着型介護予防サービス費の支給を受けることができる旨を説明すること、介護予防支援事業者に関する情報を提供することその他の地域密着型介護予防サービス費の支給を受けるために必要な援助を行わなければならない。 (介護予防サービス計画に沿ったサービスの提供) 第19条 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、介護予防サービス計画（施行規則第85条の2第1号ハに規定する計画を含む。以下同じ。）が作成されている場合は、<u>当該計画</u>に沿った指定介護予防認知症対応型通所介護を提供しなければならない。 (利用料等の受領) 第22条 略 2及び3 略 4 前項第3号に掲げる費用については、<u>別に</u>厚生労働大臣が定めるところによるものとする。
--	--

5 略 (運営規程) 第27条 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、指定介護予防認知症対応型通所介護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程（以下この章において「運営規程」という。）を定めておかなければならない。 (1)～(9) 略 <u>(10) 虐待の防止のための措置に関する事項</u> <u>(11) 略</u> (勤務体制の確保等) 第28条 略 2 略 3 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、介護予防認知症対応型通所介護従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。<u>その際、当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、全ての介護予防認知症対応型通所介護従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。</u> 4 <u>指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、適切な指定介護予防認知症対応型通所介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより介護予防認知症対応型通所介護従業者の就業</u>	5 略 (運営規程) 第27条 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、指定介護予防認知症対応型通所介護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程（以下この章において「運営規程」という。）を定めておかなければならない。 (1)～(9) 略 <u>(10) 略</u> (勤務体制の確保等) 第28条 略 2 略 3 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、介護予防認知症対応型通所介護従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。
--	--

<u>環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。</u> <u>(業務継続計画の策定等)</u> <u>第28条の2 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定介護予防認知症対応型通所介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。</u> <u>2 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、介護予防認知症対応型通所介護従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しなければならない。</u> <u>3 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。</u> <u>(非常災害対策)</u> 第30条 略 <u>2 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、前項に規定する訓練の実施に当たっては、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。</u> <u>3 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、第1項の規定により非常災害に係る対策を講ずるに当たっては、地域の特性等を考慮して、地震災害、津波災害、風水害その他の自然災害に係る対策を含むものとしなければならない。</u>	<u>(非常災害対策)</u> 第30条 略
---	--------------------------------------

(衛生管理等)

第31条 略

2 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護予防認知症対応型通所介護従業者に周知徹底を図ること。

(2) 当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

(3) 当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業所において、介護予防認知症対応型通所介護従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施すること。

(掲示)

第32条 略

2 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、前項に規定する重要事項を記載した書面を当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

(虐待の防止)

(衛生管理等)

第31条 略

2 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(掲示)

第32条 略

第37条の2 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、介護予防認知症対応型通所介護従業者に周知徹底を図ること。
- (2) 当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。
- (3) 当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業所において、介護予防認知症対応型通所介護従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

（地域との連携等）

第39条 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、指定介護予防認知症対応型通所介護の提供に当たっては、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、町の職員又は指定介護予防認知症対応型通所介護事業所が所在する区域を管轄する法第115条の46第1項に規定する地域包括支援センターの職員、介護予防認知症対応型通所介護について知見を有する者等により構成される協議会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、利用者又はその家族（以下この項及び第49条において「利用者等」という。）が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得なければならない。）（以下この項において「運営推進会議」という。）を設置し、おおむね6月に1回以上、運営推進会議に対し活動状況を報告し、運営推進会議による評価

（地域との連携等）

第39条 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、指定介護予防認知症対応型通所介護の提供に当たっては、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、町の職員又は指定介護予防認知症対応型通所介護事業所が所在する区域を管轄する法第115条の46第1項の地域包括支援センターの職員、介護予防認知症対応型通所介護について知見を有する者等により構成される協議会（以下この項において「運営推進会議」という。）を設置し、おおむね6月に1回以上、運営推進会議に対し活動状況を報告し、運営推進会議による評価を受けるとともに、運営推進会議から必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。

を受けるとともに、運営推進会議から必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。 2 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、<u>前項の報告</u>、評価、要望、助言等についての記録を作成するとともに、当該記録を公表しなければならない。 3～5 略 (指定介護予防認知症対応型通所介護の具体的取扱方針) 第42条 指定介護予防認知症対応型通所介護の方針は、第4条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。 (1)及び(2) 略 (3) 介護予防認知症対応型通所介護計画は、既に介護予防サービス計画が作成されている場合は、<u>当該介護予防サービス計画</u>の内容に沿って作成しなければならない。 (4)～(6) 略 (7) 指定介護予防認知症対応型通所介護の提供に当たっては、利用者<u>1人</u> <u>1人</u>の人格を尊重し、利用者がそれぞれの役割を持って日常生活を送ることができるよう配慮して行うものとする。 (8)～(14) 略 (従業者の員数等) 第44条 略 2～5 略 6 次の表の左欄に掲げる場合において、前各項に定める人員に関する基準	2 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、<u>前項に規定する報告</u>、評価、要望、助言等についての記録を作成するとともに、当該記録を公表しなければならない。 3～5 略 (指定介護予防認知症対応型通所介護の具体的取扱方針) 第42条 指定介護予防認知症対応型通所介護の方針は、第4条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。 (1)及び(2) 略 (3) 介護予防認知症対応型通所介護計画は、既に介護予防サービス計画が作成されている場合は、<u>当該計画</u>の内容に沿って作成しなければならない。 (4)～(6) 略 (7) 指定介護予防認知症対応型通所介護の提供に当たっては、利用者<u>一人</u> <u>一人</u>の人格を尊重し、利用者がそれぞれの役割を持って日常生活を送ることができるよう配慮して行うものとする。 (8)～(14) 略 (従業者の員数等) 第44条 略 2～5 略 6 次の表の左欄に掲げる場合において、前各項に定める人員に関する基準
--	---

を満たす介護予防小規模多機能型居宅介護従業者を置くほか、同表の中欄に掲げる施設等の人員に関する基準を満たす従業者を置いているときは、同表の右欄に掲げる当該介護予防小規模多機能型居宅介護従業者は、同表の中欄に掲げる施設等の職務に従事することができる。			を満たす介護予防小規模多機能型居宅介護従業者を置くほか、同表の中欄に掲げる施設等の人員に関する基準を満たす従業者を置いているときは、同表の右欄に掲げる当該介護予防小規模多機能型居宅介護従業者は、同表の中欄に掲げる施設等の職務に従事することができる。		
当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等のいずれかが併設されている場合	指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定地域密着型特定施設、指定地域密着型介護老人福祉施設、 <u>指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設、指定介護療養型医療施設</u> （医療法（昭和23年法律第205号）第7条第2項第4号に規定する療養病床を有する診療所であるものに限る。）又は介護医療院	介護職員	当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等のいずれかが併設されている場合	指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定地域密着型特定施設、指定地域密着型介護老人福祉施設又は <u>指定介護療養型医療施設</u> （医療法（昭和23年法律第205号）第7条第2項第4号に規定する療養病床を有する診療所であるものに限る。）又は介護医療院	介護職員
当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の同一敷地内に中欄に掲げる施設等のいずれかがある場合	前項の中欄に掲げる施設等、指定居宅サービスの事業を行う事業所、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所、 <u>指定地域密着型通所介護事業所又は指定認知症対応型通所介護事業所</u>	看護師又は准看護師	当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の同一敷地内に中欄に掲げる施設等のいずれかがある場合	前項の中欄に掲げる施設等、指定居宅サービスの事業を行う事業所、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所（ <u>指定地域密着型サービス基準条例第6条第1項に規定する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所をいう。以下同じ。</u> ）、 <u>指定認知症対応型通所介護事業所（指定地域密着型サービス基準条例第71条第1項に規定する指定認知症対応型通所介護事業所をいう。）</u> 、 <u>指定介護老人福祉施設（法第48条第1項第1号に規定する指定介護老人福祉施設をいう。）又は介護老人保健施設</u>	看護師又は准看護師

7 第1項の規定にかかわらず、サテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所（指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所であって、指定居宅サービス事業等その他の保健医療又は福祉に関する事業について3年以上の経験を有する指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業者（指定地域密着型サービス条例第191条第1項に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護事業者をいう。）により設置される当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所以外の指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業所（同項に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護事業所をいう。）であって当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に対して指定介護予防小規模多機能型居宅介護の提供に係る支援を行うもの（以下<u>この章において</u>「<u>本体事業所</u>」という。）との密接な連携の下に運営されるものをいう。以下同じ。）に置くべき訪問サービスの提供に当たる介護予防小規模多機能型居宅介護従業者については、本体事業所の職員により当該サテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の登録者の処遇が適切に行われると認められるときは、1人以上とすることができる。 8及び9 略 10 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、登録者に係る指定介護予防サービス等（法第8条の2第16項に規定する指定介護予防サービス等をいう。以下同じ。）の利用に係る計画及び介護予防小規模多機能型居宅介護計画の作成に専ら従事する介護支援専門員を置かなければならない。ただし、当該介護支援専門員は、利用者の処遇に支障がない場合は、<u>当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の他の職務に従事し、又</u>	7 第1項の規定にかかわらず、サテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所（指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所であって、指定居宅サービス事業等その他の保健医療又は福祉に関する事業について3年以上の経験を有する指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業者（指定地域密着型サービス条例第191条第1項に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護事業者をいう。）により設置される当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所以外の指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業所（同項に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護事業所をいう。）であって当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に対して指定介護予防小規模多機能型居宅介護の提供に係る支援を行うもの（以下「<u>本体事業所</u>」という。）との密接な連携の下に運営されるものをいう。以下同じ。）に置くべき訪問サービスの提供に当たる介護予防小規模多機能型居宅介護従業者については、本体事業所の職員により当該サテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の登録者の処遇が適切に行われると認められるときは、1人以上とすることができる。 8及び9 略 10 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、登録者に係る指定介護予防サービス等（法第8条の2第16項に規定する指定介護予防サービス等をいう。以下同じ。）の利用に係る計画及び介護予防小規模多機能型居宅介護計画の作成に専ら従事する介護支援専門員を置かなければならない。ただし、当該介護支援専門員は、利用者の処遇に支障がない場合は、<u>当該介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の他の職務に従事し、又は当</u>
---	---

は当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に併設する第6項の表の当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等のいずれかが併設されている場合の項の中欄に掲げる施設等の職務に従事することができる。 1 1 前項の介護支援専門員は、<u>指定地域密着型介護予防サービス基準第44条第11項に規定する</u>厚生労働大臣が定める研修を修了している者でなければならない。 1 2 第10項の規定にかかわらず、サテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所については、本体事業所の介護支援専門員により当該サテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の登録者に対して指定介護予防サービス等の利用に係る計画の作成が適切に行われるときは、介護支援専門員に代えて、介護予防小規模多機能型居宅介護計画の作成に専ら従事する前項の研修を修了している者（<u>第67条第3号</u>において「研修修了者」という。）を置くことができる。 1 3 略 （管理者） 第45条 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の他の職務に従事し、又は当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に併設する前条第6項の表の当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等のいずれかが併設されている場合の項の中欄に掲げる施設等の職務、同一敷地内の指定定期巡回・随	該介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に併設する第6項の表の当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等のいずれかが併設されている場合の項の中欄に掲げる施設等の職務に従事することができる。 1 1 前項の介護支援専門員は、<u>別に</u>厚生労働大臣が定める研修を修了している者でなければならない。 1 2 第10項の規定にかかわらず、サテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所については、本体事業所の介護支援専門員により当該サテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の登録者に対して指定介護予防サービス等の利用に係る計画の作成が適切に行われるときは、介護支援専門員に代えて、介護予防小規模多機能型居宅介護計画の作成に専ら従事する前項の<u>別に</u>厚生労働大臣が定める研修を修了している者（<u>第67条</u>において「研修修了者」という。）を置くことができる。 1 3 略 （管理者） 第45条 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の他の職務に従事し、又は当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に併設する前条第6項の表の当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等のいずれかが併設されている場合の項の中欄に掲げる施設等の職務、同一敷地内の指定定期巡回・随
---	---

時対応型訪問介護看護事業所（<u>指定地域密着型サービス条例第6条第1項に規定する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所をいう。</u>）の職務（当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所に係る指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者（<u>同項に規定する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者をいう。</u>）が、指定夜間対応型訪問介護事業者（指定地域密着型サービス条例第47条第1項に規定する<u>指定夜間対応型訪問介護事業者をいう。</u>）、指定訪問介護事業者（指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第37号。以下「指定居宅サービス等基準」という。）第5条第1項に規定する<u>指定訪問介護事業者をいう。</u>）又は指定訪問看護事業者（指定居宅サービス等基準第60条第1項に規定する<u>指定訪問看護事業者をいう。</u>）の指定を併せて受け、一体的な運営を行っている場合には、これらの事業に係る職務を含む。）若しくは法第115条の45第1項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業（同項第1号ニに規定する第1号介護予防支援事業を除く。）に従事することができるものとする。 2 略 3 前2項の管理者は、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター（老人福祉法第20条の2の2に規定する老人デイサービスセンターをいう。以下同じ。）、介護老人保健施設、介護医療院、指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定複合型サービス事業所（指定地域密着型サービス条例<u>第193条</u>に規定する指定複合型サービス事業所をいう。次条において同じ。）、指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所等の従業者又は訪問介護員等（介護福祉士又は法第8条第2項に規定する政令で定める者をいう。次条、<u>第72条第3項</u>及び第73条において同じ。）として3年以上認知症である者の介護に従事した経験を有する者であって、<u>指定地域密着</u>	時対応型訪問介護看護事業所の職務（当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所に係る指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者（<u>指定地域密着型サービス条例第6条第1項に規定する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者をいう。以下同じ。</u>）が、指定夜間対応型訪問介護事業者（指定地域密着型サービス条例第47条第1項に規定する<u>指定夜間対応型訪問介護事業者をいう。以下同じ。</u>）、指定訪問介護事業者（指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第37号。以下「指定居宅サービス等基準」という。）第5条第1項に規定する<u>指定訪問介護事業者をいう。以下同じ。</u>）又は指定訪問看護事業者（指定居宅サービス等基準第60条第1項に規定する<u>指定訪問看護事業者をいう。以下同じ。</u>）の指定を併せて受け、一体的な運営を行っている場合には、これらの事業に係る職務を含む。）若しくは法第115条の45第1項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業（同項第1号ニに規定する第1号介護予防支援事業を除く。）に従事することができるものとする。 2 略 3 前2項の管理者は、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター（老人福祉法第20条の2の2に規定する老人デイサービスセンターをいう。以下同じ。）、介護老人保健施設、介護医療院、指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定複合型サービス事業所（指定地域密着型サービス条例<u>第192条第2項</u>に規定する指定複合型サービス事業所をいう。次条において同じ。）、指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所等の従業者又は訪問介護員等（介護福祉士又は法第8条第2項に規定する政令で定める者をいう。次条、<u>第72条第2項</u>及び第73条において同じ。）として3年以上認知症である者の介護に従事した経験を有する者であって、<u>別に厚</u>
---	--

<u>型介護予防サービス基準第45条第3項に規定する</u>厚生労働大臣が定める研修を修了しているものでなければならない。 (指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者の代表者) 第46条 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者の代表者は、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター、介護老人保健施設、介護医療院、指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定複合型サービス事業所、指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所等の従業者若しくは訪問介護員等として認知症である者の介護に従事した経験を有する者又は保健医療サービス若しくは福祉サービスの経営に携わった経験を有する者であって、<u>指定地域密着型介護予防サービス基準第46条に規定する</u>厚生労働大臣が定める研修を修了しているものでなければならない。 (登録定員及び利用定員) 第47条 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所は、その登録定員（登録者の数（当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者が指定小規模多機能型居宅介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防小規模多機能型居宅介護の事業と指定小規模多機能型居宅介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、登録者の数及び指定地域密着型サービス条例第82条第1項に規定する登録者の数の合計数）の上限をいう。以下この章において同じ。）を29人（サテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、18人）以下とする。 2 略	生労働大臣が定める研修を修了しているものでなければならない。 (指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者の代表者) 第46条 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者の代表者は、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター、介護老人保健施設、介護医療院、指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定複合型サービス事業所、指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所等の従業者若しくは訪問介護員等として認知症である者の介護に従事した経験を有する者又は保健医療サービス若しくは福祉サービスの経営に携わった経験を有する者であって、<u>別に</u>厚生労働大臣が定める研修を修了しているものでなければならない。 (登録定員及び利用定員) 第47条 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所は、その登録定員（登録者の数（当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者が指定小規模多機能型居宅介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防小規模多機能型居宅介護の事業と指定小規模多機能型居宅介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、登録者の数及び指定地域密着型サービス条例第85条第1項に規定する登録者の数の合計数）の上限をいう。以下この章において同じ。）を29人（サテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、18人）以下とする。 2 略
--	---

(心身の状況等の把握) 第４９条 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、指定介護予防小規模多機能型居宅介護の提供に当たっては、介護支援専門員（第４４条第１２項の規定により、介護支援専門員を配置していないサテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、本体事業所の介護支援専門員。以下この条及び第６７条において同じ。）が開催するサービス担当者会議（介護支援専門員が指定介護予防サービス等の利用に係る計画の作成のために指定介護予防サービス等の利用に係る計画の原案に位置付けた指定介護予防サービス等の担当者を招集して行う会議（<u>テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、利用者等が参加する場合にあつては、テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得なければならない。</u>）をいう。）等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。 (利用料等の受領) 第５２条 略 ２及び３ 略 ４ 前項第３号及び第４号に掲げる費用については、<u>指定地域密着型介護予防サービス基準第５２条第４項に規定する</u>厚生労働大臣が定めるところによるものとする。 ５ 略 (運営規程) 第５７条 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、指定介護予防小	(心身の状況等の把握) 第４９条 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、指定介護予防小規模多機能型居宅介護の提供に当たっては、介護支援専門員（第４４条第１２項の規定により、介護支援専門員を配置していないサテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、本体事業所の介護支援専門員。以下この条及び第６７条において同じ。）が開催するサービス担当者会議（介護支援専門員が指定介護予防サービス等の利用に係る計画の作成のために指定介護予防サービス等の利用に係る計画の原案に位置付けた指定介護予防サービス等の担当者を招集して行う会議をいう。）等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。 (利用料等の受領) 第５２条 略 ２及び３ 略 ４ 前項第３号及び第４号に掲げる費用については、<u>別に</u>厚生労働大臣が定めるところによるものとする。 ５ 略 (運営規程) 第５７条 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、指定介護予防小
---	--

規模多機能型居宅介護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。 (1)～(9) 略 <u>(10) 虐待の防止のための措置に関する事項</u> <u>(11) 略</u> (定員の遵守) 第58条 略 <u>2 前項本文の規定にかかわらず、過疎地域その他これに類する地域において、地域の実情により当該地域における指定介護予防小規模多機能型居宅介護の効率的運営に必要であると町が認めた場合は、指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、町が認めた日から介護保険事業計画（法第117条第1項に規定する市町村介護保険事業計画であって、町が定めるものをいう。以下この項において同じ。）の終期まで（町が次期の介護保険事業計画を作成するに当たって、新規に代替サービスを整備するよりも既存の指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所を活用することがより効率的であると認めた場合にあっては、次期の介護保険事業計画の終期まで）に限り、登録定員並びに通いサービス及び宿泊サービスの利用定員を超えて指定介護予防小規模多機能型居宅介護の提供を行うことができる。</u> (非常災害対策) 第59条 略 2 略 <u>3 指定地域密着型通所介護事業者は、第1項の規定により非常災害に係る対策を講ずるに当たっては、地域の特性等を考慮して、地震災害、津波災</u>	規模多機能型居宅介護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。 (1)～(9) 略 <u>(10) 略</u> (定員の遵守) 第58条 略 (非常災害対策) 第59条 略 2 略
---	--

<u>害、風水害その他の自然災害に係る対策を含むものとしなければならない。</u> (協力医療機関等) 第60条 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、主治の医師との連携を基本としつつ、利用者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、協力医療機関を定めて<u>おかなければならない。</u> 2及び3 略 (準用) 第65条 第11条から第15条まで、第21条、第23条、第24条、第26条、第28条、<u>第28条の2及び第31条から第39条まで(第37条第4項を除く。)</u>の規定は、指定介護予防小規模多機能型居宅介護の事業について準用する。この場合において、第11条第1項中「第27条に規定する運営規程」とあるのは「第57条に規定する<u>重要事項に関する規程(第32条第1項において同じ。)</u>」と、同項、第28条第3項及び第4項、第28条の2第2項、第31条第2項第1号及び第3号、第32条第1項並びに第37条の2第1号及び第3号中「介護予防認知症対応型通所介護従業者」とあるのは「介護予防小規模多機能型居宅介護従業者」と、第26条第2項中「この節」とあるのは「第3章第4節」と、第39条第1項中「介護予防認知症対応型通所介護について知見を有する者」とあるのは「介護予防小規模多機能型居宅介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」と、「活動状況」とあるのは「通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況」と読み替えるものとする。	(協力医療機関等) 第60条 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、主治の医師との連携を基本としつつ、利用者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、協力医療機関を定めて<u>おかねばならない。</u> 2及び3 略 (準用) 第65条 第11条から第15条まで、第21条、第23条、第24条、第26条、第28条、<u>第31条から第36条まで及び第37条(第4項を除く。)</u>から第39条までの規定は、指定介護予防小規模多機能型居宅介護の事業について準用する。この場合において、第11条第1項中「第27条に規定する運営規程」とあるのは「第57条に規定する<u>重要事項に関する規程</u>」と、「介護予防認知症対応型通所介護従業者」とあるのは「介護予防小規模多機能型居宅介護従業者」と、第26条第2項中「この節」とあるのは「第3章第4節」と、<u>第28条第3項及び第32条中「介護予防認知症対応型通所介護従業者」</u>とあるのは「<u>介護予防小規模多機能型居宅介護従業者</u>」と、第39条第1項中「介護予防認知症対応型通所介護について知見を有する者」とあるのは「介護予防小規模多機能型居宅介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」と、「活動状況」とあるのは「通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況」と読み替えるものとする。
--	--

(指定介護予防小規模多機能型居宅介護の具体的取扱方針) 第67条 指定介護予防小規模多機能型居宅介護の方針は、第43条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。 (1) 略 (2) 介護支援専門員は、前号に規定する利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、<u>指定介護予防支援等条例第32条各号に掲げる具体的取扱方針及び指定介護予防支援等条例第33条各号に掲げる留意点に沿って、指定介護予防サービス等の利用に係る計画を作成するものとする。</u> (3) 介護支援専門員又はサテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の研修修了者（以下この条において「介護支援専門員等」という。）は、第1号に規定する利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、他の介護予防小規模多機能型居宅介護従業者と協議の上、指定介護予防小規模多機能型居宅介護の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容、サービスの提供を行う期間等を記載した介護予防小規模多機能型居宅介護計画を<u>作成するとともに、これを基本としつつ、利用者の日々の様態、希望等を勘案し、随時適切に通いサービス、訪問サービス及び宿泊サービスを組み合わせた介護を行わなければならない。</u> (4)～(15) 略 (従業者の員数) 第71条 指定介護予防認知症対応型共同生活介護の事業を行う者（以下「指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者」という。）が当該事業	(指定介護予防小規模多機能型居宅介護の具体的取扱方針) 第67条 指定介護予防小規模多機能型居宅介護の方針は、第43条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。 (1) 略 (2) 介護支援専門員は、前号に規定する利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、<u>指定介護予防支援等基準第30条各号に掲げる具体的取組方針及び指定介護予防支援等基準第31条各号に掲げる留意点に沿って、指定介護予防サービス等の利用に係る計画を作成するものとする。</u> (3) 介護支援専門員又はサテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の研修修了者（以下この条において「介護支援専門員等」という。）は、第1号に規定する利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、他の介護予防小規模多機能型居宅介護従業者と協議の上、指定介護予防小規模多機能型居宅介護の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容、サービスの提供を行う期間等を記載した介護予防小規模多機能型居宅介護計画を<u>作成するとともに、これを基本としつつ、利用者の日々の様態、希望等を勘案し、随時適切に通いサービス、訪問サービス及び宿泊サービスを組み合わせた介護を行わなくてはならない。</u> (4)～(15) 略 (従業者の員数) 第71条 指定介護予防認知症対応型共同生活介護の事業を行う者（以下「指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者」という。）が当該事業
--	--

を行う事業所（以下「指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所」という。）ごとに置くべき指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供に当たる従業者（以下「介護従業者」という。）の員数は、当該事業所を構成する共同生活住居ごとに、夜間及び深夜の時間帯以外の時間帯に指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供に当たる介護従業者を、常勤換算方法で、当該共同生活住居の利用者（当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者が指定認知症対応型共同生活介護事業者（指定地域密着型サービス条例第110条第1項に規定する指定認知症対応型共同生活介護事業者をいう。以下同じ。）の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防認知症対応型共同生活介護の事業と指定認知症対応型共同生活介護（指定地域密着型サービス条例第109条に規定する指定認知症対応型共同生活介護をいう。以下同じ。）の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、当該事業所における指定介護予防認知症対応型共同生活介護又は指定認知症対応型共同生活介護の利用者。以下この条及び第74条において同じ。）の数が3又はその端数を増すごとに1以上とするほか、夜間及び深夜の時間帯を通じて1以上の介護従業者に夜間及び深夜の勤務（夜間及び深夜の時間帯に行われる勤務（宿直勤務を除く。）をいう。以下この項において同じ。）を行わせるために必要な数以上とする。ただし、当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所の有する共同生活住居の数が3である場合であり、かつ、当該共同生活住居が全て同一の階において隣接し、介護従業者が円滑な利用者の状況把握及び速やかな対応を行うことが可能な構造である場合であつて、当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者による安全対策が講じられ、利用者の安全性が確保されていると認められるときは、夜間及び深夜の時間帯に指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所ごとに置くべき介護従

を行う事業所（以下「指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所」という。）ごとに置くべき指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供に当たる従業者（以下「介護従業者」という。）の員数は、当該事業所を構成する共同生活住居ごとに、夜間及び深夜の時間帯以外の時間帯に指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供に当たる介護従業者を、常勤換算方法で、当該共同生活住居の利用者（当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者が指定認知症対応型共同生活介護事業者（指定地域密着型サービス条例第110条第1項に規定する指定認知症対応型共同生活介護事業者をいう。以下同じ。）の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防認知症対応型共同生活介護の事業と指定認知症対応型共同生活介護（指定地域密着型サービス条例第109条に規定する指定認知症対応型共同生活介護をいう。以下同じ。）の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、当該事業所における指定介護予防認知症対応型共同生活介護又は指定認知症対応型共同生活介護の利用者。以下この条及び第74条において同じ。）の数が3又はその端数を増すごとに1以上とするほか、夜間及び深夜の時間帯を通じて一以上の介護従業者に夜間及び深夜の勤務（夜間及び深夜の時間帯に行われる勤務（宿直勤務を除く。）をいう。）を行わせるために必要な数以上とする。

<u>業者の員数は、夜間及び深夜の時間帯を通じて２以上の介護従業者に夜間及び深夜の勤務を行わせるために必要な数以上とすることができる。</u> ２及び３ 略 ４ 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所に、指定小規模多機能型居宅介護事業所が併設されている場合において、<u>前３項に定める員数を満たす介護従業者を置くほか、指定地域密着型サービス条例第８２条に定める指定小規模多機能型居宅介護事業所の人員に関する基準を満たす小規模多機能型居宅介護従業者を置いているときは、当該介護従業者は、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の職務に従事することができる。</u> ５ 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、<u>指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所</u>ごとに、保健医療サービス又は福祉サービスの利用に係る計画の作成に関し知識及び経験を有する者であって介護予防認知症対応型共同生活介護計画の作成を担当させるのに適当と認められるものを専らその職務に従事する計画作成担当者としなければならない。ただし、利用者の処遇に支障がない場合は、当該<u>指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所</u>における他の職務に従事することができるものとする。 ６ 前項の計画作成担当者は、<u>指定地域密着型介護予防サービス基準第７０条第６項に規定する</u>厚生労働大臣が定める研修を修了している者でなければならない。 ７及び８ 略 ９ <u>第７項本文の規定にかかわらず、サテライト型指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所（指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所であって、指定居宅サービス事業等その他の保健医療又は福祉に関する事業について３年以上の経験を有する指定介護予防認知症対応型共同生活介</u>	２及び３ 略 ４ 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所に、指定小規模多機能型居宅介護事業所が併設されている場合において、<u>前各項に定める員数を満たす介護従業者を置くほか、指定地域密着型サービス条例第８２条に定める指定小規模多機能型居宅介護事業所の人員に関する基準を満たす小規模多機能型居宅介護従業者を置いているときは、当該介護従業者は、当該小規模多機能型居宅介護事業所の職務に従事することができる。</u> ５ 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、<u>共同生活住居</u>ごとに、保健医療サービス又は福祉サービスの利用に係る計画の作成に関し知識及び経験を有する者であって介護予防認知症対応型共同生活介護計画の作成を担当させるのに適当と認められるものを専らその職務に従事する計画作成担当者としなければならない。ただし、利用者の処遇に支障がない場合は、当該<u>共同生活住居</u>における他の職務に従事することができるものとする。 ６ 前項の計画作成担当者は、<u>別に</u>厚生労働大臣が定める研修を修了している者でなければならない。 ７及び８ 略
--	---

<u>護事業者により設置される当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所以外の指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所であって当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所に対して指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供に係る支援を行うもの（以下この章において「本体事業所」という。）との密接な連携の下に運営されるものをいう。以下同じ。）については、介護支援専門員である計画作成担当者に代えて、指定地域密着型介護予防サービス基準第70条第6項に規定する厚生労働大臣が定める研修を修了している者を置くことができる。</u> <u>10</u> 略 <u>11</u> 略 （管理者） 第72条 略 <u>2</u> <u>前項本文の規定にかかわらず、共同生活住居の管理上支障がない場合は、サテライト型指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所における共同生活住居の管理者は、本体事業所における共同生活住居の管理者をもって充てることができる。</u> <u>3</u> 共同生活住居の管理者は、適切な指定介護予防認知症対応型共同生活介護を提供するために必要な知識及び経験を有し、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター、介護老人保健施設、介護医療院、指定認知症対応型共同生活介護事業所等の従業者又は訪問介護員等として、3年以上認知症である者の介護に従事した経験を有する者であって、<u>指定地域密着型介護予防サービス基準第71条第3項に規定する厚生労働大臣が定める研修を修了しているものでなければならない。</u>	<u>9</u> 略 <u>10</u> 略 （管理者） 第72条 略 <u>2</u> 共同生活住居の管理者は、適切な指定介護予防認知症対応型共同生活介護を提供するために必要な知識及び経験を有し、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター、介護老人保健施設、介護医療院、指定認知症対応型共同生活介護事業所等の従業者又は訪問介護員等として、3年以上認知症である者の介護に従事した経験を有する者であって、<u>別に厚生労働大臣が定める研修を修了しているものでなければならない。</u>
--	---

(指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者の代表者) 第73条 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者の代表者は、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター、介護老人保健施設、介護医療院、指定認知症対応型共同生活介護事業所等の従業者若しくは訪問介護員等として、認知症である者の介護に従事した経験を有する者又は保健医療サービス若しくは福祉サービスの提供を行う事業の経営に携わった経験を有する者であって、<u>指定地域密着型介護予防サービス基準第72条に規定する厚生労働大臣が定める研修を修了しているものでなければならない。</u> 第74条 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所は、共同生活住居を有するものとし、その数は<u>1以上3以下（サテライト型指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所にあつては、1又は2）</u>とする。 2～7 略 (身体的拘束等の禁止) 第78条 略 2 略 3 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。 (1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会 <u>(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)</u>を3月に1回以上開催	(指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者の代表者) 第73条 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者の代表者は、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター、介護老人保健施設、介護医療院、指定認知症対応型共同生活介護事業所等の従業者若しくは訪問介護員等として、認知症である者の介護に従事した経験を有する者又は保健医療サービス若しくは福祉サービスの提供を行う事業の経営に携わった経験を有する者であって、<u>別に厚生労働大臣が定める研修を修了しているものでなければならない。</u> 第74条 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所は、共同生活住居を有するものとし、その数は<u>1又は2</u>とする。<u>ただし、指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所に係る用地の確保が困難であることその他地域の実情により指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所の効率的な運営に必要と認められる場合は、一の事業所における共同生活住居の数を3とすることができる。</u> 2～7 略 (身体的拘束等の禁止) 第78条 略 2 略 3 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。 (1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護従事者その他の従業者
---	--

するとともに、その結果について、介護従事者その他の従業者に周知徹底を図ること。 (2)及び(3) 略 (管理者による管理) 第79条 共同生活住居の管理者は、同時に介護保険施設、指定居宅サービス、指定地域密着型サービス、指定介護予防サービス若しくは<u>指定地域密着型介護予防サービス</u>（サテライト型指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所の場合、本体事業所が提供する指定介護予防認知症対応型共同生活介護を除く。）の事業を行う事業所、病院、診療所又は社会福祉施設を管理する者であってはならない。ただし、これらの事業所、施設等が同一敷地内にあること等により当該共同生活住居の管理上支障がない場合は、この限りでない。 (運営規程) 第80条 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、共同生活住居ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。 (1) 略 (2) 従業者の職種、員数及び<u>職務の内容</u> (3)～(6) 略 (7) <u>虐待の防止のための措置に関する事項</u> (8) 略 (勤務体制の確保等)	に周知徹底を図ること。 (2)及び(3) 略 (管理者による管理) 第79条 共同生活住居の管理者は、同時に介護保険施設、指定居宅サービス、指定地域密着型サービス、指定介護予防サービス若しくは<u>地域密着型介護予防サービス</u>の事業を行う事業所、病院、診療所又は社会福祉施設を管理する者であってはならない。ただし、これらの事業所、施設等が同一敷地内にあること等により当該共同生活住居の管理上支障がない場合は、この限りでない。 (運営規程) 第80条 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、共同生活住居ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。 (1) 略 (2) 従業者の職種、員数及び<u>職務内容</u> (3)～(6) 略 (7) 略 (勤務体制の確保等)
--	--

第 8 1 条 略 2 前項の<u>従業者</u>の勤務の体制を定めるに当たっては、利用者が安心して日常生活を送ることができるよう、継続性を重視したサービスの提供に配慮しなければならない。 3 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、介護従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。<u>その際、当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、全ての介護従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第 8 条第 2 項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。</u> <u>4 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、適切な指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。</u> （準用） 第 8 6 条 第 1 1 条、第 1 2 条、第 1 4 条、第 1 5 条、第 2 3 条、第 2 4 条、第 2 6 条、<u>第 2 8 条の 2</u>、第 3 1 条から第 3 4 条まで、第 3 6 条から第 3 9 条まで（第 3 7 条第 4 項及び第 3 9 条第 5 項を除く。）、第 5 6 条、第 5 9 条及び第 6 1 条の規定は、指定介護予防認知症対応型共同生活介護の事業について準用する。この場合において、第 1 1 条第 1 項中「第 2 7 条に規定する運営規程」とあるのは「第 8 0 条に規定する重要事項に関する	第 8 1 条 略 2 前項の<u>介護従業者</u>の勤務の体制を定めるに当たっては、利用者が安心して日常生活を送ることができるよう、継続性を重視したサービスの提供に配慮しなければならない。 3 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、介護従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。 （準用） 第 8 6 条 第 1 1 条、第 1 2 条、第 1 4 条、第 1 5 条、第 2 3 条、第 2 4 条、第 2 6 条、第 3 1 条から第 3 4 条まで、第 3 6 条、<u>第 3 7 条（第 4 項を除く。）</u>、第 3 8 条、第 3 9 条、第 5 6 条、第 5 9 条及び第 6 1 条の規定は、指定介護予防認知症対応型共同生活介護の事業について準用する。この場合において、第 1 1 条第 1 項中「第 2 7 条に規定する運営規程」とあるのは「第 8 0 条に規定する<u>重要事項に関する規程</u>」と、「介護予防認知症対
---	--

規程（第32条第1項において同じ。）』と、同項、第28条の2第2項、<u>第31条第2項第1号及び第3号、第32条第1項並びに第37条の2第1号及び第3号中「介護予防認知症対応型通所介護従業者」とあるのは「介護従業者」と、第26条第2項中「この節」とあるのは「第4章第4節」と、第39条第1項中「介護予防認知症対応型通所介護について知見を有する者」とあるのは「介護予防認知症対応型共同生活介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」と、第56条中「介護予防小規模多機能型居宅介護従業者」とあるのは「介護従業者」と、第59条中「指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者」とあるのは「指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者」と読み替えるものとする。</u> （指定介護予防認知症対応型共同生活介護の基本取扱方針） 第87条 略 2 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、自らその提供する指定介護予防認知症対応型共同生活介護の質の評価を行うとともに、定期的に<u>次の各号に掲げるいずれかの</u>評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図らなければならない。 (1) <u>外部の者による評価</u> (2) <u>前条において準用する第39条第1項に規定する運営推進会議における評価</u> 3～5 略 第5章 雑則 <u>（電磁的記録等）</u> 第92条 <u>指定地域密着型介護予防サービス事業者及び指定地域密着型介</u>	応型通所介護従業者」とあるのは「介護従業者」と、第26条第2項中「この節」とあるのは「第4章第4節」と、<u>第32条中「介護予防認知症対応型通所介護従業者」とあるのは「介護従業者」と、第39条第1項中「介護予防認知症対応型通所介護について知見を有する者」とあるのは「介護予防認知症対応型共同生活介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」と、第56条中「介護予防小規模多機能型居宅介護従業者」とあるのは「介護従業者」と、第59条中「指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者」とあるのは「指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者」と読み替えるものとする。</u> （指定介護予防認知症対応型共同生活介護の基本取扱方針） 第87条 略 2 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、自らその提供する指定介護予防認知症対応型共同生活介護の質の評価を行うとともに、定期的に<u>外部の者による</u>評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図らなければならない。 3～5 略
--	--

<u>護予防サービスの提供に当たる者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるもの（第14条第1項（第65条及び第86条において準用する場合を含む。）及び第76条第1項並びに次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。</u> <u>2 指定地域密着型介護予防サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービスの提供に当たる者は、交付、説明、同意、承諾その他これらに類するもの（以下この項において「交付等」という。）のうち、この条例の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によって認識することができない方法をいう。）によることができる。</u>	
--	--

洞爺湖町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護
予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例新旧対照表（第3条関係）

改 正 案	現 行
目次 第1章～第4章 略 <u>第5章 基準該当介護予防支援の事業に関する基準（第34条）</u> <u>第6章 雑則（第35条）</u> 附則 （基本方針） 第2条 略 2及び3 略 4 指定介護予防支援事業者は、事業の運営に当たっては、町、地域包括支援センター（法第115条の46第1項に規定する地域包括支援センターをいう。以下同じ。）、老人福祉法（昭和38年法律第133条）第20条の7の2に規定する老人介護支援センター、指定居宅介護支援事業者（法第46条第1項に規定する指定居宅介護支援事業者をいう。以下同じ。）、他の指定介護予防支援事業者、介護保険施設、<u>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律123号）第51条の17第1項第1号に規定する指定特定相談支援事業者、住民による自発的な活動によるサービスを含めた地域における様々な取組を行う者等との連携に努めなければならない。</u> <u>5 指定介護予防支援事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。</u>	目次 第1章～第4章 略 <u>第5章 基準該当介護予防支援の事業に関する基準（第34条）</u> 附則 （基本方針） 第2条 略 2及び3 略 4 指定介護予防支援事業者は、事業の運営に当たっては、町、地域包括支援センター（法第115条の46第1項に規定する地域包括支援センターをいう。以下同じ。）、老人福祉法（昭和38年法律第133条）第20条の7の2に規定する老人介護支援センター、指定居宅介護支援事業者（法第46条第1項に規定する指定居宅介護支援事業者をいう。以下同じ。）、他の指定介護予防支援事業者、介護保険施設、住民による自発的な活動によるサービスを含めた地域における様々な取組を行う者等との連携に努めなければならない。

<u>6 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援を提供するに当たっては、 法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報 を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。</u> (内容、手続の説明及び同意) 第6条 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援の提供の開始に際し、 あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、第19条に規定する<u>運営規 程</u>の概要その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要 事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申 込者の同意を得なければならない。 2～8 略 (利用料等の受領) 第12条 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援（法第58条第4 項の規定に基づき介護予防サービス計画費（<u>同条第1項</u>に規定する介護予 防サービス計画費をいう。以下同じ。）が当該指定介護予防支援事業者に 支払われる場合に係るものを除く。）を提供した際にその利用者から支払 を受ける利用料（介護予防サービス計画費の支給の対象となる費用に係る 対価をいう。以下同じ。）と、介護予防サービス計画費の額との間に、不 合理的な差額が生じないようにしなければならない。 (利用者に関する町への通知) 第17条 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援を受けている利用 者が次のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を町 に通知しなければならない。	(内容、手続の説明及び同意) 第6条 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援の提供の開始に際し、 あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、第19条に規定する<u>運営規定</u> の概要その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項 を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の 同意を得なければならない。 2～8 略 (利用料等の受領) 第12条 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援（法第58条第4 項の規定に基づき介護予防サービス計画費（<u>法第58条第2項</u>に規定する介 護予防サービス計画費をいう。以下同じ。）が当該指定介護予防支援事業者 に支払われる場合に係るものを除く。）を提供した際にその利用者から支払 を受ける利用料（介護予防サービス計画費の支給の対象となる費用に係る対 価をいう。以下同じ。）と、介護予防サービス計画費の額との間に、不合理 な差額が生じないようにしなければならない。 (利用者に関する町への通知) 第17条 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援を受けている利用 者が次のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を町 に通知しなければならない。
--	--

(1) 正当な理由なしに介護給付等対象サービス（法第24条第2項に規定する介護給付等対象サービスをいう。）の利用に関する指示に従わないこと等により、要支援状態の程度を増進させたと認められるとき又は要介護状態になったと認められるとき。 (2) 略 （運営規程） 第19条 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程（以下「運営規程」という。）を定めるものとする。 (1) 略 (2) <u>従業者の職種、員数及び職務の内容</u> (3)～(5) 略 (6) <u>虐待の防止のための措置に関する事項</u> (7) 略 （勤務体制の確保） 第20条 略 2 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援事業所ごとに、当該指定介護予防支援事業所の担当職員によって指定介護予防支援の業務を提供しなければならない。ただし、担当職員の補助の業務については、<u>この限りでない</u>。 3 略 4 <u>指定介護予防支援事業者は、適切な指定介護予防支援の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とし</u>	(1) 正当な理由なしに介護給付等対象サービス（法第24条第2項に規定する介護給付等対象サービスをいう。<u>以下同じ。</u>）の利用に関する指示に従わないこと等により、要支援状態の程度を増進させたと認められるとき又は要介護状態になったと認められるとき。 (2) 略 （運営規程） 第19条 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程（以下「運営規程」という。）<u>として次に掲げる事項を定めるものとする。</u> (1) 略 (2) <u>職員の職種、員数及び職務内容</u> (3)～(5) 略 (6) 略 （勤務体制の確保） 第20条 略 2 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援事業所ごとに、当該指定介護予防支援事業所の担当職員によって指定介護予防支援の業務を提供しなければならない。ただし、担当職員の補助の業務については<u>この限りでない</u>。 3 略
---	---

た言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより担当職員
の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措
置を講じなければならない。

(業務継続計画の策定等)

第20条の2 指定介護予防支援事業者は、感染症や非常災害の発生時にお
いて、利用者に対する指定介護予防支援の提供を継続的に実施するため
の、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下この条に
おいて「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必
要な措置を講じなければならない。

2 指定介護予防支援事業者は、担当職員に対し、業務継続計画について周
知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しなければならない
い。

3 指定介護予防支援事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必
要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(感染症の予防及びまん延の防止のための措置)

第22条の2 指定介護予防支援事業者は、当該指定介護予防支援事業所
において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置
を講じなければならない。

(1) 当該指定介護予防支援事業所における感染症の予防及びまん延の防止
のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置その他の情報通信機器
（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるも
のとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果に
ついて、担当職員に周知徹底を図ること。

<u>(2) 当該指定介護予防支援事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。</u> <u>(3) 当該指定介護予防支援事業所において、担当職員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施すること。</u> (揭示) 第23条 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、担当職員の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。 <u>2 指定介護予防支援事業者は、前項に規定する重要事項を記載した書面を当該指定介護予防支援事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による揭示に代えることができる。</u> <u>(虐待の防止)</u> <u>第28条の2 指定介護予防支援事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。</u> <u>(1) 当該指定介護予防支援事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催するとともに、その結果について、担当職員に周知徹底を図ること。</u> <u>(2) 当該指定介護予防支援事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。</u> <u>(3) 当該指定介護予防支援事業所において、担当職員に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。</u>	(揭示) 第23条 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、担当職員の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。
---	---

<u>(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。</u> (会計区分) 第29条 指定介護予防支援事業者は、<u>指定介護予防支援事業所</u>ごとに経理を区分するとともに、指定介護予防支援の事業の会計とその他の事業の会計とを区分しなければならない。 (指定介護予防支援の具体的取扱方針) 第32条 指定介護予防支援の方針は、第2条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。 (1)～(8) 略 (9) 担当職員は、サービス担当国会議（担当職員が介護予防サービス計画の作成のために、利用者及びその家族の参加を基本としつつ、介護予防サービス計画の原案に位置付けた指定介護予防サービス等の担当者（以下この条において「担当者」という。）を招集して行う会議（<u>テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、利用者又はその家族（以下この号において「利用者等」という。）が参加する場合にあつては、テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得なければならない。</u>）をいう。以下同じ。）の開催により、利用者の状況等に関する情報を担当者と共有するとともに、当該介護予防サービス計画の原案の内容について、担当者から、専門的な見地からの意見を求めるものとする。ただし、やむを得ない理由がある場合については、担当者に対する照会等により意見を求めることができるものとする。 (10)～(12) 略 (13) 担当職員は、指定介護予防サービス事業者等に対して、介護予防サー	(会計区分) 第29条 指定介護予防支援事業者は、<u>事業所</u>ごとに経理を区分するとともに、指定介護予防支援の事業の会計とその他の事業の会計とを区分しなければならない。 (指定介護予防支援の具体的取扱方針) 第32条 指定介護予防支援の方針は、第2条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。 (1)～(8) 略 (9) 担当職員は、サービス担当国会議（担当職員が介護予防サービス計画の作成のために、利用者及びその家族の参加を基本としつつ、介護予防サービス計画の原案に位置付けた指定介護予防サービス等の担当者（以下この条において「担当者」という。）を招集して行う会議をいう。以下同じ。）の開催により、利用者の状況等に関する情報を担当者と共有するとともに、当該介護予防サービス計画の原案の内容について、担当者から、専門的な見地からの意見を求めるものとする。ただし、やむを得ない理由がある場合については、担当者に対する照会等により意見を求めることができるものとする。 (10)～(12) 略 (13) 担当職員は、指定介護予防サービス事業者等に対して、介護予防サー
---	---

ビス計画に基づき、介護予防訪問看護計画書等指定介護予防サービス等基準において位置付けられている計画の作成を指導するとともに、サービスの提供状況や利用者の状態等に関する報告を少なくとも1月に1回、聴取しなければならない。

(14)及び(14)の2 略

(15) 担当職員は、介護予防サービス計画に位置づけた期間が終了するときは、当該介護予防サービス計画の目標の達成状況について評価しなければならない。

(16) 担当職員は、第14号に規定する実施状況の把握（以下「モニタリング」という。）に当たっては、利用者及びその家族、指定介護予防サービス事業者等との連絡を継続的に行うこととし、特段の事情のない限り、次に定めるところにより行わなければならない。

ア～ウ 略

(17)～(23) 略

(24) 担当職員は、介護予防サービス計画に介護予防福祉用具貸与を位置づける場合にあっては、その利用の妥当性を検討し、当該介護予防サービス計画に介護予防福祉用具貸与が必要な理由を記載するとともに、必要に応じて随時、サービス担当者会議を開催し、その継続の必要性について検証をした上で、継続が必要な場合にはその理由を介護予防サービス計画に記載しなければならない。

(25) 担当職員は、介護予防サービス計画に特定介護予防福祉用具販売を位置づける場合にあっては、その利用の妥当性を検討し、当該介護予防サービス計画に特定介護予防福祉用具販売が必要な理由を記載しなければならない。

(26) 担当職員は、利用者が提示する被保険者証に、法第73条第2項に規

ビス計画に基づき、介護予防訪問看護計画書等指定介護予防サービス等基準において位置付けられている計画の作成を指導するとともに、サービスの提供状況や利用者の状態等に関する報告を少なくとも一月に1回、聴取しなければならない。

(14)及び(14)の2 略

(15) 担当職員は、介護予防サービス計画に位置づけた期間が終了するときは、当該計画の目標の達成状況について評価しなければならない。

(16) 担当職員は、第13号に規定する実施状況の把握（以下「モニタリング」という。）に当たっては、利用者及びその家族、指定介護予防サービス事業者等との連絡を継続的に行うこととし、特段の事情のない限り、次に定めるところにより行わなければならない。

ア～ウ 略

(17)～(23) 略

(24) 担当職員は、介護予防サービス計画に介護予防福祉用具貸与を位置づける場合にあっては、その利用の妥当性を検討し、当該計画に介護予防福祉用具貸与が必要な理由を記載するとともに、必要に応じて随時、サービス担当者会議を開催し、その継続の必要性について検証をした上で、継続が必要な場合にはその理由を介護予防サービス計画に記載しなければならない。

(25) 担当職員は、介護予防サービス計画に特定介護予防福祉用具販売を位置づける場合にあっては、その利用の妥当性を検討し、当該計画に特定介護予防福祉用具販売が必要な理由を記載しなければならない。

(26) 担当職員は、利用者が提示する被保険者証に、法第73条第2項に規

定する認定審査会意見又は法第３７条第１項の規定による指定に係る介護予防サービスの種類若しくは地域密着型介護予防サービスの種類についての記載がある場合には、利用者にその趣旨（同項の規定による指定に係る介護予防サービス若しくは地域密着型介護予防サービスの種類については、その変更の申請ができることを含む。）を説明し、理解を得た上で、その内容に沿って介護予防サービス計画を作成しなければならない。

(27)及び(28) 略

（準用）

第３４条 第２条及び前３章（第２７条第６項及び第７項を除く。）までの規定は、基準該当介護予防支援（法第５９条第１項第１号に規定する基準該当介護予防支援をいう。）の事業について準用する。この場合において、第６条第１項中「第１９条」とあるのは「第３４条において準用する第１９条」と、第１２条中「指定介護予防支援（法第５８条第４項の規定に基づき介護予防サービス計画費（同条第１項に規定する介護予防サービス計画費をいう。以下同じ。）が当該指定介護予防支援事業者を支払われる場合に係るものを除く。）」とあるのは「基準該当介護予防支援」と、「介護予防サービス計画費の額」とあるのは「法第５９条第３項に規定する特例介護予防サービス計画費の額」と読み替えるものとする。

第６章 雑則

（電磁的記録等）

第３５条 指定介護予防支援事業者及び指定介護予防支援の提供に当たる者並びに基準該当介護予防支援の事業を行う者及び基準該当介護予防支

定する認定審査会意見又は法第３７条第１項の規定による指定に係る介護予防サービスの種類若しくは地域密着型介護予防サービスの種類についての記載がある場合には、利用者にその趣旨（同条第１項の規定による指定に係る介護予防サービス若しくは地域密着型介護予防サービスの種類については、その変更の申請ができることを含む。）を説明し、理解を得た上で、その内容に沿って介護予防サービス計画を作成しなければならない。

(27)及び(28) 略

（準用）

第３４条 第２条及び前３章（第２７条第６項及び第７項を除く。）までの規定は、基準該当介護予防支援（法第５９条第１項第１号に規定する基準該当介護予防支援をいう。）の事業について準用する。この場合において、第６条第１項中「第１９条」とあるのは「第３４条において準用する第１９条」と、第１２条中「指定介護予防支援（法第５８条第４項の規定に基づき介護予防サービス計画費（法第５８条第２項に規定する介護予防サービス計画費をいう。以下同じ。）が当該指定介護予防支援事業者を支払われる場合に係るものを除く。）」とあるのは「基準該当介護予防支援」と、「介護予防サービス計画費の額」とあるのは「法第５９条第３項に規定する特例介護予防サービス計画費の額」と読み替えるものとする。

<u>援の提供に当たる者（次項において「指定介護予防支援事業者等」という。）は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるもの（第9条（前条において準用する場合を含む。）及び第32条第26号（前条において準用する場合を含む。）並びに次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。</u> <u>2 指定介護予防支援事業者等は、交付、説明、同意、承諾その他これらに類するもの（以下この項において「交付等」という。）のうち、この条例の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によって認識することができない方法をいう。）によることができる。</u>	
--	--

洞爺湖町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準等に関する条例新旧対照表（第4条関係）

改 正 案	現 行
（基本方針） 第4条 略 2及び3 略 4 指定居宅介護支援事業者は、事業の運営に当たっては、<u>町</u>、地域包括支援センター（法第115条の46第1項に規定する地域包括支援センターをいう。）、老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の7の2に規定する老人介護支援センター、他の指定居宅介護支援事業者、指定介護予防支援事業者（法第58条第1項に規定する指定介護予防支援事業者をいう。以下同じ。）、介護保険施設、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律123号）第51条の17第1項第1号に規定する指定特定相談支援事業者等との連携に努めなければならない。 <u>5 指定居宅介護支援事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。</u> <u>6 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援を提供するに当たっては、法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。</u> <u>7 略</u> （管理者） 第6条 略 2 略	（基本方針） 第4条 略 2及び3 略 4 指定居宅介護支援事業者は、事業の運営に当たっては、<u>本町</u>、地域包括支援センター（法第115条の46第1項に規定する地域包括支援センターをいう。）、老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の7の2に規定する老人介護支援センター、他の指定居宅介護支援事業者、指定介護予防支援事業者（法第58条第1項に規定する指定介護予防支援事業者をいう。以下同じ。）、介護保険施設等との連携に努めなければならない。 <u>5 略</u> （管理者） 第6条 略 2 略

3 第1項に規定する管理者は、専らその職務に従事する者でなければならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りではない。 (1) 略 (2) 管理者が<u>その管理する指定居宅介護支援事業所と同一敷地内にある他の事業所の職務に従事する場合（当該指定居宅介護支援事業所の管理に支障がない場合に限る。）</u> （内容及び手続の説明及び同意） 第7条 略 2 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ、居宅サービス計画が第4条に規定する基本方針及び利用者の希望に基づき作成されるものであり、利用者は複数の指定居宅サービス事業者等を紹介するよう求めることができること、<u>前6月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画の総数のうちに訪問介護、通所介護、福祉用具貸与及び地域密着型通所介護（以下この項において「訪問介護等」という。）がそれぞれ位置付けられた居宅サービス計画の数が占める割合、前6月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画に位置付けられた訪問介護等ごとの回数のうちに同一の指定居宅サービス事業者又は指定地域密着型サービス事業者（法第42条の2第1項に規定する指定地域密着型サービス事業者をいう。）によって提供されたものが占める割合等</u>につき説明を行い、理解を得なければならない。 3～8 略 （サービス提供困難時の対応）	3 第1項に規定する管理者は、専らその職務に従事する者でなければならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りではない。 (1) 略 (2) 管理者が同一敷地内にある他の事業所の職務に従事する場合（<u>その管理する指定居宅介護支援事業所の管理に支障がない場合に限る。）</u> （内容及び手続の説明及び同意） 第7条 略 2 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ、居宅サービス計画が第4条に規定する基本方針及び利用者の希望に基づき作成されるものであり、利用者は複数の指定居宅サービス事業者等を紹介するよう求めることができること等につき説明を行い、理解を得なければならない。 3～8 略 （サービス提供困難時の対応）
--	---

第9条 指定居宅介護支援事業者は、<u>当該指定居宅介護支援事業所</u>の通常の事業の実施地域（当該指定居宅介護支援事業所が通常時に指定居宅介護支援を提供する地域をいう。以下同じ。）等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切な指定居宅介護支援を提供することが困難であると認めた場合は、他の指定居宅介護支援事業者の紹介その他の必要な措置を講じなければならない。 （利用料の受領） 第13条 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援（法第46条第4項の規定に基づき居宅介護サービス計画費（<u>同条第1項</u>に規定する居宅介護サービス計画費をいう。以下同じ。）が当該指定居宅介護支援事業者に支払われる場合に係るものを除く。）を提供した際にその利用者から支払を受ける利用料（居宅介護サービス計画費の支給の対象となる費用に係る対価をいう。以下同じ。）と、居宅介護サービス計画費の額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。 2及び3 略 （指定居宅介護支援の基本取扱方針） 第15条 指定居宅介護支援は、<u>利用者の要介護状態</u>の軽減又は悪化の防止に資するよう行われるとともに、医療サービスとの連携に十分配慮して行わなければならない。 2 略 （指定居宅介護支援の具体的取扱方針） 第16条 指定居宅介護支援の方針は、第4条に規定する基本方針及び前条	第9条 指定居宅介護支援事業者は、<u>当該事業所</u>の通常の事業の実施地域（当該指定居宅介護支援事業所が通常時に指定居宅介護支援を提供する地域をいう。以下同じ。）等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切な指定居宅介護支援を提供することが困難であると認めた場合は、他の指定居宅介護支援事業者の紹介その他の必要な措置を講じなければならない。 （利用料の受領） 第13条 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援（法第46条第4項の規定に基づき居宅介護サービス計画費（<u>法第46条第2項</u>に規定する居宅介護サービス計画費をいう。以下同じ。）が当該指定居宅介護支援事業者に支払われる場合に係るものを除く。）を提供した際にその利用者から支払を受ける利用料（居宅介護サービス計画費の支給の対象となる費用に係る対価をいう。以下同じ。）と、居宅介護サービス計画費の額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。 2及び3 略 （指定居宅介護支援の基本取扱方針） 第15条 指定居宅介護支援は、<u>要介護状態</u>の軽減又は悪化の防止に資するよう行われるとともに、医療サービスとの連携に十分配慮して行わなければならない。 2 略 （指定居宅介護支援の具体的取扱方針） 第16条 指定居宅介護支援の方針は、第4条に規定する基本方針及び前条
---	--

に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。 (1) 略 (2) 指定居宅介護支援の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、<u>サービスの提供方法等</u>について、理解しやすいように説明を行うものとする。 (3) 略 (4) 介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成に当たっては、利用者の日常生活全般を支援する観点から、介護給付等対象サービス <u>(法第24条第2項に規定する介護給付等対象サービスをいう。以下同じ。)</u> 以外の保健医療サービス又は福祉サービス、当該地域の住民による自発的な活動によるサービス等の利用も含めて居宅サービス計画上に位置付けるよう努めなければならない。 (5)～(8) 略 (9) 介護支援専門員は、サービス担当会議（介護支援専門員が居宅サービス計画の作成のために、利用者及びその家族の参加を基本としつつ、居宅サービス計画の原案に位置付けた指定居宅サービス等の担当者（以下この条において「担当者」という。）を招集して行う会議 <u>(テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする。ただし、利用者又はその家族（以下この号において「利用者等」という。）が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得なければならない。)</u> をいう。以下同じ。）の開催により、利用者の状況等に関する情報を担当者と共有するとともに、当該居宅サービス計画の原案の内容について、担当者から、専門的な見地からの意見を求めるものとする。ただし、利用者（末期の悪性腫瘍の患者に限る。）の心身の状況等によ	に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。 (1) 略 (2) 指定居宅介護支援の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し <u>サービスの提供方法等</u> について、理解しやすいように説明を行うものとする。 (3) 略 (4) 介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成に当たっては、利用者の日常生活全般を支援する観点から、介護給付等対象サービス以外の保健医療サービス又は福祉サービス、当該地域の住民による自発的な活動によるサービス等の利用も含めて居宅サービス計画上に位置付けるよう努めなければならない。 (5)～(8) 略 (9) 介護支援専門員は、サービス担当会議（介護支援専門員が居宅サービス計画の作成のために、利用者及びその家族の参加を基本としつつ、居宅サービス計画の原案に位置付けた指定居宅サービス等の担当者（以下この条において「担当者」という。）を招集して行う会議をいう。以下同じ。）の開催により、利用者の状況等に関する情報を担当者と共有するとともに、当該居宅サービス計画の原案の内容について、担当者から、専門的な見地からの意見を求めるものとする。ただし、利用者（末期の悪性腫瘍の患者に限る。）の心身の状況等により、主治の医師又は歯科医師（以下この条において「主治の医師等」という。）の意見を勘案して必要と認める場合その他のやむを得ない理由がある場合については、担当者に対する照会等により意見を求めることができるものとする。
---	---

り、主治の医師又は歯科医師（以下この条において「主治の医師等」という。）の意見を勘案して必要と認める場合その他のやむを得ない理由がある場合については、担当者に対する照会等により意見を求めることができるものとする。

(10)～(19) 略

(20) 介護支援専門員は、居宅サービス計画に指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第38号。次号において「指定居宅介護支援等基準」という。）第13条第18号の2に規定する厚生労働大臣が定める回数以上の訪問介護（同号に規定する厚生労働大臣が定めるものに限る。以下この号において同じ。）を位置付ける場合にあっては、その利用の妥当性を検討し、当該居宅サービス計画に訪問介護が必要な理由を記載するとともに、当該居宅サービス計画を市町村に届け出なければならない。

(20の2) 介護支援専門員は、その勤務する指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画に位置付けられた指定居宅サービス等に係る居宅介護サービス費、特例居宅介護サービス費、地域密着型介護サービス費及び特例地域密着型介護サービス費（以下この号において「サービス費」という。）の総額が法第43条第2項に規定する居宅介護サービス費等区分支給限度基準額に占める割合及び訪問介護に係る居宅介護サービス費がサービス費の総額に占める割合が指定居宅介護支援等基準第13条第18号の3に規定する厚生労働大臣が定める基準に該当する場合であって、かつ、市町村からの求めがあった場合には、当該指定居宅介護支援事業所の居宅サービス計画の利用の妥当性を検討し、当該居宅サービス計画に訪問介護が必要な理由等を記載するとともに、当該居宅サービス計画を市町村に届け出なければならない。

(10)～(19) 略

(20) 介護支援専門員は、居宅サービス計画に厚生労働大臣が定める回数以上の訪問介護（厚生労働大臣が定めるものに限る。以下この号において同じ。）を位置付ける場合にあっては、その利用の妥当性を検討し、当該居宅サービス計画に訪問介護が必要な理由を記載するとともに、当該居宅サービス計画を市町村に届け出なければならない。

(21)～(24) 略 (25) 介護支援専門員は、居宅サービス計画に福祉用具貸与を位置付ける場合にあっては、その利用の妥当性を検討し、<u>当該居宅サービス計画</u>に福祉用具貸与が必要な理由を記載するとともに、必要に応じて随時、<u>サービス担当者会議</u>を開催し、継続して福祉用具貸与を受ける必要性について検証をした上で、継続して福祉用具貸与を受ける必要がある場合にはその理由を居宅サービス計画に記載しなければならない。 (26) 介護支援専門員は、居宅サービス計画に特定福祉用具販売を位置付ける場合にあっては、その利用の妥当性を検討し、<u>当該居宅サービス計画</u>に特定福祉用具販売が必要な理由を記載しなければならない。 (27) 介護支援専門員は、利用者が提示する被保険者証に、法第73条第2項に規定する認定審査会意見又は法第37条第1項の規定による指定に係る居宅サービス若しくは地域密着型サービスの種類についての記載がある場合には、利用者にその趣旨（<u>同項</u>の規定による指定に係る居宅サービス若しくは地域密着型サービスの種類については、その変更の申請ができることを含む。）を説明し、理解を得た上で、その内容に沿って居宅サービス計画を作成しなければならない。 (28)～(30) 略 （利用者に関する市町村への通知） 第19条 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援を受けている利用者が<u>次の各号のいずれかに</u>該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しなければならない。 (1)及び(2) 略	(21)～(24) 略 (25) 介護支援専門員は、居宅サービス計画に福祉用具貸与を位置付ける場合にあっては、その利用の妥当性を検討し、<u>当該計画</u>に福祉用具貸与が必要な理由を記載するとともに、必要に応じて随時<u>サービス担当者会議</u>を開催し、継続して福祉用具貸与を受ける必要性について検証をした上で、継続して福祉用具貸与を受ける必要がある場合にはその理由を居宅サービス計画に記載しなければならない。 (26) 介護支援専門員は、居宅サービス計画に特定福祉用具販売を位置付ける場合にあっては、その利用の妥当性を検討し、<u>当該計画</u>に特定福祉用具販売が必要な理由を記載しなければならない。 (27) 介護支援専門員は、利用者が提示する被保険者証に、法第73条第2項に規定する認定審査会意見又は法第37条第1項の規定による指定に係る居宅サービス若しくは地域密着型サービスの種類についての記載がある場合には、利用者にその趣旨（<u>同条第1項</u>の規定による指定に係る居宅サービス若しくは地域密着型サービスの種類については、その変更の申請ができることを含む。）を説明し、理解を得た上で、その内容に沿って居宅サービス計画を作成しなければならない。 (28)～(30) 略 （利用者に関する市町村への通知） 第19条 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援を受けている利用者が<u>次のいずれかに</u>該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しなければならない。 (1)及び(2) 略
--	---

(運営規程) 第21条 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程（以下「運営規程」という。）を定めるものとする。 (1) 略 (2) <u>従業者の職種、員数及び職務の内容</u> (3)～(5) 略 (6) <u>虐待の防止のための措置に関する事項</u> (7) 略 (勤務体制の確保) 第22条 略 2 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援事業所ごとに、当該指定居宅介護支援事業所の介護保険専門員に指定居宅介護支援の業務を担当させなければならない。ただし、介護支援専門員の補助の業務については、<u>この限りではない。</u> 3 略 4 <u>指定居宅介護支援事業者は、適切な指定居宅介護支援の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより介護支援専門員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。</u> (業務継続計画の策定等) 第22条の2 指定居宅介護支援事業者は、感染症や非常災害の発生時にお	(運営規程) 第21条 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程（以下「運営規程」という。）<u>として次に掲げる事項</u>を定めるものとする。 (1) 略 (2) <u>職員</u>の職種、員数及び職務内容 (3)～(5) 略 (6) 略 (勤務体制の確保) 第22条 略 2 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援事業所ごとに、当該指定居宅介護支援事業所の介護保険専門員に指定居宅介護支援の業務を担当させなければならない。ただし、介護支援専門員の補助の業務については、<u>この限りではない。</u> 3 略
---	--

<u>いて、利用者に対する指定居宅介護支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下この条において「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。</u> <u>2 指定居宅介護支援事業者は、介護支援専門員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修および訓練を定期的の実施しなければならない。</u> <u>3 指定居宅介護支援事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。</u> <u>（感染症の予防及びまん延の防止のための措置）</u> <u>第24条の2 指定居宅介護支援事業者は、当該指定居宅介護支援事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。</u> <u>(1) 当該指定居宅介護支援事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護支援専門員に周知徹底を図ること。</u> <u>(2) 当該指定居宅介護支援事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。</u> <u>(3) 当該指定居宅介護支援事業所において、介護支援専門員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的の実施すること。</u> （揭示）	（揭示）
---	-------------

第25条 略 <u>2 指定居宅介護支援事業者は、前項に規定する重要事項を記載した書面を当該指定居宅介護支援事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。</u> (指定居宅サービス事業者等からの利益収受の禁止等) 第28条 指定居宅介護支援事業者及び指定居宅介護支援事業所の管理者は、居宅サービス計画の作成又は変更に関し、当該指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員に対して特定の<u>指定居宅サービス事業者等</u>によるサービスを位置付けるべき旨の指示等を行ってはならない。 2 指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成又は変更に関し、利用者に対して特定の<u>指定居宅サービス事業者等</u>によるサービスを利用すべき旨の指示等を行ってはならない。 3 指定居宅介護支援事業者及びその従業者は、居宅サービス計画の作成又は変更に関し、利用者に対して特定の<u>指定居宅サービス事業者等</u>によるサービスを利用させることの対償として、当該<u>指定居宅サービス事業者等</u>から金品その他の財産上の利益を収受してはならない。 (事故発生時の対応) 第30条 指定居宅介護支援事業者は、利用者に対する指定居宅介護支援の提供により事故が発生した場合には、<u>速やかに</u>市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。 2及び3 略	第25条 略 (居宅サービス事業者等からの利益収受の禁止等) 第28条 指定居宅介護支援事業者及び指定居宅介護支援事業所の管理者は、居宅サービス計画の作成又は変更に関し、当該指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員に対して特定の<u>居宅サービス事業者等</u>によるサービスを位置付けるべき旨の指示等を行ってはならない。 2 指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成又は変更に関し、利用者に対して特定の<u>居宅サービス事業者等</u>によるサービスを利用すべき旨の指示等を行ってはならない。 3 指定居宅介護支援事業者及びその従業者は、居宅サービス計画の作成又は変更に関し、利用者に対して特定の<u>居宅サービス事業者等</u>によるサービスを利用させることの対償として、当該<u>居宅サービス事業者等</u>から金品その他の財産上の利益を収受してはならない。 (事故発生時の対応) 第30条 指定居宅介護支援事業者は、利用者に対する指定居宅介護支援の提供により事故が発生した場合には<u>速やかに</u>市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。 2及び3 略
--	--

(虐待の防止)

第30条の2 指定居宅介護支援事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 当該指定居宅介護支援事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、介護支援専門員に周知徹底を図ること。
- (2) 当該指定居宅介護支援事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。
- (3) 当該指定居宅介護支援事業所において、介護支援専門員に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

(準用)

第33条 第4条、第2章及び第3章（第29条第6項及び第7項を除く。）の規定は、基準該当居宅介護支援の事業について準用する。この場合において、第7条第1項中「第21条」とあるのは「第33条において準用する第21条」と、第13条第1項中「指定居宅介護支援（法第46条第4項の規定に基づき居宅介護サービス計画費（同条第1項に規定する居宅介護サービス計画費をいう。以下同じ。）が当該指定居宅介護支援事業者に支払われる場合に係るものを除く。）」とあるのは「基準該当居宅介護支援」と、「居宅介護サービス計画費の額」とあるのは「法第47条第3項に規定する特例居宅介護サービス計画費の額」と読み替えるものとする。

(準用)

第33条 第4条、第2章及び第3章（第29条第6項及び第7項を除く。）の規定は、基準該当居宅介護支援の事業について準用する。この場合において、第7条第1項中「第21条」とあるのは「第33条において準用する第21条」と、第13条第1項中「指定居宅介護支援（法第46条第4項の規定に基づき居宅介護サービス計画費（法第46条第2項に規定する居宅介護サービス計画費をいう。以下同じ。）が当該指定居宅介護支援事業者に支払われる場合に係るものを除く。）」とあるのは「基準該当居宅介護支援」と、「居宅介護サービス計画費の額」とあるのは「法第47条第3項に規定する特例居宅介護サービス計画費の額」と読み替えるものとする。

(電磁的記録等)

第35条 指定居宅介護支援事業者及び指定居宅介護支援の提供に当たる者並びに基準該当居宅介護支援の事業を行う者及び基準該当居宅介護支援の提供に当たる者(次項において「指定居宅介護支援事業者等」という。)
は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)で行うことが規定されている又は想定されるもの(第10条(前条において準用する場合を含む。))及び第16条第27号(前条において準用する場合を含む。))並びに次項に規定するものを除く。)については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。

2 指定居宅介護支援事業者等は、交付、説明、同意、承諾その他これらに類するもの(以下この項において「交付等」という。))のうち、この条例の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法(電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によって認識することができない方法をいう。)によることができる。

洞爺湖町国民健康保険条例新旧対照表

改 正 案	現 行
(出産育児一時金) 第4条 被保険者が出産したときは、当該被保険者の属する世帯の世帯主に対し、出産育児一時金として<u>40万8千円</u>を支給する。ただし、町長が健康保険法施行令（大正15年勅令第243号）第36条の規定を勘案し、必要があると認めるときは、規則で定めるところにより、これに3万円を上限として加算するものとする。 2 略 (葬祭費) 第5条 略 2 前項の規定にかかわらず、葬祭費の支給は、同一の死亡につき、健康保険法、<u>船員保険法</u>、国家公務員共済組合法、地方公務員等共済組合法又は高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）の規定によって、これに相当する給付を受けることができる場合は、行わない。	(出産育児一時金) 第4条 被保険者が出産したときは、当該被保険者の属する世帯の世帯主に対し、出産育児一時金として<u>40万4千円</u>を支給する。ただし、町長が健康保険法施行令（大正15年勅令第243号）第36条の規定を勘案し、必要があると認めるときは、規則で定めるところにより、これに3万円を上限として加算するものとする。 2 略 (葬祭費) 第5条 略 2 前項の規定にかかわらず、葬祭費の支給は、同一の死亡につき、健康保険法、国家公務員共済組合法、地方公務員等共済組合法又は高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）の規定によって、これに相当する給付を受けることができる場合は、行わない。

洞爺湖町農業委員会委員及び農地利用最適化推進委員の定数条例新旧対照表

改 正 案	現 行
(農業委員の定数) 第2条 法第8条第2項に基づく洞爺湖町農業委員会委員の定数は、<u>10</u>人とする。	(農業委員の定数) 第2条 法第8条第2項に基づく洞爺湖町農業委員会委員の定数は、<u>14</u>人とする。

西いぶり広域連合規約新旧対照表

改 正 案				現 行			
別表（第19条関係）				別表（第19条関係）			
区分		負担割合		区分		負担割合	
略	略	略	略	略	略	略	略
施設建設・整備費及び地方債償還金	ごみ処理施設及び粗大ごみ処理施設整備に関する計画策定に係る経費	均等割（登別市を除く。）	5%	施設建設・整備費及び地方債償還金	ごみ処理施設及び粗大ごみ処理施設整備に関する計画策定に係る経費	均等割（登別市を除く。）	5%
		実績ごみ処理量割	95%			実績ごみ処理量割	95%
	ごみ処理施設及び粗大ごみ処理施設	<u>均等割（登別市を除く。）</u>	5%		ごみ処理施設及び粗大ごみ処理施設	<u>旧7市町村均等割</u>	5%
		計画ごみ処理量割	95%			計画ごみ処理量割	95%
	最終処分場	計画ごみ処理量割	100%		最終処分場	計画ごみ処理量割	100%
	都市公園	人口割（登別市を除く。）	40%		都市公園	人口割（登別市を除く。）	40%
		計画ごみ処理量割	60%			計画ごみ処理量割	60%
	リサイクルプラザ	<u>均等割（登別市を除く。）</u>	5%		リサイクルプラザ	<u>旧7市町村均等割</u>	5%
		計画ごみ処理量割	95%			計画ごみ処理量割	95%
	略	略	略		略	略	略
備考 1～4 略				備考 1～4 略			

5 計画ごみ処理量割については、西いぶり広域連合新中間処理施設整備基本計画（平成31年3月策定）における新中間処理施設供用開始年度のごみ処理量を基礎として、市町協議会において同意された割合とする。

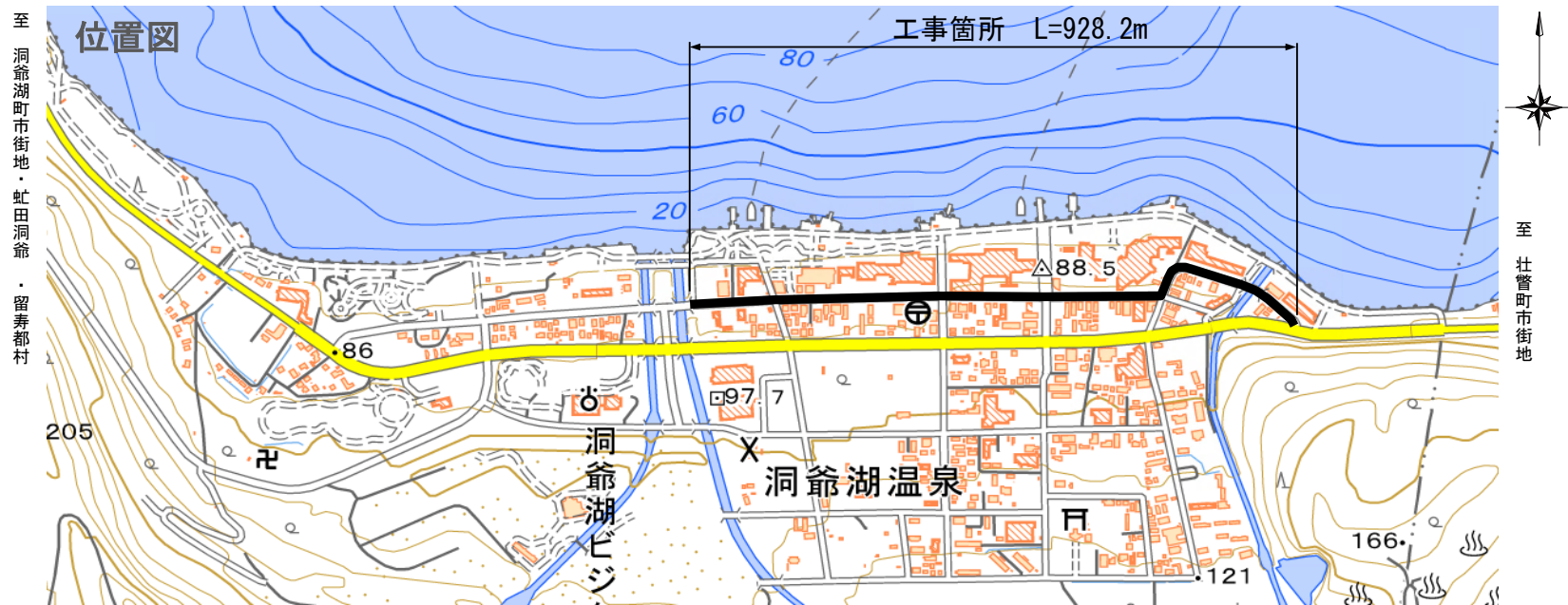
6～10 略

5 旧7市町村均等割とは、旧虻田町、旧洞爺村及び旧大滝村に係る合併が行われなかったものとみなした場合における地方公共団体（登別市を除く。）の数を基礎とした均等割とする。この場合において、旧大滝村に係る均等割は伊達市が負担し、旧虻田町及び旧洞爺村に係る均等割は洞爺湖町が負担するものとする。

6 計画ごみ処理量割については、西胆振地域廃棄物広域処理基本構想（平成11年3月、西胆振地域廃棄物広域処理検討会議において策定）で算出した平成21年度におけるごみ処理量を基礎として、市町村協議会において同意された割合とする。この場合において、伊達市と旧大滝村に係る割合の合計を伊達市の割合とし、旧虻田町と旧洞爺村に係る割合の合計を洞爺湖町の割合とする。

7～11 略

洞爺湖温泉大通り線舗装工事



土工定規図

